

取扱人カ商人間ニ信用アリタリシコトヲ立證シテ其取扱人ノ行爲ニ付キ責任ヲ負ハス

第二項 運送取扱人ノ選定

聖州法院判決例 一八九六―七一

商法第一七四條ノ規定ニモ不拘運送取扱人ノ選定ニ付テハ「コンミッサーリオ」ハ責任ノアルモノニテ又委託者ハ「コンミッサーリオ」ノミニ對抗スルモノテアル

「コンミッサーリオ」ハ運送取扱人ノ選定ニ付キ責任アルモノナレトモ若シ「コンミッサーリオ」カ運送取扱人ノ以前ノ行爲ヲ落度ナシト立證スレハ「コンミッサーリオ」ニハ全然責任無シ其任命又ハ指定カ委託者ヨリ出テタルトキモ同シク同人ニ何等ノ責任無キモノナリ（「フアルコーン」氏）

第三項 運送取扱人ト鐵道

「コンミッサーリオ」カ同人ノ任命スル運送取扱人ノ手ヲ經テ港又ハ異リタル場所ニ物品ヲ發送スルコトヲ擔任シタルトキハ同人カ其取扱人ニ委託者ノ指圖ヲ忠實ニ傳エタルコト及ヒ其取扱人カ商人間ニ當時信用ノアツタコトヲ證明スレハ運送取扱人ノ行爲ニ付テ「コンミッサーリオ」ハ責

任ヲ負ハス

鐵道會社カ運送取扱ヲ兼務スル爲メニ右ノ規定ハ現今テハ其殆ント全テノ利害ヲ失ツテ了ツタ（「メンドンサレ」氏）

第十一節 「コンミッサーリオ」ト第三者ノ支拂能力

普通ノ委託ニ於テハ「コンミッサーリオ」ハ賣買ノ相手方ノ支拂能力ニ付テ責任カ無イノテアル

商法第七十五條

第七十九條規定ノ場合又ハ「コンミッサーリオ」カ過失及ヒ欺計ヲ以テ行ヒタル場合ヲ除キ同人ハ委託ノ履行ニ於テ契約スル相手方カ其契約ノ當時ニ能力アリト看做サレタリシモノナラハ其相手方ノ支拂能力ニ付キ責任ヲ負ハス

第十二節 「コンミッサーリオ」ト期間ノ許容

第一項 商法第七十六條

「コンミッサーリオ」ハ委託者ヨリ之ニ反スル命令ヲ受ケ居ラサル限り其市場ノ商習慣ニ因ル期間ヲ許容スル權能ヲ有スルモノト看做ス

第二項 取引上ノ期間

慣例以上ニ長期ノ場合 (聖州法院判決例一八九六―七一)

商法第一七六條ノ規定ニモ不拘「コンミッサリーオ」ハ一般慣例ヨリ長期ノ期間ヲ許與シテハナラヌ然ラサレハ代價ヲ既ニ受取ツタモノト推定ス

協定以上ニ長期ノ場合 (「ファルコーン」氏)

若シ協定シタル期間ヨリ長期ノモノヲ許容シタナラハ委託者ハ代價ノ即時拂ヲ請求シテ差支ナ

イ

市場慣例ノ期間 (「メンドンサ」氏)

「コンミッサリーオ」カ委託者カラ別段之レニ反スル様ナ命令ヲ受取ツテ居ナイトキニハ其取引市場ノ商習慣テアル所ノ期間ヲ其取引ニ於ケル相手方ニ與フルコトヲ得ル權能ヲ委託者ヨリ認許セラレテ居ルモノト推定スルノテアル

右ノ期間ヲ有スル商取引ハ現金取引ニ對置スルモノテハナイ慣習ニ因ル期間ハ其現金取引ニ關スルモノテアル

期間ニ關スル指圖ノ有無 (「メンドンサ」氏)

「コンミッサリーオ」ハ若シ委託者カ同人ニ反對ノ指圖ヲ與ヘテ居ナイナラハ如何ナル信用貸ノ

取引テモ實行スルコトカ出來ル此點ニ關シテ委託者ヨリ何等ノ指圖無キコトハ「コンミッサリーオ」カ信用貸又ハ即金拂ヲ以テ取引スルコトヲ「コンミッサリーオ」ノ考ヘニ一任スルトイフ意味ニナルモノテアル

第十三節 「コンミッサリーオ」ト信用取引

第一項 商法第七十七條

「コンミッサリーオ」カ貸賣ヲ以テ販賣シタルトキハ委託者ニ送達スル其販賣通知狀並ニ委託販賣計算書中ニ買主ノ氏名住所及ヒ約定シタル期間ヲ明示スヘキモノトス 若シ右ノ明示ヲ明確ニ爲ササレハ該販賣ヲ現金賣ヲ以テ行ヒタルモノト看做シ「コンミッサリーオ」ハ之ニ反スル申立ヲ爲シ得ス

第二項 委託履行ノ通知ト勘定

「コンミッサリーオ」ハ同人カ受取ツテ居ル指圖ノ全部又ハ部分的履行ヲ其實現シタル取引條件ヲ指示シテ直チニ其顧客ニ通知スルコトヲ要ス

普通「コンミッサリーオ」ハ委託者ニ對シ賣上勘定書 (Conta de venda) 即チ賣上代金ヲ清算シタル正味額ノ勘定書ヲ送達スル其勘定書中ニハ賣買商品ノ明細、價格及ヒ手数料ヲ加算シタル諸掛

リヲ記載スル委託者ノ勘定ヲ以テ「コンミッサーリオ」カ其契約シタル第三者ノ氏名ヲ委託者ニ指示又ハ告白スルコトハ同人ノ義務テナイ之レハ主トシテ「デル、クレデーレ」委託ヲ協定シタル場合テアル此點ニ關シテ「コンミッサーリオ」カ祕密ニスルコトハ同人ノ利害ニ關スルコトデアツテ之レハ委託者カ後日ニ「コンミッサーリオ」ノ顧客ト直接關係ヲ結フノヲ防止スル爲メニ肝要ナル事項テアル

Lyon-Caen et Renault ノ兩氏ハ

「……契約ノ相手方ノ氏名ヲ指示スル義務ハ委託營業ヲ破壊スルモノテアル矣」

ト迄言ツテ居ル此通則ニ關シテ商法一七七條ハ信用取引上ノ除外例ヲ設ケテ居ル前記ノ著者ハ猶此外ニモ除外例ヲ指摘シテ居ル即チ

「若シ「コンミッサーリオ」カ其勘定書中ニ眞ノ買入價格ヨリモ高價ヲ記入シ又ハ實際ノ賣價ヨリモ低イ價格ヲ呈示セハ其立證ノ爲メニ委託者カ契約ノ相手方ヲ知悉スルコトニ眞ノ利害ヲ有スル場合」

ニ對スル除外例テアル（「メンドンサ」氏）

第三項 信用取引ト「コンミッサーリオ」ノ義務

期間ノ許容ハ「コンミッサーリオ」カ契約シタル第三者ノ支拂能力無キトキノ危険ヲ委託者ニ造ルコトニナルノテ「コンミッサーリオ」ハ委託者ニ對シテ同人ニ送付スル通知及ヒ勘定書中ニ買主ノ氏名ト住所並ニ約定シタ期間ヲ言明スルノ義務ヲ負フテアル明白ニ之レヲ記述シナカツタナラハ其販賣ヲ現金取引ト看做シ之レニ反スル申立ハ「コンミッサーリオ」ニ許サレナイ其推定ハ販賣ヲ現金拂ヲ以テ行ハレタモノトスルノテアルカラ委託者ハ即時支拂ヲ請求スルコトカテキル「コンミッサーリオ」ハ其信用ノ諸危険ヲ負フノテアル若シ委託者カ「コンミッサーリオ」ニ一定ノ期間ヲ許容スルコトヲ認許シタナラハ而シテ「コンミッサーリオ」カ夫レ以上ノ長期ヲ許諾シタトスルナラハ矢張右ト同様ナコトヲ言ハネハナラヌ
「コンミッサーリオ」ニ負ハシタ右ノ義務ヲ以テ委託者カ第三者ニ對シ自ラ直接ノ權利ヲ引受ケルトイフコトハナイ、法ハ委託者ニ其權利擁護カ可能トナル其條件ヲ知ラシメ様トノ意ニ發シテ居ルノテアル

若シ「コンミッサーリオ」カ通知ヲ出サナイナラハ其取引ヲ即金拂ヲ以テ行ハレタルモノト看做シ「コンミッサーリオ」ハ其相手方タル第三者カ期間ヲ以テ同人ニ借リテ居ル勘定ヲ即時委託者ニ支拂ハネハナラヌ

「デル、クレデーレ」テアルナラハ委託者ハ即金賣ニ何等ノ利害カナイ又「コンミッサーリオ」ニハ其契約シタル第三者ノ氏名ヲ表明スル義務カナクナルノテアル（「メンドンサ」氏）

第十四節 代金取立ノ義務

第一項 商法第七十八條

「コンミッサーリオ」ハ貸賣ヲ以テ販賣シタル商品又ハ物件ノ代價支拂満期日ニ於テ其代金ノ取立ヲ爲スヘキ義務ヲ負フ 其取立ニ於ケル同人ノ所爲ニ遺漏及ヒ落度トナルヘキ怠慢ノ廉アルトキハ其由テ來リシ損失及ヒ損害ニ付キ委託者ニ對シ責任ヲ負フモノナリ
此場合ハ委任ト同シ（「ファルコーン」氏）

商法第一七八條ノ履合ニ於テハ委任ト同等ノ規定ヲ適用ス

第二項 貸賣代金ノ取立義務

貸賣商品ノ支拂期日ニ至レハ「コンミッサーリオ」ハ其代金ノ取立ニ盡力シテ收金スルノ義務アルモノテアル若シ遺漏トカ落度トスヘキ怠慢ノ行爲アルトキハ其由テ來リタル損失ト損害ニ付キ委託者ニ責任ヲ負フモノテアル

「コンミッサーリオ」ハ此義務ノ履行ニ於テハ注意深ク懇切ニ之レヲ取扱フコトヲ要シ必要ノ場合ニハ裁判上ノ處置ヲモトル様ニシナケレハナラヌ（「メンドンサ」氏）

第十五節 「デル、クレデーレ」(Del Credere) 委託

第一項 商法第七十九條

「デル、クレデーレ」委託ハ「コンミッサーリオ」カ委託者ノ勘定ヲ以テ約定スル相手方ノ支拂能力及ヒ其嚴正ナル履行ニ付キ「コンミッサーリオ」カ委託者ニ對シ連帶シテ責任ヲ負フコトヲ設定スルモノニシテ之ニ對シ何等異義申立ノ余地ナキモノナリ
前項ノ「デル、クレデーレ」委託ヲ文書ニ依リテ協定セス委託者カ之ヲ承認又ハ許諾シテ、而カモ其量數上ニ異議アル場合ハ該「コンミッサーリオ」ノ居住セル市場ノ商習慣例ニ因リ又商習慣例ナキトキハ商業仲裁裁判人ノ判決スルトコロニ從ヒテ之ヲ決定スヘキモノトス

第二項 「デル、クレデーレ」委託ノ意義

「コンミッサーリオ」ハ委託ノ履行ニ於テ同人カ契約スル相手方ノ支拂無能力トカ義務ノ履行上ノ

日本商法

第三一五條

問屋ハ委託者ノ爲メニ爲シタル販賣又ハ買入ニ付キ相手方カ其債務ヲ履行セサル場合ニ於テ自ラ其履行ヲ爲ス責ニ任ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

嚴正ナトニ付テハ責ニ任セヌモノテアル(商法第一七五條)委託者ト「コンミッサーリオ」間ノ關係ハ其實質ニ於テ委任ノ當事者雙方間ノ關係テアル「コンミッサーリオ」カ契約ヲ爲ス當時ニ能力無キ相手方ト契約シテモ欺計又ハ過失ヲ以テ之ヲ行ハサル限り同人ハ委託者ニ對シ商取引上ノ責ヲ負ハヌノテアル例ヘハ第三者タル買主ノ側カ代金ヲ支拂ハサルトキ又ハ其支拂ヲ遲滯シタルトキ之等ニ付テ「コンミッサーリオ」ニハ責任カ無イノテアル同様ニ委託者ノ勘定ヲ以テ買入レタル商品ヲ若シ賣主カ委託者ニ引渡ササリシトキ「コンミッサーリオ」ハ委託者ニ引渡ノ義務ナキモノテアル

然シ法律ハ契約シタル相手方カ正當ナル理由無クシテ義務ヲ履行セサリシトキハ「コンミッサーリオ」カ普通倍額ノ報酬ヨリ成立ツ所ノ特殊ノ物質的報償ノ下ニ其不履行又ハ不完全ナル履行ニ付キ委託者ニ對シテ自ら直接ノ責任ヲ負フトイフコトヲ其儘ノ方式ニ則ツテ許シテ居ルノテアル

茲テ吾人カ「正當ナル理由」ト謂フ譯ハ「デル、クレーデレ」委託ニ於ケル「コンミッサーリオ」ナリトテモ例ヘハ彼ノ販賣シタル商品ノ瑕疵カ判然シタル場合ノ如キ正當ナル理由アルニ基ク契約ノ不履行ハ保證ノ限りテ無イカラテアル此場合第三者ノ支拂能力トカ履行ノ嚴正トカニ關係ハムルコトハ至當テハ無イ

「コンミッサーリオ」ニシテ自ら進ンテ危險ヲ負擔スル者ヲ「デル、クレーデレ」ノ「コンミッサーリオ」(Commissario del Credere)ト名付ケ而シテ其契約ノコトヲ「デル、クレーデレ」委託(Commissão del Credere)ト稱スル(「メンドンサル」氏)

第三項 「デル、クレーデレ」委託ノ利益

「デル、クレーデレ」委託ハ委託者ノ勘定ヲ以テ締結セラレタル契約上ノ不履行ヲ委託者ニ保證スル外「コンミッサーリオ」ノ便宜ニシテ容易ナル手段ニ對スル一ノ懲戒法テアル「コンミッサーリオ」ハ其小額ナル報酬(手数料)ヲ利得セムカ爲メニ支拂能力無キ買主ト取引シテ販賣ヲ取急クニ至ルモノテアル「デル、クレーデレ」委託ノ場合ニハ同人ハモット注意スル様ニナル(「メンドンサル」氏)

第四項 法律上ノ性質

「デル、クレーデレ」ノ法律上ノ性質ニ關シテハ喧シク議論サレテ居ル

「アンサルド」氏ノ舊式ナル學說ニ從フ人々及ヒ獨逸派ノ奧義ヲ極メタル人々ノ總テハ「デル、クレーデレ」ヲ一種ノ保證テアルト説イテ居ル又或者ハ「デル、クレーデレ」協定ハ保險テアルト同時ニ保證ニ該當スルモノテアルト論斷シテ居ル即チ其保險ニ等シキ譯ハ、一ツノ被保險物……委託者ノ信用……カアリ、一ノ保險料……特殊委託ノ權利……カアリ、一ノ保險者……「コンミッサリーオ」……カアルカラテアル又保證ニ等シキ譯ハ之レハ議論スル價值モナイコトテアルカ「コンミッサリーオ」カ恰モ一ノ保證人ノ如クニ債務ヲ保證スルカラテアル、其他ノ人々ハ結局「デル、クレーデレ」委託ニハ特ニ保險ノ總テノ要素カ集合シテ居ルト考フルモノテアル

最モ信憑スヘキ意見ハ右ノ中ノ最後ノモノノ指導ヲ採用シテ居ル

附屬的條項ト考ヘスニ一定ノ價格ヲ以テ一ノ危險ヲ保險スルモノテアルト認メテ以テ一ノ獨立シタ契約ト考フルノテアル

委託ノ關係ハ當事者間ニ依然不變ノ儘テ繼續セラレル此保險ノ爲メニ「コンミッサリーオ」ハ債務者ノ支拂能力ノミナラス又其委任ノ完全ナル履行ニ付キテモ責ヲ負フノテアル
「デル、クレーデレ」協定ハ假リニ買主タル第三者カ「コンミッサリーオ」ト約定シタル取引ヲ擔

保ヲ入レテ保證スルトシテモ又ハ信用買ノ買主カ吾人ノ所謂仕切狀割引ト稱スル其割引ノ自由ヲ行使スルトシテモ依然トシテ存續スルモノテアル右ノ第一ノ場合ニ於テ「コンミッサリーオ」ハ擔保ノ價格カ減少スル危險ヲ負ヒ第二ノ場合ニハ買主タル第三者ノ支拂不能上ノ危險カ尠クモ同人ノ支拂ヲ行フ日迄ハ存在スル（「メンドンサ」氏）

第五項 「デル、クレーデレ」協定ハ委託者ト「コンミッサリーオ」

間ノ法律上ノ關係ヲ變化セシメス

「デル、クレーデレ」協定ハ委託者ト「コンミッサリーオ」間ノ法律上ノ關係ニ變化ヲ起サシメヌ唯タ「コンミッサリーオ」カ契約シタル相手方ト共ニ委託者ニ對シテ連滯責任ヲ負フトイフ個所ヲ修正スル丈テアルソレ以外ニハ委託契約ハ何等ノ變化ヲ蒙ラス其本來ノ特質ノ儘ニ殘存スル斯クテ「コンミッサリーオ」ハ勘定ヲ爲ス義務ヲ負ヒ而シテ委託者ノ破産ノ場合ニハ留置權ヲ依然トシテ享有スルノテアル（「メンドンサ」氏）

何等ノ影響ヲ及ホサス（高等法院判決例一八七七一—一七）

「コンミッサリーオ」カ委託者ニ對シテ負フ「デル、クレーデレ」委託ハ委託契約ノ性質通リノモノニシテ其契約ヲ改メス又變化セシムルコトナシ

第六項 「デル、クレデーデレ」協定ハ豫メ之ヲ協定スルノ要アリ

「コンミッサーリオ」ノ責任ハ表示又ハ暗示ニ因ル協定ニ基カネハナラヌ商法ハ伊國商法第三八七條カ之レヲ許シタル如ク單ニ商習慣ニ基ク「デル、クレデーデレ」ヲ認許シナイ

此協定ハ商業上頻繁ニ行ハレル委託契約ノ慣例トスル普通ノ報酬ノ外ニ附加的ノ報償カアル爲メ「コンミッサーリオ」ハ委託者ニ對シ第三者カ負擔セル所ノ履行ニ付キ自ラ連帶シテ義務ヲ引受ケル左記ハ暗示的協定ノ例證テアル

「コンミッサーリオ」カ「デル、クレデーデレ」ヲ拒マナカッタ其他ノ多クノ取引ノ中テ行フ取引市場ノ商習慣ニ因リテ「コンミッサーリオ」ニ支拂フ習慣ノ手数料ヨリ多額ナル手数料其他
若シ「デル、クレデーデレ」カ文書ヲ以テ協定セラレテシカモ委託者カ之レヲ承諾又ハ許諾シタカ數トカ量ニ付テノ苦情カ出タ場合ニハ「コンミッサーリオ」ノ居住セル市場（即チ營業地）ノ商習慣ニ基キ又之レナキトキハ商業仲裁裁判人ノ判決ニ從ツテ之レヲ確定スヘキテアル「デル、クレデーデレ」協定ハ第三者カ引受ケル全テノ取引ニ適用シ得又第三者ニ該當スル分擔額又ハ歩合ニ限定スルコトモ出來ル（「メンドンサ」氏）

第七項 何等推定ノ余地ナシ

「デル、クレデーデレ」協定ハ販賣又ハ其他ノ取引ヲ他人勘定ヲ以テ行フ「コンミッサーリオ」ニ與ヘラレタル一ノ打歩ニ等シ斯委託ハ推定ヲ許ササルモノナルヲ以テ明白ニ表明シテ之ヲ協定スルコトヲ要スルモノナリ（「ファルコン」氏）

第八項 「デル、クレデーデレ」委託ニ於ケル委託者ト「コンミッサーリオ」

「デル、クレデーデレ」ヲ協定スルト「コンミッサーリオ」ハ委託者トノ間ニ於ケル委託ノ關係ヨリ損害ヲ蒙ラサル所ノ委託者ノ主要ナル個人的債務者トナル「コンミッサーリオ」ハ第三者ノ義務上ノ全的履行ニ付キ委託者ニ對シテ直接ノ履行者テアル

商法第一七九條ハ明確ナル言辭ヲ以テ次ノ如ク規定シテ居ル

「デル、クレデーデレ」委託ハ「コンミッサーリオ」カ委託者ノ勘定ヲ以テ約定スル相手方ノ支拂能力及ヒ其嚴正ナル履行ニ付キ「コンミッサーリオ」カ委託者ニ對シ連帶シテ責任ヲ負フコトヲ設定スルモノニシテ之ニ對シ何等異議申立ノ余地ナキモノナリ

即チ「デル、クレデーデレ」ヲ引受ケタル「コンミッサーリオ」ハ其契約シタル第三者カ支拂不能ノ状態ニ在ラストモ單ニ支拂不能ノミテナク主トシテ支拂ヲ保證シ其原因又ハ理由ノ如何ヲ問ハス不可抗力ノ場合モ義務ノ不履行又ハ第三者ノ履行セサル意思ニ付キテ責任ヲ負ヒ代價ノ不拂買

入品ヲ受取ラサルコト販賣品ヲ引渡ササルコトニ付キ責任ヲ有スルモノテアル以上ノ總テハ委託者ノ落度ノ爲メニ生起シタルモノテナキ場合ナルコトヲ能ク諒解シテ置カネハナラヌ
第三者ハ委託者ト「コンミッサリオ」間ニ約定セラレタル「デル、クレーデレ」協定ニ關シテハ何等ノ關係無キモノテアル（「メンドンサレ氏」）

第九項 現金取引ニ「デル、クレーデレ」協定ノ要アリヤ

賣買カ現金拂ヲ以テ第三者ト行ハルルトキニハ其協定ハ「デル、クレーデレ」テアリ得ヌト教エテ居ル現金賣ニ於テハ其代價カ商品ノ引渡ト引換ニ支拂ハレルモノテアルカラ「デル、クレーデレ」ハ其目的ヲ失フモノテアルトイフノテアル

單ニ經濟上ノ順序ノ事由ノミヲ評定スレハ一見右ノ斷定ニ理由カアル如ク見ユレトモ然シ法律上ノ順序ノ證據ニ耳ヲ藉サネハナラヌ

第一ニ於テ、現金取引ニハ異リタルニツノ「時」^{タイム}カアル即チ其一ハ契約ヲ結フ「時」、第二ハ其契約ヲ履行スル「時」テアル若シ第三者カ賣買契約ノ締結後ニ至リテ其履行ヲ拒ムトセハ「コンミッサリオ」ハ其履行ヲ保證スルコトカ出來ナカロウカ右ノ「時」ニ區別カアル以上危險ハ無イモノ

ノテアロウカ

現金取引ハ契約當事者ノ危險ヨリ絶對的ニ離脱シテ居ルモノテハナイノテアル商法第一七六條ハ「コンミッサリオ」カ委託者ヨリ別段反對ノ命令ヲ受ケ居ラサルトキニ市場習慣上ノ期間ヲ許容シ得ルモノテアルト認許シテ居ル即チ茲許同法第一七九條カ「デル、クレーデレ」ノ協定ヲ信用取引ノミニ限定セス又從屬セシメナカツタ理由カ在ル「デル、クレーデレ」ハ委託者ト「コンミッサリオ」間ニ委託契約ヲ結フ其時ニ即チ「コンミッサリオ」カ第三者ト交渉スル前ニ即チ第三者カ現金又ハ信用ヲ取引スルヤ否ヤヲ知ラサル前ニ約定セララルモノナルコトヲ特ニ注意スル要カアル（「メンドンサレ氏」）

第十六節 「コンミッサリオ」ト資金

第一項 資金ノ私消

商法 第百八十條

「コンミッサリオ」カ委託者ノ資金ヲ其命セラレタル用途以外ノ目的ニ使用シタルトキハ其資金ヲ受手シタル日ヨリ起算シテ利息ノ支拂ヲ爲スコトヲ要シ欺罔又ハ詐欺ナトノ犯罪行爲ニ因ル損害ヲ除キ

日本民法

第六四七條

受任者カ委任者ニ引渡スヘキ金額又ハ其利益ノ爲メニ用ユヘキ

金額ヲ自己ノ爲メニ消費シタルトキハ其消費シタル日以後ノ利息ヲ拂フコトヲ要ス
尙ホ損害アリタルトキハ其賠償ノ責ニ任ス

第六四九條

委任事務ヲ處理スルニ付キ費用ヲ要スルトキハ委任者ハ受任者ノ請求ニ因リ其前拂ヲ爲スコトヲ要ス

命令違反ニ基ク損害ノ賠償ヲ爲スヘキ責任アルモノナリ
民法 第三百三三條

委任者ニ引渡スヘキ金額又ハ諸費用トシテ受取リタルモノヲ自己ノ爲メニ使用シタル受任者ハ其金錢ヲ濫用シタルトキ以後ノ利息ヲ拂フヘキモノトス

資金私消及ヒ諸場合 (「メンドンサレ」氏)

受任者カ委任者ノ資金ヲ命セラレタル使途以外ノ目的ニ振向ケタ

三 ルトキハ (即チ委任ノ濫用) 其資金受取日ヨリ起算シタル利息ヲ支拂ヒ猶ホ同人ニ與ヘラレタル命令及ヒ指圖ノ不履行ヨリ由來スル損害ヲ賠償スルノ責アルモノテアル (民法第一三〇三條)
ハ受任者カ之レヲ濫用シタルトキ以後ノ利息ノミヲ支拂フヘキヲ命シテ居ル) 之レハ無用ノ文言ノ如クニ見ユルモ然シ法ハ欺罔又ハ詐欺ナトノ犯罪行爲ニ因ル損害ヲ除外シテト注意シテ居ル

資金ノ私消ノ場合ニ於テハ委任者ノ正味債權アル外委任ノ不完全ナル履行トイフコトヲ生スル利息ノ請求權ト共ニ此不履行ノ結果カラ由來スル如何ナル損害ヲモ賠償セシムルノ權利ヲ委任

者ニ與ヘタノハ右ノ理由カラテアル之レハ商法第一八〇條ニ規定セラレタル原則テハアルカ同時ニ第一六四條規定ノ委任ニ準用スルモノテアル

右ノ場合ノ利息ハ遲滞ヲ以テ計算セシテ資金ノ受取日ヨリ起算スル之レハ受任者カ委任者ノ命ニ因リ何時ナリトモ即時使用スル爲メニ受取ツテ居タモノト推定スルカラテアル事後ニ於テ此等利息ノ計算ヲ受任者カ濫用シタル時即チ資金消費ノ日ヨリ勘定スルモノト定メタナラハタタニ委任者ハ受任者カ資金ヲ把持シテ居ツタ期間中ニハ損害ヲ蒙ラナカツタノミテナク又特ニ受任者カ資金ヲ不正當ニ濫用シテ私消シタ日ヲ立證スル至難ナ任務ヲ負ハネハナラヌカラテアル

此點ニ就テハ商法ノ方カ正義ノ命スル所ヲ民法ノ第一三〇三條ヨリ以上ニ能ク考慮シテ居ル受任者カ委任者ヨリ同人ノ利害ノ爲メニ使用スル目的ノ資金ヲ受取リ乍ラ若シ自己ノ爲メノ用途ニ之レヲ供給スルカ又ハ其資金ヲ定メラレタ用途ニ使用セシテ放抛スルトカ又ハ資金ヲ委託者ノ利益ノ爲メニ使用ハシタカ同人ノ命シタトコロト違ツタ目的ニ振當テタトカイフ場合ニモ矢張資金ノ私消ヲ生スル

假令資金ノ使用カ委任者ニ利便ヲ招來シテモ商法第一八〇條ノ命令的言辭ニ於テ一見其賠償ハ

正當ナルモノノ如クニ思惟セラルルカ然リテハナイ若シ受任者カ委任ヲ侵犯シテモ或種ノ方法ヲ以テ委任者ニ利得ヲ持チ來タシタトセハ受任者ヲ二重ニ所罰スルコトハ至當テハ無イ
 尙又若シ受任者カ此等資金ヲ委任ノ良好ナル履行ノ爲メ若クハ其履行シ得ル爲メニ使用シタモノナラハ又若シ委任者自身カ豫測シナカツタ新事實ノ出現アリタリトスルナラハ委任者カ受任者ニ依リ委任ノ有要ナル履行ノ爲メ正シク使用セラレタルモノヲ以テ資金ノ私消ナリト考フルコトハ合法的テナイ受任者ハ受取ツタ指圖ヲ履行セサリシ事實ニ因リ其結果トシテ及ムタ損害(而シテ夫レ以外ニ何物モ無イ)ニ付キテ責ヲ負フテ差支ナイ(商法第一六四條及ヒ第一六九條)

受任者受任者ノ破産ノ場合ニハ委任者ハ定メラレタル目的ニ交付シタル金額ノ取戻ヲ請求スルコトカ出來ル

第二項 資金ノ保管ト喪失

商法 第百八十一條

「コンミッサリーリオ」カ第三者ノ所屬ノ資金ニシテ其權内ニ所持セル金錢貴金屬又ハ金剛石(及ヒ其他ノ寶石類)ヲ喪失又ハ紛失シタルトキハ同人ハ其損害カ不測ノ事由又ハ不可抗力ニ基クモ

ノト雖モ其保管ニ關シ注意深キ商人カ類似ノ場合ニ用フルモノト同等ノ方法ヲ以テ保管シタルコトヲ立證セサル限り之カ賠償ノ責ニ任スルモノナリ
 滅失ノ事由ヲ證明スヘシ(「メンドンサ」氏)

受任者ハ此場合己ノ責任ヲ免カレシムル事由ヲ證明スルコトヲ要ス其事由ハ推定スルコトヲ許サス

第三項 資金返還ノトキノ危険

商法 第百八十二條

「コンミッサリーリオ」カ其權内ニ所持スル資金ヲ委託者ニ返還スルニ當リテ生起スル事故ハ該委託ノ危険ト勘定ノ下ニ在ルモノナリ

但「コンミッサリーリオ」カ受取リタル命令及ヒ指圖ヲ嚴守セス又ハ命令乃至指圖ノ孰レヲモ受ケ居ラサルトキ發送地ニ於ケル慣用方法ニ從ハスシテ之ヲ行ヒタル場合ハ此限ニ在ラス

第十七節 「コンミッサリーリオ」ノ賣買ト市價及條件ノ關係

第一項 商法第百八十三條

「コンミッサリーリオ」カ受託ノ商取引ヲ行フニ當リ其賣買ヲ爲ス市場ニ於ケル取引時ノ市價及ヒ

條件以上ニ委託者ニ對シ負擔多キ價格及ヒ條件ノ下ニ之ヲ實行シタルトキハ該「コンミッサーリオ」ハ其損害ニ付キ責任ヲ負フモノニシテ同人カ自己ノ勘定ヲ以テ之ト同等ノ取引ヲ爲シタルノ事實ハ右ノ損害賠償ヲ輕減スルコトナシ

第二項 市價以下ニテ販賣シ得ス

「コンミッサーリオ」又ハ受託者ハ委託サレタル物品ヲ市場ノ時價ヨリ廉價ヲ以テ販賣スルコトヲ得ス

然レトモ若シ同人カヨリ大ナル損害ヲ回避スル爲メニ前記ノ如クニ實行シタル旨ヲ立證スレハ右ノ義務ヨリ免カルルモノナリ（「ファルコーン」氏）

第三項 賣上勘定仕切ノ價格ト實際賣價ノ差額

「コンミッサーリオ」カ或價格ヲ受託品ヲ實際販賣シナカラシカモ委託者ニ送達スル賣上勘定ノ計算書中ニハ右ノ實際賣價ヨリモ低イ價格ヲ以テ委託者ニ賣上報告ヲ爲シタルトキ後日ニ於テ其委託者ハ右ノ差額ヲ「コンミッサーリオ」ニ請求シ得ルモノテアルカ
假リニ今或農業者カ「コンミッサーリオ」商社宛ニ或俵數ノ米ヲ送荷シ夫レヲ「コンミッサーリオ」ノ營業セル市場ニテ販賣セシメタトシテ

數週間ノ後「コンミッサーリオ」カラ右米ノ賣上計算書カ農業者宛ニ送達セラレ米一俵ニ付キ五〇\$〇〇〇ノ割合テ賣上代金カ勘定シテアツタトスル無論此場合ニハ右ノ五〇\$〇〇〇中ヨリ其諸掛リトシテ運賃其他慣例ノ諸費用金額ヲ差引清算シテアル

所カ右ノ計算書ノ到着後所要モアリスルノテ農業者ハ「コンミッサーリオ」ヨリ賣上代價ヲ受取リ旁々其市場へ出掛ケル途上右ノ米カ販賣セラレタト計算書中ニ記載サレテアル日ト同シ日ニ自ラ其市場ニ出掛ケタ懇意ナ田舎商人ノ許ニ立寄ツタ
其田舎商人ハ農業者トノ會話中ニ左記ノ様ナコトヲ言ツタ

「其日ノ米ノ相場ハ六五\$〇〇〇テアツタ何ンナコトカアツテモ五〇\$〇〇〇テハナイ米ノ相場ニ嘘カ吐ケルモノカ
ト言ツタ而シテ其商人ハ農業者ニ差額ヲ嚴談シテ「コンミッサーリオ」ヨリ差額ヲ受取ルヘキ旨注意シタ

其商人ノ言フ六五\$〇〇〇カ眞ノ當日ノ相場テアルト假定シタナラハ果シテ右ノ農業者ハ「コンミッサーリオ」ヨリ其差額一俵ニ付キ一五\$〇〇〇ヲ支拂ハシムル權利カアルテアロウカ
權利カアル……………

「コンミッサリーオ」カ市價ヨリ遙カニ低イ價格ヲ以テ販賣スルコトハ實ニ恐ロシイコトテアル
 右ノ課題ノ場合ハ商法第一八三條ニ該當スルモノテアル
 尙又農業者ヨリ「コンミッサリーオ」宛ニ表示又ハ暗示ニ依テ賣價ニ關スル命令又ハ指圖ヲ出シ
 テ居タモノナラハ右ノ農業者ハ右ノ差額一俵ニ付キ一五\$〇〇〇受取リノ權利アル許リテナク其
 外ニ商法第一六九條ノ損害賠償ヲ請求スルコトカ出來ルノテアル
 嚴談ノ際「コンミッサリーオ」ハ狡猾ナル言辭ヲ以テ兎角ノ申開キヲスルテアロウ仕切狀ヲ披瀝
 シテ今日ニ於ケル他ノ取引ヲ引證シタリナトスルテアロウカ之レハ第一八三條規定通り無効テア
 ル

即チ右ノ農業者ハ差額ヲ受取リ得ルノミテナク命令違反ノ損害ヲモ適法ニ見積ツテ共々ニ「コン
 ミッサリーオ」ヨリ支拂ハシムルノ權利ヲ充分ニ有シテ居ルノテアル（「ワルテマール、フレイラ」氏）

第十八節 受託物ノ保險
 第一項 商法 第百八十四條

「コンミッサリーオ」カ保險ニ付スヘキ命令ヲ受ケ同人ノ手許ニ其保險料ヲ支拂フニ充分ナル金
 額ノ資金ヲ所持シナカラ該保險ヲ直チニ爲ササリシトキハ「コンミッサリーオ」ハ其由テ來リシ

損害ニ付キ賠償ノ責ニ任スルモノナリ

第二項 慣例ハ保險ヲ便宜トス

「コンミッサリーオ」ニハ委託者ノ商品ヲ保險ニ付スヘキ義務ハ無イ然シ委託者カ明示シテ其旨ノ
 命令ヲ出シタル場合ハ此限りテナイ普通慣例ヲ見ルニ假令「コンミッサリーオ」ノ名義ヲ以テ又
 第三者ノ勘定ヲ以テシテモ右ノ保險ヲ爲スノカ便宜ナル無論保險料ハ委託者ニ請求スルノテア
 ル（「メンドンサ」氏）

第十九節 委託販賣勘定

第一項 商法 第百八十五條

委託者ハ「コンミッサリーオ」カ委託履行ノ爲メニ支出シタル全テノ費用及ヒ其支出ノ時ヨリ辨
 濟時迄ノ期間ニ對スル利息並ニ正當ナル手数料ヲ合算シテ其「コンミッサリーオ」ニ對シ特約ア
 ル場合ヲ除キ即金拂ヲ以テ辨濟スヘキ義務ヲ負フ
 「コンミッサリーオ」カ委託者ニ提示スル委託販賣計算書ハ前者ノ帳簿ト商業記帳ニ一致スルモ
 ノタルコトヲ要ス若シ一致セサルトキハ之ヲ竊取シタルモノトシテ犯罪行爲ニ問フ

第二項 「コンミッサリーオ」ノ勘定提示

「コンミッサーリオ」ハ委託者ニ對シテ勘定ヲ提示スル義務カアル「デル、クレデーレ」ヲ協定シタルトキモ同然テアル商法第一五四條規定及ヒ吾人カ同條ノ部分ニ於テ記述シタル受任者ノ同様ノ義務ニ關スルトコロヲ此場合ニ準用スル

勘定書ノ提示ハ「コンミッサーリオ」カ受取ツタ分及ヒ支出シタ分ヲ明示スルモノテアルノミナラス「コンミッサーリオ」ハ勘定書中ニ記載セラレタル事項カ眞實嚴正ナルモノテアルコトヲ證明セネハナラヌ即チ取引ノ計算日時及ヒ起源ヲ同人ノ誠實ニシテ用意周到ナル行狀ニ免狀ヲ遺ス様ニ證據立テタルコトテアル若シ委託者カ「コンミッサーリオ」ニ右ノ如ク要求スルナラハ

「コンミッサーリオ」カ實際ノ價格以上ノ價格ヲ以テ委託者ニ仕切ルコトハ合法的テナイ「コンミッサーリオ」ハ右ノ高價仕切り法ヲ以テ商品ノ仕入レニ於テ利益ヲ獲ル爲メニ骨ヲ折ル然シ二様ノ任切狀ヲ行使スルコトハ委託ノ濫用テアツテ之カ「コンミッサーリオ」ノ風紀ヲ紊亂シ同商ノ介在ヲ衰退セシメタノテアル

右ノ計算ハ「コンミッサーリオ」ノ商業帳簿上ノ記帳ト記入ニ一致セネハナラヌ不一致ノトキハ竊取シタルモノトシテ所罰セラレル勘定書中ノ要素ハ證據類計算書仕切狀及ヒ受取證ヲ之レニ添付シテ立證セネハナラヌ委託者カ右ノ計算書又ハ勘定ヲ承認又ハ承諾スレハ計算ノ誤算欺計又ハ

詐欺ヲ立證スルトキヲ除キテ最早何等異議申立ノ余地ナキモノテアル前記ノ事實ノ各々ハ所謂

「檢算」ヲ認許スル（「メンドンサレ氏」）

第三項 立替費用償還ノ義務

委託者ノ第二ノ義務（第一ノ義務ハ「コンミッサーリオ」ニ報酬ヲ拂フコト）ハ「コンミッサーリオ」ニ費用並ニ前貸金又ハ立替金ヲ償還スルコトテアル委託者カ破産シタ場合ノ處置ハ吾人カ第一四條ノ個所テ既述ノ通りテアル（「メンドンサレ氏」）

第二十節 委託手数料ト商習慣

第一項 商法 第百八十六條

總テノ「コンミッサーリオ」ハ委託者ノ爲メニ行ヒタル業務ニ因リ

委託者ニ對シ相當ノ報酬（手数料）ヲ請求スルノ權利ヲ有シ其報酬ヲ豫メ明白ニ協定セサリシトキハ其委任ヲ履行シタリシ地方ノ商習慣ニ因リ之ヲ定ムヘシ

第二項 商法 第百八十七條

委託ニ因ル手数料ハ該委託ノ取引又ハ委託ノ履行カ終結シタル場合

日本民法

第六四八條

受任者ハ特約アルニ非サレハ委任者ニ對シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

受任者カ報酬ヲ受ケヘキ場合ニ於テハ委任履行ノ後ニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス但期間ヲ以テ報酬ヲ定メタルトキハ

第六二四條第二項ノ規定ヲ準用ス
 委任カ受任者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ其履行ノ半途ニ於テ終了シタルトキハ受任者ハ其既ニ爲シタル履行ノ割合ニ應ジテ報酬ヲ請求スルコトヲ得

ニ於テ其全額タルヘシ委託履行ノ半途ニ於テ「コンミッサーリオ」カ死亡又ハ解任シタルトキハ其手数料ハ單ニ同人カ既ニ爲シタル履行ノ割合ニ應スルモノタルヘシ

第三項 商法 第百八十八條

又「コンミッサーリオ」ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ委託者カ

委託終了前ニ委託ヲ解除シタルトキハ委託者ハ其支拂額カ「コンミッサーリオ」ノ履行シタル割合ニ相應セサル報酬ナリトモ必ス全手数料ノ半額以上ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス

第四項 委託手数料

「コンミッサーリオ」ニ對シテ其業務ニ因ル正當ナル報酬ヲ拂フコトハ委託ノ特殊ノ義務ノ第一テアル

右ノ報酬ハ委託手数料 (Direito de Comissáo) 又ハ單ニ手数料 (Comissáo) ト稱シ委託契約中ニ明白ニ別段ノ協定アル場合ヲ除キ (商法第一八六條) 履行地ニ於テ商習慣トナツテ居ルモノヲ基準トスル

手数料ハ一般ニ取引ノ金高ニ準シテ計上スル金額ヨリ成リ商買ノ種類ニ依テ種々異ツテ居ル

「デル、クレーデレ」委託ノ手数料ハ普通前記ノ手数料ノ二倍ノ額トナルモノテアル

委託取引賣買總額上ニ計算スルノテアル蓋シ清算額上ニ基キテ算定スルトセハ「コンミッサーリオ」ノ報酬ハ無償又ハ殆ント無手数料トナルカラテアル

又手数料ハ豫メ協定シテ置イテ給與又ハ定額給料ヲ以テ之レニ充テルコトモアル然シ之レハ委託契約ノ拙ク報酬ノ形式テハナイ

右ノ報酬ヲ受ケルト「コンミッサーリオ」ハ思惑ニ誘惑セラレテモ投機的分子ヲ期待シテハナラヌ之レハ安全ナル取引ノ方法テアツテ所得ハ限定セラルルカ控目ノ利潤及ヒ既ニ行ツタ業務ニ關係ノアル關連ノ利得ヲ生シテ來ル一般ニ「コンミッサーリオ」カ單ニ委託ノ専門的營業ノミニ限ラス「デル、クレーデレ」委託ヲ引受ケタリ顧客ニ金融業者トシテノ役目ヲ勤メタリ其他ノ業務ヲ營ム理由ハ此所ニ存スルノテアル

「コンミッサーリオ」ハ賣買契約カ成立スレハ直チニ其手数料請求ノ權利カアルモノテアツテ賣買契約カ第三者ニ依リテ未タ履行セラレテ居ヌコトニハ無關係テアル但シ「デル、クレーデレ」委託ノ場合ハ此限リテナイ (「メンドンサレ氏」)

手数料ト商業仲裁々判法 (聖州法院判決一九二二(二三))

「コンミッサーリオ」ノ利得ヲ明示シテ協定セス又其履行地方ニ商業市場存在セス且同地方最寄
ノ市場商習慣ノ如何ナルモノナルカラ立證シ在ラサルトキハ其報酬ハ商業仲裁々判法ニ因リテ
之ヲ決定スヘキコトヲ要ス

第五項 報酬ノ請求權

第一八六條規定ノ報酬ニ關スル請求權ハ如何ナル者ニモ及ホスモノニシテ職業トシテ「コンミッ
サーリオ」ヲ營業シ居ラサル者ニ對シテモ之レヲ適用シ凡ソ特ニ商人ヲアレハ差支ナイ
委託ハ委任同様ニ有償的ノ契約テアル (「ファルニーン」氏)

第六項 報酬請求ノ實例

委託者ヨリ指圖ヲ受取ツテ居テ、其指圖通りニ「コンミッサーリオ」ハ或數量ノ商品ノ販賣ヲ行ツ
タ所カ買主カ其取引ヲ拋棄シタ破棄ノ理由ハ賣主カ協定期間内ニ其商品ヲ引渡サナカツタカラ
テアツタ

右ノ條件下ニ其「コンミッサーリオ」ハ其所得歩合又ハ委託手数料ヲ受クヘキ權利アリヤ

確カニ權利カアル

商法第一八六條ノ條項カ規定スル所ハ明白ニ斷定的ニ報酬請求權ノアルコトヲ肯定シテ居ル (條

文參照)

所テ右ノ場合「コンミッサーリオ」ハ委託者ノ指圖ニ從テ商品ヲ販賣シタ然シ委託者カ協定期
間中ニ買主ヘ其商品ヲ送貨シナカツタノタ爲メニ然リ單ニ其一事ノミヲ理由トシテ買主カ其契約
ヲ破棄シタノテアル即チ「コンミッサーリオ」ノ落度ヲ破棄ノ理由トシナカツタノテアル「コン
ミッサーリオ」ハ其賣買契約ヲ成立セシムル爲メニ有ラユル術ヲ盡シタノテアル其「コンミッサー
リオ」ノ業務ハ報償セラレネハナラヌ同人ハ業勞ヲ習慣通りニ行ツテ居ル同人カ手数料ニ對シテ
請求權アルコトハ更ラニ異論ノ無イ所テアル (「ワルゲマール、フエレイ」氏)

第七項 報酬問題ノ實例

甲ノ「コンミッサーリオ」商社ハ乙ノ「コンミッサーリオ」商社テアリ卸問屋ノ當國ニ於ケル代理
店テアル

一定ノ取引ニ於テ……此取引ハ甲ノ營業セル都市ヘ特ニ出張セル乙ノ派出手代^{ヴァイアツヤンテ}ノ助ケヲ以テ免
モ角成立シタモノ……商品カ破損シテ到着シ保險會社ハ其保險カ單ニ喪失ニ對スル保險テアル
トイフ理由ノ下ニ之ヲ填補シナカツタ爲メ甲ハ買主ニ對シ一割ノ値引キスルノ餘儀ナキニ立到ツ
タ

然ルニ乙ハ其取引ニ於テ損失ヲ蒙ツタ故甲ニ委託手数料ヲ拂フコトハ至當テナイトシテ既ニ帳簿ニ記帳シテアツタ其手数料ヲ「キャンセル」シタ
 甲ハ抗議ヲ申込ムタ……甲ノ手数料ハ利益ニ於ケル部分ヲハナク、商品ヲ販賣シ其取引ヲ清算スル業務ニ對スル報酬ナル……トシテ抗議シタ
 右ノ場合乙ト甲ト何レカ正當テアロウカ？左ニ解剖シテ見様
 右ノ場合ハ商法第一六五條規定ノ商業委託契約ニ該當スル
 其取引カ完結スレハ「コンミッサーリオ」ハ商法第一八六條ニ因リ當然其手数料ヲ請求スルコトカ出來ル假令契約ノ相手方タル第三者カ協定通り履行シナカツタ所テ之レニ「コンミッサーリオ」ノ落度カ加味サヘサレテ居ナケレハ手数料ハ全額請求ノ權利カアル（商法第一八七條）
 今ノ場合ハ取引ハ行ハレテ而シテ清算モセラレタ單ニ乙商社ノ手代ニ助けラレテ販賣品ニ割引ヲシタニ過キヌ然シ之レモ皆商品カ破損シテ到着シ夫レニ適當ナル保險ヲ付シテ居ナカツタ爲メテアル
 何人ノ落度カ？甲テアロウカ？否甲ハ總テ必要ナル手續ヲトリ自己ノ使命ヲ立派ニ果シテ居ル何故ニ既ニ記帳シタ手数料ヲ抹殺スルニ到ツタモノテアルカ吾人ハ其理由ヲ見出スニ苦シム者テ

アル

乙ハ甲ニ對シテ手数料ヲ當然支拂フヘキテアツテシカモ協定通りノ全額支拂テナケレハナラヌ假令取引カ一割値引キノ結果ニナツタ所テ協定ノ全額手数料ヲ拂ハネハナラヌ
 甲ニ何等ノ落度ハナイ、故ニ右ノ場合ニ乙ハ商法第一六三條ニ因ルコトハ出來ヌ（「ワルデマール」フエレイラレ氏）

第八項 工場ト外交員間ノ實例

或工場ノ販賣外交員カ同工場ノ爲メ其製品ヲ販賣シタ、所テ若シ工場カ其販賣サレタル商品ノ送貨ヲ拒絶シタリトセハ右ノ外交員ハ協定手数料ヲ工場ニ請求スル權利ヲ持ツヤ
 或工場ヨリ其製品ノ販賣方ヲ擔任サセラレテ販賣高ニ對スル手数料ヲ受ケル協定カアレハ此外交員ハ「コンミッサーリオ」ノ業務ヲ行フモノテアル
 右ノ外交員ハ數多ノ市場ヲ馳驅シテ色々ナ販賣ヲ成立シタ、委託者タル工場宛ニ夫々註文品ノ發送請求書ヲ送達シタ

所カ其註文品發送請求書ヲ外交員ヨリ受取ツタ工場ハ外交員ノ返事ノ中ニ夫々註文品ヲ其註文主ヘ除々ニ發送スヘキ旨

ヲ明白ニ言明シタ
然シ發送ハ行ハレナカツタ之レカラ發送スルコトモシナイ
右ノ如キ狀況ノ下ニ於テ外交員ハ豫メ協定シタ手數料ヲ工場ニ對シテ請求スル權利ヲ有スルモノ
カ如何カ
ト謂フ問題テアル

商法第一八六條ハ何等疑ヲ殘ス餘地ナク

總テノ「コンミッサーリオ」ハ委託者ノ爲メニ行ヒタル業務ニ因リ委託者ニ對シ相當ノ報酬ヲ
請求スルノ權利ヲ有ス
ト規定シテ居ル

右ノ場合外交員ハ「コンミッサーリオ」ノ業務ヲ行ツテ居ル委託者タル工場側ノ何等ノ反對ナク
物品ハ販賣セラレタ其註文品發送請求書ハ工場ニ依リ受手セラレタ即チ取引ハ悉ク完結シタノタ
「コンミッサーリオ」トシテノ業務ヲ外交員ハ完結シタノタ單ニ製品ノ送貨ノミカ殘ツタノテアル
送貨スルト約シタニモ拘ラス委託者ハ約束ヲ履行シナカツタ其販賣ヲ中止セヨトモ何トモ適當ナ
ル時期ニ外交員ニ對シテ指圖シナカツタノテアル

右ノ如キ狀況下ニ於テハ「コンミッサーリオ」ハ無論其役立テタル業務ニ對シテ手數料ヲ要求ス
ルコトカ出來ル而シテ其手數料ハ商法第一八七條規定通り
取引又ハ委託ノ履行カ終結シタル場合ニ於テ其全額タルヘシ

ノ條項ニ從テ外交員ノ獲集シタル總テノ註文、即チ……完結シタル履行ノ取引高ノ總計……
ニ應シタ協定率ノ手數料ヲ外交員ハ受取ル權利カアルコトハ明確テアル
「ベント、デ、フアリア」氏ハ其有名ナル「商法詳解」ニ於テ左ノ如ク言ツテ居ル

……「コンミッサーリオ」カ擔任シタル取引ニシテ一度其完結ヲ見タルモノハ其取引ノ相手方
タル第三者カ協定通りニ履行シナカツタ所テ而シテ同様ナル不履行カ「コンミッサーリオ」自
身ノ落度ノ結果テナイ以上ハ手數料ハ當然支拂ハルヘキモノテアル……

外交員ハ全額ノ手數料ヲ工場ニ請求スル權利ヲ有シ其工場ハ夫レヲ支拂フノ義務アルコト異論ノ
限リテナイ (同上)

第九項 其他ノ場合ト實例

控訴院判決例 (一八九九―五―一八
一九〇〇―五―二八)

商法第一八八條ノ規定スルトコロハ「コンミッサーリオ」ノ業務並ニ豫想利得ニ對スル正當ナ

ル賠償ナリ

但競賣人ハ競賣品ノ料金ニ限り其請求權ヲ有ス

「コンミッサリーオ」ノ保管料請求 (法律雜誌第一四卷)

「コンミッサリーオ」ハ同人ノ倉庫内ニ商品ヲ收容スル余地無キコトニ付キ外ニ支拂フヘキ要アルトキノ保管料ヲ請求シ得ルノミ

第二十一節 委託者ノ破産ト「コンミッサリーオ」

商法第百八十九條

委託者ノ破産ノ場合同人ノ物件ニシテ「コンミッサリーオ」倉庫鐵道驛若クハ其他ノ場所ニ所在シ之ヲ「コンミッサリーオ」カ處理シ得ルモノ又ハ破産者タル委託者ニ宛テ運送ノ途上ニアルモノニシテ破産宣告前ノ日付アル貨物引換證或ハ同種ノ效力アル證憑書ニ因リ之ヲ證明スルモノニ關シ「コンミッサリーオ」ハ賠償及ヒ全テノ費用若シアラハ前貸金當然ノ手數料並ニ夫々ノ利息ノ債權辨濟ニ付キ其抵當權及ヒ先取特權ヲ有スルモノナリ

第二十二節 委任ノ諸規定ヲ總テ委託ニ準用ス

商法第百九十條

商法第六編商行為ノ委任ノ諸規定ヲ商業委託ニ準用ス

第三編 「サントス」市場ノ「コンミッサリーオ」

第一章 「サントス」市場ニ於ケル「コンミッサリーオ」

「サントス」營業ノ實際

第一節 「コンミッサリーオ」ハ何ナコトヲスル乎

伯國ノ珈琲商業ハ「サントス」市場及ヒ「リオ、デ、ジャネイロ」市場ノ兩市場カ對内的ニモ對外的ニモ其代表的中心テアル

現今右ノ兩市場ニ於テハ珈琲ノ商取引ハ其現物ナルト先物ノ賣買ナルトヲ問ハス珈琲取引所以外ノ自由市場ニ於テ行ハルル商取引カ非常ナル多數ヲ占メ珈琲取引所ハ閒却セラレテ居ル形テアル

其自由市場ヲ分ケルト現物取引及ヒ直接取引ノ二市場トスルコトカデキル
取引所内ノ清算取引ニ於テハ公任珈琲仲立人カ重要ナル地歩ヲ占メ「コンミッサリーオ」ハ單ナル取引所取引人ニ過キナイカ自由市場ノ現物取引及ヒ直接取引ノ賣買ニ於テハ獨リ「コンミッサリー

リオ」カ卓絶シタ役目ヲ勤メ自由市場ヲ獨占シテ居ル觀カアル
 此等「コンミッサーリオ」達ハ單ニ珈琲ノ賣買ヲ營ムノミテナク其前貸金制度ナル貸付法ノ下ニ
 純然タル金融業者ノ業務ヲモ行ツテ居ルカス「コンミッサーリオ」ノ特異ナル貸付ハ伯國ノ盛大ナ
 ル今日ノ珈琲産業ヲ創始シ其珈琲農業ノ基礎ヲ造ツタ唯一ノ要因子テアルトサヘ謂ハレテ居ル
 「サントス」及ヒ「リオ」兩市場ニ於ケル「コンミッサーリオ」ハ其取引賣買ノ仕方、方法カ大分
 違ツテ居ル大體ニ於テ左記ノ如キ相違點ヲ持ツテ居ル

第一項 「サントス」市場ニ於ケル「コンミッサーリオ」

「サントス」市場ニ於ケル珈琲「コンミッサーリオ」營業ハ「メンドンサ」博士ノ指摘スルカ如ク
 ……委託商取引ノ不可思議ナル型ノ一種……テアツテ、其「コンミッサーリオ」ノ法的形態ハ
 ……伯國商法第一六五條ノ規定スルカ如キ謙讓ナル媒介人テハ無イ

「サントス」市場ノ「コンミッサーリオ」營業者ハ委託珈琲ノ單ナル賣買ヲ爲シテ其委託販賣ニ於
 ケル賣上總額ノ三步ニ相等スル所謂委託販賣手数料ヲ利得スル丈テハ満足シナイノテアル
 彼等ハ金融業務ヲモ營ムテ前貸金ト謂フ名目ノ下ニ委託者ニ對シテ資金ヲ貸付ケ之ニ對シテ年利
 率一割二歩ノ割合テ其貸付利子ヲ利得スル外

彼等ハ「サントス」鐵道驛ヨリ「コンミッサーリオ」倉庫迄委託珈琲ヲ運搬スルノニ實際支出シ
 タ市内運賃、袋詰メ、再袋詰メ、看貫、再看貫、倉庫内移動及ヒ仲立人手數料等ノ諸費用トシテ
 委託者ヨリ珈琲一俵ニ付キ四二〇「レース」乃至六〇〇「レース」宛ヲ徵收シテ居ル此諸掛リハ
 筆者ノ計算スル所テハ珈琲一俵ニ付キ一四〇「レース」乃至二〇〇「レース」(倉庫ノ位地及ヒ其
 他條件ニ依リ)ノ實費テアル即チ彼等ハ諸掛リノ仕切りニ於テ珈琲一俵ニ付キ約二八〇「レース」
 乃至四〇〇「レース」宛ノ純益アルモノテアル之ハ立派ニ運送取扱業務テアル
 亦彼等ハ一袋ニ付キ二\$八〇〇ヲ以テ仕入レル珈琲用ノ新麻袋ヲ三\$五〇〇テ販賣スルカラ此袋
 ノ賣買益カ一袋ニ付キ七〇〇「レース」宛アル

其他彼等ハ委託者ヨリ珈琲ヲ受荷スルト其儘テハ市場テ販賣シナイ彼等ハ其委託珈琲ヲ自己ノ倉
 庫内テ袋ヨリ取出シ分選機ニ掛ケテ分選ヲ行ヒ又ハ市場ノ要求スル等級品ト荷口ヲ作出スル爲メ
 ニ内奥地ヨリ受荷シタ珈琲ヲ倉庫内ノ床上ニ擴ケ所要ノ計算ト經驗ニ基イテ所謂混合(Liga)ヲ
 行フ其混成等級品カ出來上カルト輸出用ノ法定風袋ニ詰換ヘテ直チニ船積ミシ得ル様ニ用意ヲ爲
 シテ之ヲ倉庫内ニ保管シソレヨリ摘出シタル見本ニ依テ取引所ヨリ等級證明書ヲ獲得シ該證明書
 ト見本ヲ以テ「サントス」市場テ販賣スルノテアル

買主（多く輸出業者）ト「コンミッサリー」間ニ賣買約定カ成立スルト其見本ト出荷指圖書トニ基イテ「コンミッサリー」倉庫ヨリ買主（輸出業者其他）ノ指定スル倉庫へ運搬スルノテアル混合ヲ行フトキニハ委託者別ニ據テ之ヲ行ハスタダ等級若クハ品質ニ從テ甲乙ノ珈琲ヲ雜然ト混合スル而シテ混合珈琲ヲ販賣シタ後其實上代價ニ對スル各委託者ノ珈琲ヲ混合シタ割合ヲ以テ委託者ノ甲、乙、丙ニ買上代金額ヲ按分比例的ニ振當テテ賣上勘定書ヲ發送スルノテアル此間委託者ハ一々混合ノ現場ニ立會フ譯テナイ「コンミッサリー」ノ不正利得カ無イト誰カ斷言シ得ルテアロウ乎「コンミッサリー」ノ「ボロイ」儲ケハ混合其物ヨリ彼等ハ多ク期待シテ居ナイカ其混合珈琲ノ賣上金ヲ各委託者ニ振當テテ仕切ルトコロニ存シテ居ルコトヲ注意セネハナラヌ小規模ノ信用ノ薄イ「コンミッサリー」程此點ニ留意セナケレハナラナイ

「サントス」市場ノ「コンミッサリー」達ハ一九〇六年七月十六日付聖州商業登記所ニ登記セラレタ登録第三號「サントス」市場ノ商習慣法」ニ基イテ營業スルモノテアル此商習慣法ノ詳細及ヒ「コンミッサリー」業務ノ各般ニ互リテハ逐次別項詳細記シテ行ク

第二項 「リオ」市場ニ於ケル「コンミッサリー」

「リオ」市場ノ「コンミッサリー」達カ行フトコロハ前項概記ノ「サントス」市場「コンミッサリー」ノ營業法ト大分其趣ヲ異ニシテ居ル

先ツ「リオ」市場ノ「コンミッサリー」カ内奥地ノ委託者ヨリ委託珈琲ヲ受荷スルト第一其見本ヲ數通摘出シ此見本ヲ「リオ」市場ノ珈琲商業組合（O Centro do Comercio de Café）ニ日々陳列スル同所ニ於テハ買主ノ輸出業者カ即金拂ノ條件ヲ以テ商取引ヲ約定シ其輸出業者ハ賣主タル「コンミッサリー」ヨリ其場ニ於テ其實買セラレタ珈琲ノ貨物引渡指圖書（Ordem de Entrega）ナルモノヲ受取り此指圖書ニ買入數量ニ相當シタ數ノ空袋ヲ添付シテ「コンミッサリー」倉庫ニ提示スル其所テハ袋ヲ取換エタ上テ其珈琲ヲ輸出業者ノ倉庫へ運搬スル其倉庫ニ到着スルト其珈琲ハ初メテ其必要トスル分選ト鑑定ニ掛ケラレ此作業終テ輸出用ノ新袋ニ詰メラレテ整一シタル輸出向荷口タル一荷口一二五俵宛ノ「ロッチ」ト爲サルルノテアル

右ノ珈琲商業組合ハ一九〇一年ノ創設ニカカリ前述ノ通り現物珈琲ノ賣買ニ對スル一種ノ謂ハハ「自由取引所」テアル

本稿ハ專ラ「サントス」市場ノミヲ中心トシテ記述スルモノテアルカラ「リオ」市場ニ關スル「コンミッサリー」營業法ノ説明ハ前記ノ大略ニ止メテ置ク希望者ハ右記ノ珈琲商業組合ノ取引規程、取引所規則、「リオ」市場商習慣法並ニ少シ古イカ “Augusto Ramos” 氏編著ノ有名ナル

「O cafe」書ノ「リオ」市場ニ於ケル珈琲商取引ナル章節ニ就テ見ラレ度シ
右ノ「O Cafe」中ニハ「サントス」市場ノコトモ書イテアル但該章句ハ「アルベルト、ヴェイ
ガ」氏カー一九一四年頃「Guia do Fazendeiro」ニ執筆シタモノヲ主トシテ拔記シテ居ルノテ其
記述中ニハ少許現在ノモノトハ相違スルモノカアル例ヘハ珈琲ノ等級格付法、諸料金、税金等ハ
非常ニ變ツテ居ル亦前貸制度其他ノ數字ナトハ *Pro-Parte* テナイ直接取引法ナトハ全然違ツテ居
ルニ付留意セラレタシ

第二節 珈琲委託販賣ノ實際

「コンミッサリオ」營業ニハ委託者ヨリ物品ノ買入方ヲ委託スル取引ト委託者ヨリ物品ノ販賣方
ヲ委託セラレルモノトノ二種カアル
「サントス」市場ノ珈琲「コンミッサリオ」ノ場合ニ於テハ委託珈琲ノ販賣カ其主要營業テアツ
テ業務ノ各般カ夫レヲ中心ト爲スモノテアル從テ買入ノ委託ニハ重心ヲ置イテ居ナイ稀ニ買入ノ
委託カアルトシテモ夫レハ取引先ノ便宜ヲ計ルモノテ委託者ノ要求スル物品例ヘハ食糧品ノ或種
ノモノノ仕入トカ牧場周欄用ノ鐵線ノ買入レトカ石油、殺蟻劑、驅除虫劑、農具、機械類等ノ買
入トカヲ委託者ヨリ要求セララル儘ニ履行スル位ナモノテアル

普通右記ノ買入委託ノトキノ手数料ハ申受ケス「コンミッサリオ」ハ「重仕切法 (Dupla Fact-
uramento)」ニ依テ體裁好ク利得シテ居ル

買入委託ノ記述ハ以上ニ止メ以下主トシテ珈琲ノ委託販賣ノ實際ヲ中心トシテ説述スル

第一項 珈琲ノ委託販賣ノ受託様式

内奥地ノ委託者カ珈琲ノ委託販賣ヲ「サントス」市場ノ「コンミッサリオ」商社ニ委託スルトキ
ハ凡ソ左記ノ様式ニ從ツテ之ヲ行フ大別シテ其様式ヲ三種トナス

第一ノ方式

此方式ニ於テハ委託者カ物品賣買ノ委託ヲ「コンミッサリオ」ニ信託スルトキ豫メ販賣又
ハ買入ノ最低價格又ハ最高價格ヲ設定スル

而シテ「サントス」市場ノ「コンミッサリオ」營業ニ於テ委託者カ相當ノ市場通テアリ委託者
ノ所在地ニ日々ノ珈琲相場及ヒ市況カ容易ニ受手テキル様ナ場合ニ此様式ノ委託カ採用セラレル
ノテアル

此様式ノ場合「コンミッサリオ」ハ委託者ノ設定シタ價格ヲ基準トシテ賣買ニ從事シ其販賣ヲ
終レハ商習慣例ニ因ル所定ノ委託販賣手数料及ヒ其他諸掛ヲ賣上代金ヨリ差引イテ殘額ヲ委託者

ニ支拂ヒ清算スルノテアル但シ前貸金アル場合ハ其元利金ヲ右ノ残額ヨリ控除シテ清算スル

第二ノ方式

委託者カ豫メ賣買價格ヲ明確ニ限定シテ「コンミッサーリオ」ニ委託スル場合テアル

此種ノ委託ハ小規模ノ仲買級ノ「コンミッサーリオ」カ嬉ムテ受ケル様式テアル

斯様式ニ於テハ委託者カ手数料其他ノ「コンミッサーリオ」收受金ノ外「コンミッサーリオ」ニ對シテ市價ノ動搖、高下ニ依ル差額ヲ「コンミッサーリオ」ノ得失ニ任スモノテアツテ「コンミッサーリオ」ニ對シテ委託者カ思惑ノ餘地ヲ與ヘタモノテアル從而「コンミッサーリオ」ノ側ヨリ謂エハ「サントス」市場又ハ海外市場ノ情況ニ依テハ或ハ遣リ難イ場合モアリ或ハ非常ニ有利ナル場合モアル

多ク此様式ハ委託者カ内奥地ノ小商人ナトノ場合テアル

此様式ノ委託ニ於テハ「コンミッサーリオ」ハ珈琲ノ販賣ヲ自己ノ思フ儘ノ價格ヲ以テ行ヒ「サントス」市場ニ於ケル公定相場ノ數字ニ關係無ク當初ニ委託者カ指定シタ價格通りニ其實上勘定ヲ仕切ツテ之ヲ清算スレハヨイノテアル即チ若シ「コンミッサーリオ」カ委託珈琲ヲ直接取引ニ依テ三ヶ月後渡ノ先限約定テ販賣シ一俵ニ付キ一八三\$〇〇〇テ契約シタトシテ之ヲ委託者ニ對シ

テハ「指定ノ價格ヲ以テ現金賣リシタル如クニ」シテ清算シテモ差支無イ但委託者ヘノ清算ハ「現金賣シタリ」トイフノテアルカラ即時支拂ヲ爲サネハナラヌ斯クテ三ヶ月後ノ引渡期日ニ於テ右ノ一八三\$〇〇〇ノ價格ヲ以テ「コンミッサーリオ」ハ買主ヨリ代價ノ支拂ヲ受ケ若シ當初委託者ノ指定シタ價格カ一俵ニ付キ一七〇\$〇〇〇テアツタトスレハ該「コンミッサーリオ」ハ三ヶ月間ニ一俵ニ付キ一三\$〇〇〇ノ差額ヲ利得シタ勘定テアル而シテ委託手数料其他ノ利得ハ右ノ利得差額以外ノモノテアル長年ノ取引關係アル委託者ト「コンミッサーリオ」間ニ於テハ慣例ノ所謂委託手数料(三步)ヲ豫メ協定シテ置イテ支拂ハヌ者カアル

第三ノ方式

販賣ニセヨ買入ニセヨ委託者自身ヨリ「コンミッサーリオ」ニ委託賣買上ノ價格ヲ設定シナ

イ場合

斯委託ハ兩者間ニ篤イ信用ノアル場合トカ委託者カ内奥地ノ無智ナ百姓テアツテ「コンミッサーリオ」ヲ過信スル様ナ場合トカニ行ハレル様式ノモノテアル從テ「コンミッサーリオ」就中大規模ノ問屋級ノ商社テアツテ多年ノ信用ヲ貴フ向ニ於テハ此様式ノ場合ハ最モ誠實ニ行動シ委託者ノ利益ニナルコトヲ主要條件トシテ最有利ノ價格ヲ以テ販賣スル蓋シ委託者カ「コンミッサーリオ」ノ

委託履行ヲ全的ニ信用スル場合テアルカラテアル
 珈琲ノ斯種委託販賣ノトキニハ「サントス」市場ニ於テ日々ノ取引所相場並ニ直接取引相場乃至
 現物相場カ新聞ナトニテ公表セラレテ居ルノテアルカラ其公表相場ノ前後ノ小サイ開キ(例ヘハ
 前場ニ於テ三三\$〇〇〇ナリシモノカ後場ニ於テ三三\$一〇〇ト動キ事實「コンミッサーリオ」
 ハ後場テ販賣シタモノテアルカ之ヲ委託者ニハ前場テ商ヒタル如ク勘定シテ十基瓦ニ付キ一〇〇
 「レース」ノ利得ヲ獲ルナトノ場合)ヲ委託者ニ於テ意ニ留メヌ場合ニハ此様式ノ委託カ委託者
 ニ取ツテハ安心ナ自由ナ方法テアル但シ奸策ヲ事トスル「コンミッサーリオ」ニナルト販賣日ニ
 喰違ヒヲ入レタリスルコトカアル又所謂「吞ンテシマウ」コトモアル

第二項 珈琲取引所ヲ通シタ販賣

「コンミッサーリオ」カ委託珈琲ヲ「サントス」市場テ販賣スルトキニハ委託珈琲ノ實物カ「サン
 トス」市場ニ現ニ存在スル場合ト委託珈琲ハ未タ内奥地ニ所在シテ其見本ト珈琲ノ鐵道貨物引換
 證丈カ「コンミッサーリオ」ノ手許ニ到達シテ居ル場合トカアル即チ「サントス」市場カラ觀テ
 現物トシ先物トスル二ツノ場合テアル

右ノ現物珈琲ノ販賣法ハ次項テ詳記スルカ先物珈琲ヲ「サントス」市場テ販賣スルニハ普通二ツ

ノ方法カアル一ハ珈琲取引所ノ清算市場テ販賣スルモノニハ直接取引ヲ以テ賣買スルモノテアル
 ツマリ委託珈琲ノ販賣法ニハ右ノ三種ノ方法カアルトイフコトニナル

第一ハ現物ヲ販賣スル法第二ハ先物ヲ取引所テ販賣スル法第三ハ先物ヲ直接取引市場テ販賣スル
 法テアル

便宜上右記第二ノ先物ヲ取引所ヲ通シテ販賣スル法カラ説述スル

此先物ヲ取引所ノ清算市場ニ於テ販賣スル法ハ既ニ「サントス」珈琲取引所」編ニ於テ詳記セル
 ヲ以テ本項テハ其重複ヲ避ケ單ニ同編ニ記述シナカッタ特殊ノ一般事項ノミニ就テ記述ス

- (イ) 「サントス」珈琲取引所ニ於テ其取引人トシテ清算取引ヲ爲サムトスル者ハ「コンミッサー
 リオ」ニ限ラス其商號又ハ氏名カ珈琲賣買ヲ目的トスル商人トシテ商業登記セラレタル者テ
 「サントス」珈琲取引所ノ取引人名簿ニ登録ヲ了シタル者タルコトヲ要シ其取引所ニ年額二
 〇〇\$〇〇〇宛ノ料金を納付シナケレハナラヌ

- (ロ) 珈琲取引所ニ於ケル清算取引ニ對シテハ直接取引ノ場合ノ如クニ從額ノ物品賣買稅ヲ支拂
 フノ要ハ無イカ其代リトシテ清算賣買稅 (Imposto sobre a operação a Termo) トイフ名目下

ニ州税、聯邦稅合算シテ賣買珈琲一俵ニ付キ五〇〇「レース」宛納付スルノ要カアル

(ハ) 取引所ノ清算取引ハ必ス公任珈琲仲立人 (Corretor Official de Cafe) ノ手ヲ經テ之ヲ行フコトヲ要シ仲立人ハ珈琲一俵ニ付キ取引人ノ雙方ヨリ七十五「レース」宛ツ即チ賣買當事者ノ雙方ヲ合計シテ一俵ニ付キ百五十「レース」ノ仲立人手數料 (Corretagem) ヲ徴收スル

(ニ) 取引所ノ取引單位ハ一千俵ノ荷口ニ纏リタル同等級品ニ限ルノテアル

(ホ) 取引所及ヒ清算所ニ於ケル諸種ノ經費ノ掛ルコトヲ承知シテ置カネハナラヌ (前記清算賣買稅及ヒ仲立人手數料ノ外ニ)

(ヘ) 取引人ノ賣買當事者雙方ノ各自ハ本證據金トシテ一千俵ニ付キ夫々八「コントス」宛ツ即チ雙方合計シテ一千俵ニ付キ十六「コントス」額ノ本證據金ヲ清算所ニ清算決濟期迄供託セネハナラヌ

本證據金 (Deposito Inicial) ノ外追證據金 (所謂追敷 Margem)、増證據金 (所謂増敷 Reforço) 及ヒ直證據金 (直敷 Reforço Immediato) ヲモ夫々供託シテ行ク要カアル此等ノ供託ニハ可成リナ額ニ於ケル資金ノ固定ヲ見越サネハナラヌ清算所ハ供託ニ對シテ僅々年利三步ノ利息ヲ付スルノミテアル

(ト) 取引所ノ清算市價ト直接取引市場ニ於ケル市價トノ間ニハ常ニ或種ノ開キカアル
(チ) 取引所ノ清算取引ハ三ヶ月限月制テアル (近ク六ヶ月制トナル旨ノ豫告ハアツタカ未タ實施セラレテ居ナイ) 然ルニ直接取引ノ清算取引ハ六ヶ月限制テアル 因ニ「リオ」市場モ六ヶ月制テアル

(リ) 取引所ヲ通シタ清算取引ニハ實物引渡決濟法ト差金決濟法トノ二法カアル直接取引ノ清算取引ニハ差金決濟法カ無イ

右記スル取引所ノ清算取引ヲ自由市場ノ直接取引ニ較フルト大要左記ノ不利カアル

第一、清算賣買稅カ重荷テアル直接取引ノ物品賣買稅ハ輕イ

第二、取引單位ニ一千俵トイフ制限カアツテ不便テアル直接取引ニハ此制限カ無イ

第三、諸種ノ證據金ニ資金カ固定スル直接取引ニハ前金トカ手付金トカカ無イ

第四、諸經費カ掛カル直接取引ニハ殆ント之レカ無イ

第五、仲立人カ必ス仲介者トナル直接取引ニハ仲立人ヲ立テスシテ直接賣買スル故仲立人手數

料カ要ラヌ

第六、取引所登録、清算所登記、仲立人ノ仲介ナトアツテ取引上ノ機密カ常ニ外部ニ漏レカチ

テアル直接取引ハ雙方間ノ書信以外ニハ其機會カ無イ

右ノ様ナ不便ト不利カアルノテ、清算制度ノ寄與スル唯一ノ『清算取引決済上ノ確保』トイフ原則的利便モ帳消シトナリ賣買雙方間ニ信用サヘアレハ直接取引ニ如クハ無イ

「サントス」市場ニ於ケル「コンミッサリーオ」達ハ現今此直接取引ニ依ル清算市場ヲ選ムテ委託ノ先物珈琲ヲ販賣スルノカ普通テアル而シテ特ニ相手方カ信用ノ低イ場合トカ市場ニ時ナラヌ異常ノ氣配ナトノ有ル場合トカニ限ツテ清算上ノ保障ヲ與フル右記取引所清算取引ニ依テ販賣シテ居ルカ如斯場合ハ稀レテアル

爲メニ現今ニ於テハ（一九二六年以降ノ傾向、取引所編參照）「サントス」珈琲取引所ニ於ケル清算取引ノ狀況ハ眞ニ淋シイモノテアル取引ノ無イ立會カ往々テアル取引所ハ「サントス」珈琲市場ノ中心點テアルヘクシテ中心ヲ失ヒツツアル之レニハ「サントス」市場ノ對取引所「ポイコッテーヂ」カ尠ラス影響シテ居ルト思フ

「サントス」珈琲取引所規則ハ其清算取引ノ實物決済ノ場合ヲ左ノ如ク規定シテ居ル

一九二〇年八月三十日發布法令第三二四五號第二條

「清算取引ヲ以テ賣買スル珈琲ノ引渡ニ關シ其受取人カ一九一四年七月二十三日發布法令第

二五二六號第一〇九條規定ノ目的ノ爲メニ取引所ニ對シ立會費用トシテ珈琲一俵ニ付キ十「レース」宛ツテ當事者ノ雙方ヨリ納付シ日曜及ヒ祭日ヲ除キ引渡珈琲ノ受取ヨリ四十八時間内ニ當該立會ヲ請求セサル限り其引渡人ハ該引渡荷口上ニ等級及ヒ品質ノ如何ナル相違アルトモ其責任ヲ免カルルモノナリ

第一項 清算取引ノ實物決済ニ於ケル引渡荷口ハ第二級品及ヒ第五級品カ之ヲ構成スルモノニ限ル 但等級格付ノ平均格付數カ第五級品以上ナル限り荷口ニ第五級マイナス十點品百俵迄ノ構成ヲ許ス

第二項 荷口ハ一千俵ニ付キ二十個以上ノ見本アルコトヲ得ス 又十俵以下ニ付キ二個以上ノ見本ヲ許サス 但荷口ノ最少限度ヲ五俵ト定ム

第三項 委託珈琲ノ現物販賣

「コンミッサリーオ」ノ行フ委託珈琲販賣ノ大部分カ此現物珈琲ノ販賣テアル

一九二八年十一月二十一日ノ「サントス」珈琲市場ニ於テハ總數三二、五〇〇俵ノ賣買カ現物ト先物トテ行ハレタカ其中「サントス」珈琲取引所ノ清算市場テ取引サレタ數量ハ前場ニ於テ僅々一千俵ノ一口商ヒアリタルニ過キス之ニ對シテ直接取引ハ五、五〇〇俵ノ先物賣買ヲ行ヒ自由市

場ニ於テ現物珈琲ノ賣買ハ二五、〇〇〇俵トイフ巨額ニ達シテ居ル

「サントス」市場ノ珈琲取引ハ現物賣買ト直接取引即チ取引所外ノ自由市場ニ於テ賣買當事者間ニ直接ニ取引セラルルモノテアルトイフテモ過言テ無イ

右ノ「サントス」市場ノ珈琲取引ノ八割方ヲ占ムル現物賣買ニ於テ其現物ト謂フノハ委託珈琲ノ實物カ賣買ノトキ現ニ「サントス」市場ノ倉庫内ニ實在シテ居テ賣買約定ノ成立ト共ニ其倉庫證券又ハ實物ヲ即時買主ニ引渡スコトノ出來ル珈琲ヲ指スノテアル

聖市ノ倉庫會社倉庫ニ保管中ノモノトカ「サントス」市内ノ調節院調節倉庫内ニ貯藏中ノモノハ所謂「現物珈琲」テ無イ

現物珈琲ハ「サントス」市場内ニ實在シテ居ルトイフ外ニ「賣買ト共ニ直チニ買主ニ其所有權又ハ占有ヲ引渡シ得ルモノ」ト謂フニケ條件ヲ具備シタ珈琲ヲナケレハナラス

扱テ内奥地ノ委託者ヨリ委託珈琲其物カ「サントス」市場ノ自由市場ニ入荷 (Entrada) シテ之カ倉庫會社、「サントス」船渠會社又ハ「コンミッサリオ」乃至輸出業者ノ倉庫ニ入庫スルト委託セラレテ居ル「コンミッサリオ」ハ委託者ノ指令ニ基キ之カ直チニ販賣スル珈琲ナラハ必要ニ應シ混合、分選又ハ再精製 (倉庫編參照) シテ市場要求通りノ最適等級、品質及ヒ荷口^{ロット}ト爲シ

『其「コンミッサリオ」ノ荷口』ヨリ三〇〇乃至五〇〇瓦ノ見本ヲ數通摘出シテ之ヲ仲立人乃至店員若クハ販賣人 (賣子)^{セルマン}ニ持タシメ市内ノ各店 (輸出業者、他ノ「コンミッサリオ」、船會社其他ノ買主タル者) ヲ廻ラシメ「サントス」市場「センター」ノ街路上ニ於テモ其見本ニ依テ商談ヲ口頭又ハ文書ヲ約定セシムルノテアル

「Guia do Fazendeiro」ノ著者「アルベルト、ヴェイガ」氏 (Alberto Veiga) ハ左ノ如ク記述シテ居ル

賣主 (大抵ノ場合「コンミッサリオ」) ハ其仲介者ノ手ヲ介シテ同人ノ提示スル見本ニ依リ輸出業者 (買主ノ多クカ輸出業者) ニ「コンミッサリオ」作成ノ荷口ヲ offer スル
其輸出業者カ該荷口ヲ適當ナリトスレハ其場テ賣買價格カ協議セラレ相互間ニ該荷口ノ取引カ成立シタル旨ヲ聲明スルノテアル

右ノ『約定ノ成立濟』 (Fechado) ハ文書ヲ以テ確認シタル後ニ眞ノ効力カ生スルノテハアルカ單ニ口頭約定ヲ以テ夥シイ商取引カ行ハレ然カモ何人ト雖モ此口頭ヲ以テ成立スル約定ヲ後テ修正シタリ變更シタリ乃至取消スカ如キコトヲ豫想タモシナイノテアル其約定ニ關スル仕切狀ヲ相手方ニ提示スル前ニ市場カ下落シタリ又ハ高騰シタリシテ市價市況ノ動搖スルコトカ往々

テアル而シテ其時ニハ商取引ハ未タ口頭上テ約定セラレタ儘テアツテ一方ノ利得カ減少シタリ又ハ他ノ一方ノ負擔カヨリ重ク變化スルノテアルカ口頭テ成立シテ了ツタ約定ハ取消サヌ賣主ハ其取引約定ノ成立シタ其日ニ買主ニ對シテ該仕切狀ヲ提示スヘキモノテアルカ大抵ノ場合ニハ之ヲ其次ノ日ニ提示シテ居ル

仕切狀ノ支拂期日ハ其作成日ヨリ起算シタル三十日後テアツテ該仕切狀ニハ引渡ノトキニ用フル見本ヲ添付スル

仕切狀ノ全額又ハ一部分ヲ其支拂期日前ニ前拂ヒスルトキハ利率六歩ノ割合ヲ以テ其前拂額ニ對シ支拂日ヨリ期日迄ノ日數ニ依テ割引日歩ヲ打ツ

賣買ハ其全部又ハ一部ノ引渡珈琲ニ相當スル金額支拂ト引換ニ實物商品ヲ引渡スモノテアルカラ之ヲ常ニ即金拂ヒヲ以テ行ハレタモノト看做スノテアル

仕切狀ノ期間内ハ其買主ハ買入珈琲ノ重量及ヒ風袋ノ状態ヲ検査セシムルコトカ出來該期間經過後ハ賣主ニ其責任カ無クナル但シ賣主ノ約定シタルモノト一致スヘキ筈ノ品質ニ付イテノ責任ハ右ノ期間經過後ト雖モ依然トシテ殘存シ若シ實物ト見本又ハ約定シタル品質上ニ差違ノアルトキハ其賣主ハ賠償ノ責ニ任セネハナラヌ

前述ノ通り賣主ト買主トノ間ニハ口頭ノ下ニ成立スル賣買約定ヲ以テ巨額ニ達スル多數ノ商取引カ實行セラレ而シテ其仕切狀ノ提示ヲ以テ(仕切狀ハ現金ト引換ニ商品ヲ引渡スヘキコトヲ取極メタル一種ノ契約テアル)此等ノ商取引ハ極メテ誠實ニ單純ニ完全ナル終結ヲ告ケルノテアル

現物賣買ハ一九〇七年七月十六日ニ聖州商業登記所(Junta Commercial)ト稱シ Tribunal do Commercio... 商業裁判所... 同等ノ法格ヲ有スル商法機關テアル)ニ登録セラレタル「サントス」市場ニ於ケル珈琲取引上ノ賣買、割引、手数料、諸料金、運賃、袋代、前貸金、受取書貼用印紙稅等ニ關スル商習慣法」ニ基イテ行ハレル

左ニ右ノ商習慣法ノ各條項ヲ中心トシテ順次詳解スル
(イ) 珈琲其他ノ輸出貨品ノ賣買ハ三十日期限ヲ以テ行ハレル然シ此場合ニモ「コンミッサーリ

オ」ハ買主ノ氏名ヲ委託者ニ發表シナイ
期日前ノ支拂ニ對シテハ年利率六歩ノ割合テ割引スル仕切狀ノ支拂期日カ法定休日ニ該當スルトキハ其次ノ第一平日ヲ以テ其支拂期日ト看做シ其休日ニ對シテハ割引ヲ行ハヌ

右ノ「三十日期限」トイフノハ現金賣ノ場合仕切狀作成ノ日ヨリ起算スルモノテ買主ハ其三十日

期間内ニ買入品ヲ引取ル自由ヲ有シ其現品引取ノ其場ニ於テ引換ニ支拂ヒ右ノ期日前支拂ノ分ハ右記ノ割引ヲ爲ストイフ條件テアル

珈琲ノ買主ハ普通輸出業者テアルカ賣買約定成立後輸出ノ船舶上ニ積込ヲ了シタ荷口毎ニ支拂ヲ爲スノテアツテ、珈琲ヲ積込ムテ了ツタ時其船積シタ荷口ニ對スル船荷證券ヲ以テ銀行ニ於テ賣買當事者ニ支拂カ行ハレルノテアル

「コンミッサリーリオ」(即チ普通賣主)ハ前記ノ通り現金賣トイフ條件ノトキテモ實際ハ賣買ノ日ヨリ三十日後ノ支拂ヲ以テ販賣シ委託者ニ對シテモ三十日後テナケレハ賣上代金ノ清算ヲ行ハヌノテアル故ニ之ヲ嚴密ナ意味カラ謂フト商法第一七七條規定ニ依リ買主ノ氏名、住所、期間等ヲ委託者ニ通知シナケレハナラヌ義務ノアルモノテアルカ一般ニ慣例トシテ「サントス」市場ノ「コンミッサリーリオ」ハ其通知ヲシナイ蓋シ三十日期限トイフ條件ハ長年ノ「遣リ來リノ型」テ「サントス」市場ノ通則トナツテ居ルカラテアル

(ロ) 「コンミッサリーリオ」ハ其契約シタル買主ノ支拂能力及ヒ其義務履行ノ嚴正ニ付イテ責任ヲ負フ

商法第一七九條規定ノ「デル、クレーデレ」委託ノ場合ニ限ツテ「コンミッサリーリオ」ハ右記ノ

責任ヲ持ツ筈ノモノテ普通ノ委託ノ履行ニ於テハ「コンミッサリーリオ」ニ右記ノ責任無キモノテアル然シ「サントス」商習慣法ハ前記(イ)ノ部ニ記述シタ通り「コンミッサリーリオ」カ實際ノ現金賣テナクトモ買主ノ氏名其他ヲ第一七七條ニ規定通りニ委託者ニ通知セヌ(通知ヲスレハ委託ノ破壊トナツテ「コンミッサリーリオ」ハ不利トナル故ニ通知セヌ)其代償トシテ本(ロ)部ノ責任ヲ法規ノ範圍以上ノ程度ニ迄擴大シタノテアル「コンミッサリーリオ」カ兎角委託ノ濫用ニ陥リ勝チナノヲ牽制スル意味モ含マレテ居ル

(ハ) 「コンミッサリーリオ」ハ顧客ヨリ珈琲一基瓦ニ付キ七乃至十「レース」宛ヲ運賃トイフ通稱名目ノ下ニ受收スル

右ノ運賃ノ中ニハ實際支出ノ「サントス」鐵道驛ヨリ自己又ハ他ノ倉庫迄ノ市内運賃、袋詰メ費、再看貫料、移動費及ヒ仲立人手數料等ヲ含ム

右ノ「珈琲一基瓦ニ付キ七乃至十「レース」」ハ六十基瓦入り一俵ニ付キテ之ヲ換算スルト「一俵ニ付キ四二〇「レース」乃至六〇〇「レース」ノ運賃」トナル而シテ「四二〇「レース」乃至六〇〇「レース」」トイフノハ倉庫ノ遠近、天候、其他ノ條件(「サントス」珈琲倉庫參照)ニ依ルモノテアル茲ニハ所謂右ノ運賃ヲ一々詳細ニ述ヘナイカ筆者ノ實際ニ算定シタ所テハ「實費ハ珈琲一俵ニ付

キ一四〇「リース」乃至二〇〇「レトス」テ事足ル』ノテアル倉庫會社ノ料率表及ヒ「サントス」市内運送會社ノ賃率表乃至公任仲立人ノ報酬制度ノ數字ヨリ算出スレハ如何ニモ「コンミッサーリオ」カ勉強シテ居ル様ニ見エルカ「コンミッサーリオ」ハ運送會社及ヒ仲立人ト特契ヲスルモノテアリ倉庫會社ノ料率ハ夫レテ同社ノ利益ヲ見テ居ルモノテアル即チ仕切運賃ト實費運賃諸掛リトノ差額一俵ニ付キ二八〇「リース」乃至四〇〇「リース」ハ「コンミッサーリオ」ノ純利得トナルモノテアル一年二十萬俵ノ小サナ「ムーヴメント」ヲシタトシテモ單ニ此運賃上テ「コンミッサーリオ」ハ五十六「コントス」乃至八十「コントス」ノ純益アルモノトナル此運送益ハ大抵ノ「コンミッサーリオ」商社ノ決算報告ニハ雜益トナツテ其他ノ收益ト合算シテアルカラ判リ難イ

(ニ)「コンミッサーリオ」ノ委託販賣手数料ハ賣上勘定總額ニ對スル三步テアル但右ハ普通ノ委託ノ場合テアツテ「デル、クレイデレ」協定ヲ雙方間ニ取極メタ場合ニハ其倍額ノ六步テアル

前貸金、立替金及ヒ諸掛リヲ賣上代價ヨリ控除シタル正味額ハ普通小額ナルモノテアツテ、其正味額ノ三步テハ「コンミッサーリオ」カ少許不利ナ立場ニナルノテ總額即チ右ヲ控除シナイ總額

ニ對スル三步ノ手数料トシタモノテアルトイフ

立替金トイフノハ主トシテ委託者ノ發送地ト「サントス」市場間ノ先拂鐵道運賃 (Frete a pagar) ヲ「サントス」テ「コンミッサーリオ」カ立替エタリスルノヲ指スノテアル立替金勘定ニハ前貸金勘定同様ニ年利一割二步ノ利子ヲ付スル

(ホ) 珈琲ハ「コンミッサーリオ」ノ供給スル三\$五〇〇仕切りノ上質麻袋ニ之ヲ入レ輸出向ノ風袋ト爲シテ初メテ市場テ賣買スルノテアル

「コンミッサーリオ」ハ右ノ麻袋ヲ二\$八〇〇以下テ仕入レテ之ヲ三\$五〇〇テ仕切ルノテアル此價格ハ時折時價ノ變動ニ依テ變更セラレル但上質麻袋ハ寸法モ麻質モ法定ノ條件カアリ珈琲ノ正味重量ヲ正確ニ六十基瓦トナシ袋詰ノ上風袋ノ表ニ正規ノ刻印ヲ押スコトニナツテ居ル之テ『輸出風袋』トナルノテアル

(ヘ) 「コンミッサーリオ」カ再袋詰メ(即チ混合又ハ再精製後)スルトキハ委託者ノ甲、乙ヲ問ハスタダ等級及ヒ品質ニ從テ袋ニ詰メ六十基瓦ノ看貫ヲスル

「コンミッサーリオ」カ混合ヲ行フ前ニハ委託者ヨリ到着シタ儘ノ珈琲ヨリ受荷ノ節見本ヲ摘出シ此見本ヲ以テ後日委託者ヨリ苦情ノ出タトキ『受取ツタ珈琲ヲ立證スル』而シテ此見本ハ「コン

「コンミッサリーリオ」ト委託者間ニ賣上代金ノ清算カ終了スル時迄保管シテ置ク混合其他ヲ行フトキニハ甲ノ委託者及ヒ乙ノ委託者ノ珈琲ヲ一緒ニ混セル唯タ等級ト品質ノミヲ主眼トシテ混セルノテアル故ニ混合ノ結果出來上ツタ合成等級ノ新珈琲ハ甲ノ分、乙ノ分又ハ丙ノ分モ數種混シテ居テ委託者ノ何人ニ所屬スルトイフ瞭然タル區別ノ無イ共有品テアル委託者ノ各自ハ其混成品ニ對シテ「コンミッサリーリオ」カ混合シタ割合ニ付イテ所有主テアル（法的考察ノ部參照）

此混成珈琲ヲ「コンミッサリーリオ」カ勝手ニ市場又ハ輸出向數ノ荷口ニスル此荷口ノコトヲ「コンミッサリーリオ」ノ荷口（Lote de Commissario）ト稱ヘテ委託者ヨリ到着シタ荷口ト區別シテ居ル

「コンミッサリーリオ」ハ此「コンミッサリーリオ」ノ荷口カラ改メテ見本ヲ摘出シテ之ヲ以テ販賣ニ從事スル故ニ販賣見本ノ罐ノ表面ニ貼ツテアル「レットテル」ノ荷口番號等ハ「委託者ノ荷口番號」ヲナク「コンミッサリーリオ」ノ荷口番號テアルコトニ留意セネハナラヌ

「コンミッサリーリオ」カ小脇ニ抱エテ「サントス」市場内ヲ販賣シ歩イテ居ルトキノ見本ハ右ノ「コンミッサリーリオ」ノ荷口ノ見本テ委託者自身カ之レヲ見テモ判ラナイノテアル混成品トナツテ居ルカラテアル委託者ノ送荷シタ珈琲ハ如斯「コンミッサリーリオ」ノ手ヲ通シテ全然變化シタ形テ市

場内ニ於テ賣買セラレテ居ル

(ト) 「コンミッサリーリオ」カ委託者ニ供給シタル前貸金ノ償還ハ必ス「コンミッサリーリオ」ニ委託者ヨリ委託スル珈琲ノ送荷ヲ以テ決済スルモノテアツテ前貸金勘定ハ決シテ金錢ヲ以テ決

濟ヲ受ケナイ前貸金勘定ニハ年利一割二歩ノ利息ヲ付スル

前貸金ノ詳細ハ後説スル

(チ) 受領書ニ貼付スル收入印紙稅ハ其定額ノモノトナルト從額ノモノナルトヲ問ハス凡テ其金額ノ受取人カ之ヲ負擔スル

之ハ習慣テアルカラ理屈無シニ拂ハネハナラヌ

(リ) 珈琲ノ目減リカ一俵ニ付キ五〇〇瓦以下ナルトキハ該仕切狀記載價格ノ割合ヲ以テ之ヲ差引シ若シ右ノ五〇〇瓦以上ニ超過シタルトキハ買主ハ時價ヲ以テ差引スルコトモ出來又目減相當ノ價額ノ實物珈琲ヲ賣主ヨリ引渡サシムルコトモ出來ル

右ニテ大體現物珈琲ノ賣買ニ關スル「サントス」市場ノ商習慣法ヲ詳解シタ筈テアルカ此商習慣法ハ多年ノ市場ト生産地間ノ實經驗ニ基キ「サントス」商業會議所カ中心トナツテ「サントス」市場ノ「コンミッサリーリオ」商社輸出業者珈琲關係實業家等カ協議ノ上州政府及ヒ法律専門家ノ

審議ヲ經而登記ヲ了シタモノテアル「サントス」市場ニ於テハ不文律トシテ嚴格ニ守ラレテ居ル

第四項 直接取引ニ依ル販賣

直接取引ノコトヲ伯語テハ「Entregas Directas」ト稱シテ居ル中間ニ媒介者(仲立人トカ取引所トカ)ヲ立テナイトイフ意味テアル

直接取引ニハ多ク仲立人ヲ立テヌノカ習慣テアル現物ノ賣買ニハ仲立人ヲ立テルコトカ多イ

取引所ノ清算取引ヲ「Negocio & Termo」或ハ「Operação & Termo」ト稱シ直接取引ノコトヲ

「Entrega Directa」ト稱シテ區別ハシテ居ルカ本來ノ實質ニ於テハ現物取引ニ對シ此兩者ハ共ニ

清算取引又ハ先物賣買テアル

直接取引ノ本體ニ就而ハ既ニ「サントス」珈琲取引所及ヒ「倉庫」ニ詳解セルヲ以テ參照セラレ

タク茲ニハ重複ヲ避ケ右兩編中ニ記述セサリシ二三ノ點ニ就而述ヘルコトニスル

一九二〇年「サントス」商議カ直接取引ニ關スル商習慣法ヲ制定シテ居ル「珈琲取引所」ノ末節

ニ之カ規定ノ全文ヲ掲出シ置キタルニ付參照セラレ度シ

一、「コンミッサリオ」カ委託ノ先物珈琲ヲ賣ル場合ニハ委託者ヨリ「サントス」ヘ送付シテ

來ル其鐵道貨物引換證 (Conhecimento de Estrada de ferro) ト見本トヲ以テ「委託者ノ荷口」

ノ儘テ即チ現品珈琲ノ如クニ「コンミッサリオ」ノ倉庫内ニテ分選セス混合セス從而「コ

ンミッサリオ」ノ荷口ト爲サスシテ「サントス」市場テ何月渡トイフ條件ノ先物トシテ販

賣スルノナル從而買主ハ受荷後ニ自ラ分選混合ヲ行ハネハナラヌ即チ等級荷口ノ作成ノ爲メ

ノ構成珈琲トシテ買付ケルノアル「コンミッサリオ」トシテハ混合、分選ノ餘地カ無イ、

買主モ輸出業者テナク主トシテ他ノ「コンミッサリオ」テ所謂仲間取引カ多イ之ヲ買付ケ

テ後ニ輸向ノ手入(混合、分選、精製)ヲ了シ直チニ船積ノ出來ル所謂現品珈琲ヲ作ルノ

テアル

一、近頃「コンミッサリオ」ノミテナク輸出業者迄カ内奥地ニ手ヲ延ハシ珈琲ヲ買付ケル譯

ハ自己ノ倉庫内ニ機械ヲ据付ケテ「コンミッサリオ」同様ノ作業ヲ爲シ得ル者テアルカラ

直接取引又ハ其他ノ取引法ヲ以テ「コンミッサリオ」ヨリ買付ケル要カ薄クナツタカラテ

アル一ツニハ市價ト市況カ調節制度ノ爲メニ安定シタカラテモアル

一、「コンミッサリオ」カ直接取引上ニ最モ苦痛トスル所ハ調節制度ノ爲メニ委託珈琲ノ調節

倉庫内滞貨カ………現今ノ直接取引ノ六ヶ月制………ノ六ヶ月以上八ヶ月、十ヶ月トイフ

長期ニ互リシカモ「サントス」市場ニ着荷スル時期カ豫メ何ケ月目トイフ風ニ定メラレヌコトアル從而買主ト先物約定ヲ爲ストキニ限月上甚タ不便トナル調節制度ハ何レノ點ヨリ觀テモ「コンミッサリオ」ヲ虐待スル制度テアル

二、直接取引ハ現物取引ノ販賣法及ヒ習慣ニ準シテ居ル

見本ト「コニエーシメント」テ賣買約定カ成立スルト當事者間ニ見本等級格付證明書及「コニエーシメント」ト覺書又ハ確認狀ノ交換カ行ハレテ其取引カ確立シ其時作成スル仕切狀ニハ普通ノ物品賣買稅ニ準スル從額印稅カ支拂ハレル取引所ニ於ケルカ如クニ清算賣買稅支拂ノ要ハ無イノテアル

直接取引ハ違法テナイ自由テアル取引所法ニモ牴觸シナイ但中間ニ公任仲立人ヲ立テルト取引所ニ登録スルコトヲ要シ從而其清算取引ニ準シタ清算賣買稅ヲ納付セネハナラヌ

直接取引ノ自由市場ハ平日午後五時半迄トシ土曜日ニハ午後三時限リトシテアル

“Alberto Veiga”氏ハ一九一四年頃(即チ「サントス」珈琲取引所條令ノ發布サレタ頃)ノ「サントス」市場ニ於ケル直接取引ニ關シテ“Guia do Fazendeiro”中ニ左ノ如ク記述シテ居ル

直接取引

舊時吾カ市場ニ於テ珈琲商業ト謂エハ殆ムト其全般ノモノカ斯取引法ニ據ツタモノテアツテ爲メニ當時ハ未タ官立珈琲取引所カ無カツタノテアルケレトモ今日テモ尙ホ未タニ此方式ニ則ツテ多量ノ取引カ行ハレテ居ルカ此取引法ノ成果ハ僅カニ其取引スル商社間ノ相互信用ヲ基礎トスルモノテアル

右ノ「ヴェイガ」氏ノ記述ハ一九二六年以降ノ「サントス」市場ニ於ケル直接取引ノ狀況ヲ説明スルモノトシテハ適切テナイ一九二六年以降ノ「サントス」珈琲清算市場ニハ顯著ナル變化激變カ起ツテ居ルカラテアル

「サントス」珈琲取引所ノ開設サレタノハ一九一七年五月テアツテ爾來一九二五年迄ノ九ケ年間ハ一年平均一九、〇〇〇、〇〇〇俵ノ取引高ヲ持續シタカ一九二六年ニ入ツテ(「サントス」珈琲取引所ニ詳記シタ諸原因ニ基キ)六、六〇〇、〇〇〇俵ニ減シ一九二七年度ハ更ニ減シテ一、四〇〇、〇〇〇俵一九二八年度ハ一層激減シテ僅カニ二四〇、〇〇〇俵シカ取引シテ居ナイノテアル一九二九年度ノ記録モ恐ラク一九二八年度分ノ數量ノ前後テアロウト豫測セラレル現況下ニアル

昨今ノ取引所ノ立會テハ清算取引カ殆ムト行ハレテ居ナイ實況テアツテ取引ノアツタ所テ一日ニ一千俵二千俵ヲ記録スルニ過キヌ而シテ直接取引ニ於テハ一日ニ五千俵六千俵ノ取引カ現ニ行ハ

レテ居ル

取引所ノ清算取引ハ多分ニ投機的取引ヲ包含シ直接取引ハ殆ムト實物引渡決済ノ珈琲商業上ノ實際必要トスル先物買付ケテアル故ニ前者ノ取引數量カ減少シタ丈直接取引カ増加シタナトトハ直チニ斷シ得サル迄モ從來差金決済法ニ依ツテ行ハレタ取引所清算取引ヲ除ク其實物決済ノ取引ハ確カニ一九二六年以降直接取引ノ形ニ變化シタモノテアルト謂エルノテアル

一九二五年頃迄ハ概算一ケ年間ニ平均シテ三五、〇〇〇俵内外ノ取引シテ記録シナカッタ直接取引カ一九二六年以降ハ一年平均大約一、五〇〇、〇〇〇俵ノ取引高ニ激増シテ居ルノテアル(「サントス」商議統計)即チ約四十何倍ニ倍加シテ居ル

故ニ筆者ハ前記ノ「ヴェイガ」氏ノ説述ヲ次ノ如クニ修訂シテ宜ロシカロウト思フノテアル然シ取引所カ一九一七年ニ創設セラレテ後一九二五年頃迄ハ其取引所ノ清算取引市場カ全盛期テアツタカ一九二六年ニ至リ調節院代表者ノ選任法ニ付キ政府(取引所)側ト「サントス」市場側トノ意見合ハス加フルニ政府ハ報復的ニ取引所清算取引上ニ同年ヨリ一千俵ニ付キ五〇〇\$ノ清算賣買税ヲ重課シタルカ爲メ「サントス」市場ノ各商社ハ結束シテ對取引所ノ「ポイコト」ヲ起シ其反動トシテ自由市場ノ直接取引ハ俄然トシテ舊時ノ盛況ニ復シ來リ現今「サント

ス」市場ニ於ケル先物珈琲ノ取引ハ其殆ムト全量カ直接取引法ニ依テ行ハレツ、アルノ實況テアル直接取引ハ賣買商社間ノ篤實ナル相互信用ヲ基礎ト爲スモノテアルカ一九二六年以降斯種取引市場ノ發達ノ顯著ナルト共ニ數年ノ實驗ハ直接取引ニ甚シキ不安ヲ與ヘス「サントス」市場各商社ハ結束シテ互ニ相戒メタル結果相互信用次第ニ向上シ來リ現今ニテハ珈琲ノ清算取引ニ取引所制度ノ介在スラ要トセサル底ニ到達シタリ將來「サントス」市場ニ於ケル直接取引ハ益々發達スヘキ傾向ヲ有ス

取引所清算市場ハ投機ニ傾キ易ク之ニ反シテ直接取引市場ハ各取引商社ノ着實ナル商取引ノ必要上ヨリ來ル賣買ニ依テ構成セララルモノテアル伯國珈琲保護事業ノ大局ヨリ觀レハ直接取引市場ヲ採ル

第三節 珈琲ノ市價ト市況

「コンミッサリオ」トシテ委託珈琲ノ取扱上第一位ニ心掛ケネハナラヌコトハ言フ迄モナク「サントス」市場ニ於ケル日々ノ市價及ヒ其刻々ニ於ケル微細ナル變動テアル亞イテ内外市場ノ市況及ヒ其氣配ヲ洞察シテ委託珈琲販賣ノ時期ヲ最モ適切ニ決定スルコトテアル而シテ此市價ト市況トハ相互不可離ノ併變的條件トナツテ居ル

古來伯國ニハ傳統的ニ二大財政策カ行ハレテ居ル即チ一ハ珈琲市價ノ調節策テアリ他ハ爲替相場ノ安定策テアル兩者ハ共ニ伯國經濟ノ二大Pillarテアル
近年右ノ調節策ハ聖州珈琲調節院ノ司ル所テアツテ其珈琲調節制度實施以來伯國內ノ珈琲市價市況及ヒ輸出ハ所期以上ノ效果ヲ以テ調節安定セラレテ居ル

第一項 珈琲ノ市價ト其浮動

凡ソ委託者ハ或程度迄「コンミッサリオ」ニ其委託珈琲ノ賣價及ヒ販賣ノ時期ヲ委セテ居ル立場ニ在ル

委託者カ販賣ニ關シテ其賣價及ヒ時期ヲ嚴密ニ指圖セサル以上「サントス」市場ニ於ケル「コンミッサリオ」ノ實行スル販賣ノ賣價及ヒ時期カ即チ委託者ノ汗ノ結晶タル珈琲ノ賣價ト其換算期テアル

委託者ハ「コンミッサリオ」ノ商場ニ於ケル多年ノ經驗ト其有スル商情智識ニ期待シテ其委託珈琲ヲ「サントス」市場ニ於ケル最有利ナル價格及ヒ機會ニ賣捌クコトヲ委託シテ居ル「コンミッサリオ」カ委託者ニ對シテ

『今霎時ノ間賣方ヲ待ツ』トカ

『早く賣ラネハ下落スル』トカ

注意シタ場合ニ於テハ委託者ハ通例「サントス」市場ノ商情ノ精通者テ長年ノ經驗者タル「コンミッサリオ」ノ善意ヲ以テ忠告スルトコロヲ信シタ方カヨイ彼等ハ近頃余リ嘘ヲ言ハス且ツ彼等ノ珈琲市價ニ對スル觀測ハ大抵誤リカ無イカラテアル
然ラハ此市價ノ豫測ナルモノハ何ヲ標準トシテ爲セハヨイカ
細微ノ記述ハ別稿ニ譲リ本項ニ於テハ珈琲市價ノ浮動ヲ支配シテ居ル一般的要因子ニ就而記述シテミル

「サントス」市場及ヒ「リオ」市場ニ於ケル珈琲ノ市價ト地方的限定ハスルモノノ一體珈琲ノ如キ世界の商品テアツテ方今ノ如キ交通系速度ノ下ニ於テハ「サントス」市場ニ於ケル市價ハ同時ニ「リオ」市場ニ於ケル市價テアリ又同時ニ伯國全體ニ於ケル市價テアルト看做シテ差支ナイノテアル

(イ) 珈琲ノ需給關係

任意ノ商品ニ關スル其需要ト供給ノ關係カ其價格ヲ左右スル最大因子ナルコトハ一般的ノ經濟原則テアル伯國現下ノ珈琲調節策トハ要スルニ珈琲ノ自由市場ニ對スル供給ノ數量ヲ輸送制限法ニ據ツテ適當ニ調節スルコトテアル

一、珈琲ノ場合ニ於ケル供給ハ即チ伯國及ヒ其他ノ世界珈琲產出國ヨリ產出スル生産高ト解スルノヲ原則トスル此世界生産高ハ各生産國ニ於ケル珈琲作ノ豊凶ト珈琲成樹數ノ増減ニ依テ年々非常ニ相違スルモノテアルカ珈琲ノ需要即チ消費ハ消費市場ニ特殊事項（戰亂其他ノ如キ）無キ限り平年ニ於テハ餘リ變動ハ無ク人口増加ト個人消費量ノ増加スル丈ノ毎年ノ増加ヲ見セテ居ルノミテアル

一、次頁ノ別表ニテ瞭カナルカ如ク世界生産高ニ於ケル伯國生産高ハ其七割餘ヲ占有シテ居ル故ニ伯國珈琲生産高ノ増減ハ原則トシテ世界珈琲ノ供給ヲ支配シ從テ世界珈琲ノ市價ヲ決定スル要因子テアルト謂フコトカ出來ル即チ伯國ノ豊作ハ世界市價ヲ低下セシメ伯國ノ不作ハ反對ニ之ヲ高騰セシムル様ニ働キ掛ケテ來ル

伯國珈琲作ノ豊凶ハ三、四年ノ週期律ヲ表示シテ居ル

珈琲ノ世界生産高精製珈琲俵數（單位千俵）

珈琲年度	珈琲生産高		比率	
	伯國	其他	伯國	其他
一九二二—一三年	一一、一三一	四、二六五	七三・九五	二六・〇五
一九二一—一四年	一四、四五九	五、二八四	七三・二三	二六・七七

一九一四—一五年	一三、四五八	五、〇五三	七二・七〇	二七・三〇
一九一五—一六年	一四、三七四	四、五八四	七五・八二	二四・一八
一九一六—一七年	一二、七四一	三、九五二	七六・三二	二三・六八
一九一七—一八年	一五、八三六	三、〇一一	八四・〇二	一五・九八
一九一八—一九年	九、七二二	四、五〇〇	六八・三四	三一・六六
一九一九—二〇年	七、五〇〇	七、六八一	四九・四〇	五〇・六〇
一九二〇—二一年	一四、四九六	五、七八七	七一・四六	二八・五四
一九二一—二二年	一二、八六二	六、二九六	六五・〇〇	三五・〇〇
一九二二—二三年	一〇、一九四	五、七〇五	六〇・三二	三九・六八
一九二三—二四年	一四、八六四	六、八六八	六八・四〇	三一・六〇
一九二四—二五年	一三、七二一	六、七六二	六六・九九	三三・〇一
一九二五—二六年	一四、〇〇九	七、〇四七	六六・五三	三三・四七
一九二六—二七年	一四、一八四	七、〇六八	六六・七四	三三・二六
一九二七—二八年	二八、三三四	八、〇〇三	七七・九七	二二・〇三

（聖州珈琲調節院編成）

一、伯國ノ珈琲調節院ハ毎年五月迄ニ其珈琲年度ニ於ケル收穫ノ豫想高ヲ細密ニ調査シテ之ヲ中外ニ聲明スル規定トナツテ居ル（一九二八年四月設定）其公表豫想高ト世界一般ノ期待又ハ見積高トノ間ニ大キナル開キノアルトキハ之カ珈琲市價ニ浮動ヲ起ス基トナツテ珈

琲收穫ノ終ル九月頃迄常ニ動搖ヲ免カレヌ故ニ調節院ノ此收穫豫想ハ非常ナル注意ノ下ニ行ハレルノテアル

一、一九二七—二八年度ニ於ケル伯國生産高ハ前年度ニ比シ約二倍ノ生産高トナリ他ノ各生産國ニ於ケル豐作ト共ニ同年ノ世界生産高ヲ一九一七—一八年頃ノ倍量タル三六、四〇〇、〇〇〇俵トイフ巨數ニ達セシメタノテアツタ若シ現下實行セラレテ居ル伯國ノ調節制度カ無カツタトシタナラハ同年度ニ於ケル琲市價ハ恐ルヘキ暴落ヲ現シタコトテアツタラウト思フ幸ニシテ此事ノ無カツタノハ實ニ伯國ノ調節制度ノ顯著ナル效果テアル

一、「サントス」市場側ノ琲關係者ノ或者ハ調節制度ニ就而左ノ如ク主張シテ居ル向モアル大要ヲ譯採スル

「調節院カ生産費ヲ基準トスル琲ノ最低價格及ヒ消費限度ヲ基本トスル最高價格ヲ算定シ同院ニ定常在荷ヲ常ニ所有セシメテ之ノ在荷高ヲ調節シテ右ノ最低最高價格ノ中間ヲ覘フナラハ現今ノ制度ノ效果ハ一層有效ニヨリ有機的ニ所期ノ成果ヲ納メ得調節院モ此定常在荷ノ賣買益ヲ以テ利得スルコトカ出來延イテハ琲稅ヲ輕減セシメ得ルテアラウ」云々爲替ノ關係

伯國ノ對外爲替ノ動搖高抵ハ直チニ伯國琲輸出ノ消長ニ影響シテ伯國琲在荷高ノ増減ヲ左右シ從而伯國ニ於ケル琲市價ヲ支配スル

然シ現下ノ調節制度ニ於テハ「前月ノ積出高……即チ輸出高……ニ相等シタル各輸出品場ヘノ入荷高ヲ許ス」ノ輸送制限ヲ以テ巧ミニ伯國自由市場ニ於ケル在荷高ヲ調節シテ居ルノテ爲替關係ヨリノ顯著ナル市價浮動カ無クナリ爲替市場モ極メテヨリ安定シテ居ル琲ノ世界的需給關係ハ伯國爲替ニ影響シ此爲替ノ變動ハ亦琲ノ市價ニ反射スル但需給關係ノ琲市價ニ與フル影響ハ市價ノ數字其物ノ金貨價值ノ變動テアルカ爲替相場ノ動搖カラ由來スル市價ノ變動ハ伯貨ヲ以テ表示セラレタ數字の増減テアツテ金貨價值ノ變動テナイコトニ留意シタイ

(ハ) 期節的關係

珈琲年度(七月ヨリ翌年六月迄)ノ十二ヶ月間ヲ通シテ月ニ依テ期節の因子カ珈琲市價ニ働キカケル

例ハ珈琲收穫期前ニ於テハ即チ十二月、一月、二月、三月頃ノ先物相場ハ概シテ先安ノ段落シトナリ易ク亦七、八、九月頃ハ先高若クハ市價カ實際ノ收穫高ヲ見タノテ底堅ク落付ク亦上半期(七、八、九、十、十一、十二月)ハ輸出期節テアル豫想ニ對スル實際ノ收穫高カ判然シテ在荷カ小康ヲ得ル時期ナノテ爲替關係モ安定シ海外ノ需要ハ安意シテ伯國ヨリノ仕入ヲ爲ス上半期ハ從而市場モ釣上カリ氣味ノ時テアル

伯國ノ冬ノ七八月頃カ近付イテ來ルト一般カ氣象關係ト其推移ニ注意シ初メ霜ノ有無強弱ニ就而豫測ヲ爲ス爲メニ見越ノ踏出カ先物市場ヲ占有シテ珈琲市價ノ上ニ一種ノ思惑の壓力カ加エラレル傾向カアル從而其頃ノ市價ハ氣温カ低イト神經的ニ上ヲ仰ク氣配ニ支配サレル

(ニ) 霜ノ關係

強霜ハ珈琲樹ヲ殺スカアル

強霜ノ翌年ハ概シテ收穫高カ激減スルノテ此見透シカ珈琲市價ノ足元ヲ地面ヨリ引離シ一般

ニ降霜ハ市價ニ立具的背伸ヲ與ヘ勝チテアル
最近ノ強霜ハ一九一七—一八年度ニ降ツタカ其翌年及ヒ翌々年ノ伯國生産高ヲ半減シ珈琲市
價ハ平年市價ノ倍額以上ニ異常ナ奔騰ヲシテ其二ケ年間高ク止ツテ居タ

伯國ノ強霜ハ十年乃至十二年目毎ニ週期的ニ降ルモノテアル底ノ週期律ヲ信奉スル者カ多イ
(ホ) 海外市場トノ關係

海外市場ニ於ケル需要ノ消長及ヒ消長ニ直接影響ヲ與フルカ如キ事項ハ直接間接ノ經路ヲ通
シテ伯國內ノ市價ニ反響シテ來ル

殊ニ「サントス」市場ニ於ケル珈琲ノ市價ハ北米市場ノ動靜市況ノ變動ニ對シテ極メテ神經
過敏テアル紐育市場ニ於ケル「サントス」註文ノ三、四「バーセント」位ノ高低ハ其當日ニ於
ケル「サントス」市場ニ顯著ニ銳敏ニ影響シ來リ其市價ヲ五、六「バーセント」方モ左右スル
カヲ有シテ居ル

北米ニ於ケル珈琲消費稅又ハ輸入關稅ノ稅率上ノ變更夫レヲ政綱ニ編ムタ政黨ノ執政等ハ直
チニ紐育市場ノ市價ニ響キ其市價ノ變動ハ「サントス」市場ノ對米輸出註文ニ Bound シテ
著シイ「サントス」市價ノ立騒キヲ惹起スル

其他各國ニ於ケル珈琲ニ直接間接與ルヘキ事象ノ出現制度法規ノ異動等ハ其翌日ノ「サント

ス」市價ニ電響シテ來ル

右ニ列舉シタ諸關係ノ外戰亂等ノ突發ノ如キ其他數フレハ珈琲市價ニ響イテ來ル因子ハ限リカ無い
市價ハ有機的ノ生キタ條件テアル

原則トシテ珈琲市價カ其生産費ニ重心ヲ置イテ浮動スルモノテアルコトハ言フ迄モナイ

珈琲調節院ハ現物第四級品ノ公定標準市價ヲ日々ノ取引所ニ公表シテ現物市價ヲ調節シ先物市價
モ之ニ連レテ前後シテハ居ルカ實際ノ市場ハ左様ナ機械的ナモノテナク日々刻々ノ需給其他ノ局
部的關係ノ爲メニ右ノ調節院ノ設定スル公定市價ヨリ其實際市價ハ或距離ヲ持ツテ居ル

第二項 市況

市況トハ市場ニ於ケル珈琲商取引ノ狀況賣買ノ情勢及ヒ氣配等ヲ含ムタモノテアル「サントス」
ノ珈琲市場ハ珈琲取引所ニ於ケル清算取引ノ市場自由市場ニ於ケル現物取引ノ市場及ヒ直接取引
ノ市場ノ三市場ニ分ケ得ラレルノテアルカ其三市場ニハ夫々各自特有ノ市況カアル
市況ヲ表示スルニハ普通左ノ如キ語ヲ用フルコトニナツテ居ル其詳細ハ「サントス」珈琲取引所
及第四節ヲ參照サレ度イ

一、無事

二、靜穩

- 三、安 定
- 四、不 動
- 五、強 固
- 六、休 止

「コンミッサリオ」ハ斷ニス流レテ止マヌ流水ノ如キ動的推移ヲ爲ス市況ニ基キ其與ノ方ヲ透視シ夫ヲ顯微鏡的ニ分析シ其趨ク所ヲ正確ニ洞察シテ委託珈琲販賣ノ時機ヲ決定スル者テアル多年ノ經驗ト其市場ノ細情ニ通曉シタ者ニシテ初メテ之ヲ完全ニ爲シ得ルノテアル。

前項ニ既述シタ市價ノ變動ヲ支配スル諸因子ハ亦同時ニ市況ニモ其儘大乗的影響ヲ與エ各市場ノ小乗の地方的影響ハ左記ノ諸原因カ主ナルモノテアル

- (イ) 大量取引ノ突如ノ出現
- (ロ) 或商社ノ破産
- (ハ) 其市場ニ於ケル財界商界ノ事象
- (ニ) 調節制度ニ關スル變改
- (ホ) 輸出註文ニ特殊ノ事象出現シタルトキ
- (ヘ) 取引所、清算所制度變改ノ見越

等ハ直接具體的ニ市場ノ市況ニ表示セラレテ來ルモノテアル

第四節 珈琲記事ノ讀方

O CAFE'

SANTOS: Disponivel, tipo 4 molle, por 10 kilos
33\$500. RIO: Typo 7, por 10 kilos, 28\$600

「Cafe」ハ伯國經濟テアル

珈琲ノ價格ハ伯國財界ノ「Barometer」テアル

珈琲ハ伯國生産ノ「gold of gold」テアリ、伯國輸出ノ盛衰ハ其輸出太宗タル珈琲ノ内外市場ニ於ケル動靜ニ依テ決定セラレ伯國ノ對外爲替市場及ヒ國內物價指數ハ珈琲ノ一般景況カ其「Governor」テアル

即チ珈琲ノ内外ニ於ケル動靜ヲ巨細ニ知悉シ之ヲ適當ニ整理シテ行クコトハ生キタ伯國經濟生活ノ真髓ヲ完全ニ把握シテ行クコトニ相當スル

日々ノ新聞經濟欄又ハ商業欄ハ日本ノ新聞カ其絹、棉糸、米ナトヲ取扱フ以上ニ多大ノ利害ヲ以テ各社共最大ノ紙面ヲ此珈琲記事ニ充當シ其數字報道ハ最モ統計的ニ最モ精細ニ綴ラレ其舞臺ハ世界的ニ取ツテアル

伯國ニ於ケル珈琲ノ生産者、輸出業者、倉庫業者、金融業者、「コンミッサリオ」、其他全般ノ實業家、企業家達カ朝起キ先ツ芳美ナル珈琲ノ一讚ヲ

CAFE'

SANTOS

O mercado de café disponível regulou, hontem, em condições calmas durante a maior parte do dia, julgando-se, todavia, que á tarde alguns lotes mereceram um pouco mais do interesse por parte dos exportadores, em virtude das ligeiras melhoras registadas pelo mercado norte-americano.

O interesse predominante do mercado girou em torno de cafés finos e burbons, estando os de typo médio depreciados de \$200 a \$500 em relação á base ultimamente publicada. Os duros, de chuvas, e baixos typos soffreram maior depreciação, registando alguns lotes offertas de \$500 a 1\$000 abaixo dos ultimos preços publicados.

O movimento de negocios do dia foi avaliado em cerca de 25.000 saccas.

Os cafés do origem sul-mineira, quando estrictamente molles, foram cotados na base de 35\$000 para o typo 4.

Os da Oeste de M'nas estiveram sem procura, valendo o typo 4. commum, 29\$500.

As entregas directas não estiveram movimentadas, notandose certa reserva dos operadores em negocios dessa natureza.

As cotações continuaram, porém, sustentadas, regulando o molle boa fava nas seguintes bases á ultima hora, por dez kilos:—Novembro, 36\$500; Dezembro, 36\$400; Janeiro, 36\$000; Fevereiro, 35\$700; Março, 35\$300, compradores, com vendedores \$100 acima.

As entregas de burbons, molles de boa torração, embora sustentadas, continuaram valendo de \$200 a \$300 abaixo.

O mercado a termo funcionou estavel na primeira chamada da Bolsa Official de Café havendo uma alteração no mez de Janeiro, que melhorou \$025. Houve, então, um negocio de 1,000 saccas.

O fechamento decorreu calmo, sem nenhuma alteração pas cotações e sem negocios.

啜リ朝ノ「First Smoking」ヲ輪ニ吹キナカラ全身ノ神經ヲ總動員シテ其第一瞥ヲ投ケルノハ新聞ノ珈琲欄テアル伯國テ凡ソ「ビジネス」ニ携ハル者ハ伯語ノ讀メル讀メヌニ關セス毎朝珈琲記事丈ハ是非共目ヲ通シテ置イテ其「Office」ニ這入り度イト思フ而シテ夫レカ怪シケナ「デアロウ」底ノ理解テナク徹底的ニ精確ナル「Coffee-Common-Sense」ニ基キ之ヲ遂行完全ニ讀ミ消化スル讀方テアラネハ

ナラヌ幸ヒニシテ其専門的用語ヲ除ケハ深奥ナ語學ノ造詣ヲ要トセヌ數字ノミカ其主成分テアルカラ好都合テアル以下珈琲記事ノ讀方、用語ノ解釋、珈琲常識ノ一般的ノモノニ就而氣付イタ個所ヲ通俗的ニ記述シテ見度イト思フ

前頁ノ「切抜」ハ聖市發行ノ「O Estado de S. Paulo」新聞珈琲欄ノ一部テアル一千九百二十八年十一月二十一日ノ朝刊版ノ「切抜」テアル故ニ其前日ノ二十日（水曜日）ノモノヲ報道シテ居ル

今右ノ切抜ト同日ノ他ノ部分トニ基イテ詳解スル

「Café Santos」ト表題ニシテアル即チ「サントス」珈琲市場」ニ就而報道シテ居ルノテアル其記事ヲ讀ムテ行クト第一カ「サントス」市場ノ現物、第二カ直接取引、第三カ「サントス」珈琲取引所ニ於ケル清算取引トイフ順序ノ下ニ各市場ノ市況相場其他カ報セラレテ居ル第一ノ現物カラ始メル

第一項 現物市場ノ市況

「O Mercado de Café Disponível」

直譯スルト「現物珈琲ノ市場」テアル

珈琲ノ現物市場トハ「サントス」市場内ノ自由市場（取引所外ノ意）ニ於テ「サントス」市内ノ倉庫内ニ保管セラレ何時ニテモ拘束ナク自由ニ引渡ノ出來ル條件ノ實物珈琲ヲ賣買スル珈琲ノ市場ヲ謂フノテアル

現物ハ取引所外ニテ賣買セラルルモノテアルカ新聞ノ謂フ現物市場ニハ一キロ、二キロノ珈琲ヲ小賣スル消費市場ヲ含メテ居ナイ、何十俵何千俵トイフ輸出向ノ數量ニ纏ツタ大量ノ商取引ヲ爲ス市場ヲ指シテ居ル

現物市場ハ直接取引市場ト同シク「サントス」珈琲取引所以外ノ自由市場ヲ廣ク意味スルモノテ別ニ取引所トカ集會所ナトノ特定シタ場所カ無イ「コンミッサリオ」ノ店先、輸出業者ノ事務所、倉庫會社ノ公賣室、碇泊中ノ船舶ノ甲板上、珈琲取引所附近ノ商業「センター」ノ街路上、電話室等カ其場所テアツテ、之ニハ限定カ無イ「センター」ノ街路上テハ歩道ニ多數ノ賣買當事者カ見本ヲ抱エテ立ツテ居ルノヲ見掛ケル而シテ街路上テ見本ノ罐ヲ掌ニ開ケテ品質、等級ナトヲ買手ニ見セテ商ツテ居ル「コンミッサリオ」ノ手代モアル賣子モアル主人モアル事務員モアル公任仲立人モアル其代人モアル耕主モアル倉庫業者モ往々賣手トシテ offer シテ居ル此等街路上テ口頭テ約定スルカ賣買ハ何千俵テモ口頭又ハ「メモ」ニ覺書シテ約定カ成立スル

店ト店トノ間テハ電話テ約定スル約定スルト直チニ手代カ見本ヲ抱エテ買主ノ所ヘ飛ンテ來ル買主ハ見本ヲ煎出シテ「テースト」シ取引ヲ確認スル

賣買セラレタ見本ハ印入りテ倉庫ヘ運ハレル傳票又ハ出庫指圖書ト共ニ

現物賣買ニ取引數量ノ制限ハナイ

カクシテ一日ニ二萬俵、三萬俵ノ取引高トナル

“O mercado de café disponível regulon, hontem, em condições calmas durante a maior parte do dia, julgando-se, todavia, que à tarde alguns lotes mercetaram um pouco mais de interesse por parte dos exportadores, em virtude das ligeiras melhoras registradas pelo mercado norte-Americano.”

右ノ現物市況ヲ左ニ譯シテミル

『昨日ノ現物市場ハ殆ント其全日ヲ通シテ靜穩ナル状態ニ終始シ唯タ午後ニ至リ北米市場ノ市況輕微ナル好化ヲ示シタル爲メ或種ノ荷口カ稍々輸出業者側ノ興味ヲ呼ヒタリシ位ノモノナリトス』

右ニ譯出シタ『靜穩ナル状態』(Condições calmas)トハ賣買取引ノ狀況カ平常ノ靜和ナル状態ヲ保チ別ニ取立テテ謂フホトニ變ツタコトノ無カリシ市況ヲ指スノテアツテ當日ノ現物市場ニ賣買

カ無カツタトイフ意テ無イ當日ノ現物市場テハ總數二萬五千俵ノ取引カアツタノテアル平常現物市場ハ二、三萬俵ヲ賣買スルノカ習慣テアル

『北米市場ノ市況輕微ナル好化ヲ示シタル爲メ』(em virtude das ligeiras melhoras registadas pelo mercado norte-americano)

「サントス」珈琲ハ其殆ント全部カ北米ヘ輸出セラレル從而北米市場ノ市況ハ「サントス」珈琲市場ニ最モ銳敏ニ影響スル北米ヨリノ輸出注文ノ入電、北米市場(紐育市場ヲ中心トスル)ノ情況、相場ノ好化惡化等ハ直チニ「サントス」市場ノ珈琲輸出業者ノ買付ケ踏出ノ態度ヲ支配スル當日ノ紐育市場ノ「サントス」注文(Contracto Santos)ニ對スル相場ハ同市場後場ニ於テ各限月物ニ互リ一乃至一〇「ポイント」先高トノ「サントス」ヘ入電カアツタ之ヲ『市況輕微ナル好化ヲ示シ』ト謂ツタノテアル

『或種ノ荷口カ稍々輸出業者側ノ興味ヲ呼ヒタリ』(que à tarde alguns lotes mereceram um pouco mais de interesse por parte dos exportadores)

『或種ノ荷口』トハ「コンミッサリオ」等カ輸出向ニ纏メタ當日ノ紐育相場ノ好化シタ分ノ等級、品質ニ直接利害ノアル荷口ヲ指シテ居ル北米ヨリ輸出注文ノ入電カアツタ等級品及ヒ同等ノ條件

アル荷口又ハ輸出注文見越ノ荷口、混合又ハ再精製(北米向ケ輸出荷口作成ノ爲メノ)用等級品荷口等ノ賣物ニ輸出業者カ値入レヲシタリ呼ヒヲ入レタリシタコトヲ『輸出業者側ノ興味ヲ呼ヒタリ』ト記シテ居ル

“O interesse predominante do mercado girou em torno de cafés finos e burbons, estando os de typo medio depreciados de \$ 200 a \$ 500 em relação à base ultimamente publicada. Os duros, de chuvas, e baixos typos soffreram maior depreciação, registrando alguns lotes ofertas de \$ 500 a 1\$ 000 abaixo dos ultimos preços publicados.”

此節ヲ左ニ譯スル

『市場ノ興味中心ハ上質珈琲ト「ボルボン」種ニ集リ其中位等級品ハ昨日公表ノ相場ニ比シテ夫々二〇〇「レース」ヨリ五〇〇「レース」方ノ下落ヲ見セタリ雨ノ硬質物及ヒ下級品ナトハ甚敷突落サレ或種ノ賣物ノ如キハ昨日ヨリ五〇〇「レース」乃至一「ミルレース」方ノ低値ニ出テタリ』

右ノ中『二〇〇「レース」ヨリ五〇〇「レース」方』トカ『五〇〇「レース」乃至一「ミルレース」方』ト謂フノハ十基瓦ニ對スル建値ノ開キヲ指ス“alguns lotes ofertas”ハ『或種ノ賣物』

ト解スヘシ
上質珈琲 (café fino)、「ボルボン」種 (café burbon)、中位等級 (Typo medio)、硬質物 (Os duros) 等ノ詳細ナル説明ニ就而ハ「取引所編」ヲ参照セラレタシ『下級品』(Baixos Typos) トハ第四級品以下ヲ指ス

“O movimento de negocio do dia foi avaliado em cerca de 25,000 saccas.”

『同日ノ取引高ハ約二五、〇〇〇俵ト推算セラル』

現物ハ直接賣買テアツテ仲立人ノ手ヲ通セストモ差支ナク取引所並ニ仲立人ノ手ヲ經サルモノハ登録ヲ爲ス要ナク從而「サントス」市場ニ於ケル日々ノ現物取引高ヲ正確ニ採算スルコトハ可能トサレテ居ル唯タ推定ニ依ル取引高ヲ新聞ハ報シテ居ルニ過キナイ「サントス」商業會議所ニ於テモ日々ノ現物統計ヲ作成シテ居ルカ真ニ正確ナルモノハ同所テモ不可能テアル

“Os cafés de origem de Sul-mineira, quando estritamente molle, foram cotados na base de 35\$ 000 para o typo 4.

Os da Oeste de minas estiveram sem procura, valendo o typo 4, common, 29\$500.

右ノ譯文左ノ如シ

『南部「ミナス」州産ノ珈琲ハ其軟質物ニ限り第四級品三五\$〇〇〇ノ標準ヲ以而値付ケセラレタリ』

西部「ミナス」州産物ニハ買手ツカス各質ニ付キ第四級品二九\$五〇〇ヲ稱ヘタリ』

右ノ中『第四級品三五\$〇〇〇ノ標準ヲ以而値付ケセラレタリ』第四級品以外ノ等級品ニハ其基準ヲ以テ格付ケセラレタノ意即チ取引所格付表ニ從而其他ノ等級品ノ相場ヲ算出スルノ意(取引所編參照)

第二項 直接取引市場ノ市況

“Entregas Directas”

直接取引ハ既ニ數度記述シテ置イタ通り日本ノ「ヂキ」ニ近ク其實體ハ純然タル清算取引テアル唯タ取引所ノ清算取引ト區別スル爲メニ特ニ「直接取引」ト稱スルノテアル現物ノ直接賣買ハ前項既述ノ如ク「現物取引」トシテ取扱フ

直接取引ハ六ヶ月限テアル又差金決済法カ無イカラ投機ニ不便テ、或時ニハ「コンミッサーリオ」トカ輸出業者ノ如キ賣買ノ兩取引ヲ多量ニ行フ者ニ取ツテハ不便カアル
直接取引ハ全部實物決済ノ清算取引テアル

直接取引ハ現物ニ準シ其市場モ現物市場ト少シモ異ル所ハ無イ區別スレハ現物モ直接取引モ共ニ取引所外ノ自由市場ニ於テ行ハルル所謂直接賣買ノ型テアル

“As entregas directas não estiveram movimentadas, notando-se certa reserva dos operadores em negocios dessa natureza.”

右ノ譯文

『直接取引市場ニハ動靜ナク而シテ何か斯種取引ニ對シ其取引人側ニ於而或氣構ノアルコトヲ觀取セラレタリ』

“As cotações continuaram, porém, sustentadas, regulando o molle boa fava nas seguintes bases à ultima hora por 10 kilos:—Novembro, 36\$500; Dezembro, 36\$400; Janeiro, 36\$000; Fevereiro, 35\$700; Março, 35\$300, compradores, com vendedores \$ 100 acima.”

譯文左ノ如シ

『而カモ諸價格ハ依然保合ヒ引際ニ於ケル軟質、揃粒物十基ニ對スル指値ハ夫々左ノ如シ

十一月限 三六\$五〇〇

十二月限 三六\$四〇〇

一月限	三六\$〇〇〇
二月限	三五\$七〇〇
三月限	三五\$三〇〇

右ノ買値ニ對シテ賣手ハ\$一〇〇高』

直接取引市場ノ『引際』ハ大引即チ午後ノ五時半、土曜ハ午後三時、取引所ノ後場ハ平日カ午後三時半、土曜カ午前十時半ノ前場限リ

『揃粒物』(boa fava)トハ「ペネイラ」第十六號」ノ分選品ヲ指ス

當日ハ十一月限リ明年三月限ノ五ケ月限シカ建ツテ居ナイカ普通ハ六ケ月限即チ四月限迄建ツノテアル

直接取引ノ各月相場ハ十二月限ヨリ先安ノ順次ニ梯子落ちヲ示シテ居ル氣配モサルコトナカラ大體ニ於テ三、四月頃ハ珈琲期節トシテ收穫期ニ近付ク爲メ又爲替相場ト來收穫ノ豫想高ヲ見越シタモノテアル此期節ノ先安ナルニ反シテ例年八、九、十月頃ノ先物ハ先高ヲ示ス

“As entregas de burbons, molles de boa torrefação, embora sustentadas, continuaram valendo de \$ 200 a \$ 300 abaixo.”

右ノ譯文左ノ如シ

『「ボルボン」種、軟質、良煎焙物ノ直接取引ハ保合ヒノ狀況ニアレトモニ〇〇「レース」ヨリ
三〇〇「レース」安ノ價格ヲ維持シタリ』

第三項 取引所市場ノ市況

「O mercado a Termo」

「O mercado a Termo」トアルハ常ニ取引所ニ於ケル清算市場ノコトテアル

直接取引モ其本體ハ「O mercado a Termo」(清算市場)ノ一種ニ違ヒハナケレトモ直接取引ノ方

ハ特ニ「Entregas Directas」ト稱シテ取引所市場ト之ヲ區別シテ居ル

「O mercado a Termo funcionou estavel na primeira chamada da Bolsa Official de Café, havendo uma alteração no mez de Janeiro, que melhorou \$ 025. Houve, então, um negocio de 1,000 saccas.」

譯文

『「サントス」珈琲取引所前場立會ニ於ケル清算市場ハ安定ノ狀ヲ呈シ一月限ニ變動アリ、同月
限ハ\$〇二五高好化シタリ前場ニ一千俵ノ一取引アリタリ』

取引所ノ「Abertura」及ヒ「Fechamento」ヲ夫々『寄付』ト『寄止』トシタルモノヲ最近見タ
カ之ハ誤リテアル、『前場』ト『後場』ノ意テアル

「Primeira Chamada」及ヒ「Segunda chamada」モ『前場』ト『後場』ノ意テアル「Chamada」
トハ『呼出シ』ノ意テアル

平日ニ於テ前場ハ午前十時半ニ「寄付」ク而シテ「寄止メ」トナリ後場ハ午後三時半ニ「中寄」
トナリ終ツテ「大引ケ」ト引ケル土曜日ハ前場限リテ引ケル後場ハ無イ

取引所編ニ詳記シタカ「サントス」珈琲取引所ノ市況表示ハ左ノ六種ニ區分セラレテ居ル夫々ノ
語ノ意義通リナ「氣配」ヲ含ムテ居ル

一、無事 (Nominal)

買手ナク賣手ナク從テ相場建タスノ市況、閑散ナル狀況テアル

二、靜穩 (Calm)

賣買カ平靜ニ行ハレ特ニ目立ツタコトノ無イ市況

三、安定 (Estavel)

賣値ト買値ニ特異ナ距離モナク俄カニ變動ヲ惹起シ相ナ氣配カナク保合ノ狀況下ニ取引ノ行

ハレル市況

四、不 動 (Firme)

少々ノコトカアツテモビクトモ動かヌ「安定」ノ状カ底堅ク落付イテ居ル市況

五、強 固 (Muito Firme)

「不動」ヨリ一層底堅ク根強ク當分市情カ崩レルカ如キ心配ノ無イ市況

六、休 止 (Paralizado)

戦争トカ内亂ナトカ勃發シタリ伯國政府ノ價格調節ノ大量買付カ突如發表セラレタリ爲替市場ニ時ナラヌ變動カ生起シタリナトシテ立會ヲ停止シタリ市場混亂シテ立會ヒ得サルカ如キ場合ノ異常ナル市況

前記ノ當日ノ市況ハ『安定』即チ右記ノ (三)ノ市況テ相場モ大シタ動キナク保合ツテ居ル安靜ノ氣配ヲ示シテ居ルノテアル

取引所ノ取引數量單位ハ六十基瓦入珈琲(無論精製珈琲)ニシテ整一シタル等級、品質ノモノ一
千俵カー口 (Uma Serie) テアル

“O fechamento decorren calmo, sem nenhuma alteração das cotações e sem negocio.”

譯文左ノ如シ

『後場ハ終始靜穩ノ状下ニ經過シ相場不動ノ儘ニテ引ケタリ、取引無シ』

日本ノ三品取引所邊リノ賑々敷立會ツテ擊析ノ音モ勇マシク取引ノ行ハレルニ比シ「サントス」
珈琲取引所ノ「ヒツソリ」トセル狀況ハ淋シ

第四項 珈琲取引所ノ公定相場欄

“Cotação Oficial da Bolsa de Café.”

以上テ市況ニ關スル部分ノ珈琲ハ終ツタカ次ハ右記ノ様ナ「タイトル」テ報導シテ居ル部分ニ就
而説明スル矢張同日ノモノテアル

COTAÇÃO OFFICIAL DA BOLSA DE CAFE'		
SANTOS, 20.		
Cotação do primeiro pregão do termo:		
	10.30 horas.	Fech. ant.
Novembro	36\$625	36\$625
Dezembro	36\$100	36\$100
Janeiro	35\$950	35\$925
Vendas (saccas)	1.000	—
Mercado	Estav.	Calmo
Alta parcial de 25 réis.		
SANTOS, 20.		
Cotação do segundo pregão do termo:		
	15.30 horas.	Abert.
Novembro	36\$625	36\$625
Dezembro	36\$100	36\$100
Janeiro	35\$950	35\$950
Vendas (saccas)	—	1.000
Mercado	Calmo	Estav.
Inalterado.		
VENDAS A TERMO		
SANTOS, 20.		
	Saccas	
Do dia	1.000	
Desde 1 do mez	41.000	
Desde 1 de Julho	114.000	
CERTIFICADOS EXTRA-RIDOS PARA O TERMO		
SANTOS, 20.		
De outros mezes	26	
Existente	76	
Excluidos hoje	—	
Em circulação	102	

右掲切抜ノ第一節ト第三節トヲ譯スレハ左ノ通りテアル、第二節ノ後場ハ前場ニ準ス
『「サントス」珈琲取引所公定相場
「サントス」二十日

清算取引前場ノ相場左ノ如シ

	本日相場 (一〇、三〇分)	前日ノ後場
十一月限	三六\$六二五	三六\$六二五
十二月限	三六\$一〇〇	三六\$一〇〇
一月限	三五\$九五〇	三五\$九二五
取引高(俵)	一、〇〇〇	ナ
市況	安定	静穩

限月割レノ二十五「リース」高

清算取引高

「サントス」二十日當日ノ取引高

今月一日以降ノ取引高合計

一、〇〇〇(俵)

四一、〇〇〇(同)

七月一日以降ノ取引高總計

一一四、〇〇〇(同)

右ノ中『前場ノ相場』(cotação do primeiro pregão)ヲ“cotação da primeira chamada”又ハ“cotação da Abertura”トモ謂フ、共ニ同意ナリ

亦『後場ノ相場』ノコトヲ“Cotação do segundo pregão”“cotação da segunda chamada”又ハ

“cotação do Fechamento”ト稱ヘル

“Pregão”ハ日本ノ「^{ゲキタク}撃柝」ノ意テ「サントス」珈琲取引所ハ「テーブル」ヲ鉛筆テコッコット叩ク、各月限毎ニ撃柝カ這入ル

“cotação”ハ英語ノ“quotation”ニ該當スル

三ヶ月期物ノ中十一月限即チ當限及ヒ十二月限即チ中限ノ二期物ノ相場ハ前日ノ引際ニ比シテ變動ナシ唯タ一月限即チ先限ノ期物カ二五「リース」方(十基瓦)脊伸ヒシテ居ル即チ『月割レノ二五「リース」高』テアル

右ノ各相場カ『第四級品、十基瓦、軟質、揃粒』ヲ基準トスルモノテアルコトハ言フ迄モナイ
『不揃粒』トカ『硬質』トカノ第四級品ハ必ス右ノ數字ヨリ低値ト見積カ建ツ

第二節ノ後場ハ説明スル迄モナイ

第三節ノ『取引高』ニ移ル

此清算取引高ハ「サントス」珈琲取引所内ニ於テ正規ノ方式ヲ履ムテ登録セラレタル先物珈琲ノ
賣買數量テアツテ其中ニハ“Entrega Efectiva”(實物決済取引)ト“Liquidação por Diferença”
(差金決済取引)ノ二種ヲ含ムテ居ル

先物珈琲ノ賣買ニハ取引所以外ノ自由市場ニ於テ「直接取引」ナル形式下ニ行ハレルモノノアル
コトニ注意サレタイ

取引所ノ清算取引高ハ正確ニ明瞭ニ公表スル數字テアル故ニ斯種取引ニ關スル統計數字ハ正確テ
アル之ニ反シテ私的ニ行ヒ登記、登録ノ要ナキ直接取引及ヒ現物取引ニ關スル統計數字ハ概數乃
至推算テアルコトニ注意サレタイ、統計ヲトル者ニ最モ大切ナ方面カ斯克ノ通りテアル

『今日一日以降』ハ十一月一日ヨリ二十日(同日ノ分一、〇〇〇俵ヲ含ム)迄ノ合計テアル『七月
一日以降』ハ一九二八年七月一日ヨリノ總計テアル即チ七月一日ニ始マル珈琲年度ノ第一日カラ
ノ總計テアル同年度末ノ六月三十日迄此『七月一日以降』ヲ累計シテ發表シテ居ル場合ニ依テハ
同月同日ノ昨年度分數字ヲ併記スルコトモアル比較ニ便利テアル
各「コンミッサーリオ」商社、輸出商社ニ於テハ「統計係」ヲ定メテ置イテ「統計數字、現物、先

物、直接取引高、各市價、爲替相場、輸出、入荷、在荷、海外市況、氣配、高低表」等ヲ精密ニ
自家用トシテ作成セシメテ居ル

“Laneuville”(ハーブル)氏ノ發表スル統計數字カ古クヨリ伯國ニテ採用セラレ現ニ調節院ハ
同氏ヲ囑託トシテ數字表ヲ送付セシメテ居ルカ筆者ノ見ルトコロテハ紐育邊リノ珈琲輸入商社ノ
公表スルモノノ方カ實際ニハ簡明ノ様テアル
次ニ「切抜」ノ第四節ニ移ル

『清算取引用證明書發行高』

「サントス」珈琲取引所 二十日

前月ヨリ繰越分 二六(通)

有 高 分 七六(同)

本日ノ發行分 ナ シ

合計 流通高 1011(通)

右ニ『證明書』(Certificado)トイフノハ依頼ニ因リ「サントス」珈琲取引所カ見本鑑定ノ結果、
其等級ヲ公的ニ格付ケシ品質ヲ査定シタ取引所格付證明書(Certificado de Classificação)ノコトヲ

指ス

該證明書ハ等級ノミノ格付ノ場合ハ其證明書日付後九十日間有效テアル
亦品質ニ關スル證明書ノ中珈琲ノ色合 (color) ヲ證明シタモノハ其條項ニ關スル限り單ニ五日間ノ
效力シカナイ

先物取引ニハ清算取引テモ直接取引テモ共ニ右ノ證明書付ノ見本テナイト市場内ノ賣買ニ都合カ
惡イ

『發行高』ハ同所ノ右ノ證明書作成高テアツテ市場ニ現ニ流通シテ居ルモノカー〇二通テアルト
イフ意テアル

取引所ニ返還ノ要ハ無イカ九十日ノ期限カ經過スレハ無効トナルモノテアル故之ヲ流通シテ居ナ
イモノト看做スノテアル從而取引所ノ公表スル所謂『流通高』ハ實際ノ流通高トハ違フ取引所公
表ノ流通高ニハ取引所發行ノモノテ既ニ使用済ミトナリ唯タ期限 (九十日效力) 前ノモノヲモ含
ンテ居ル

取引所ノ證明書ノ外私的ナレトモ大問屋カラハ斯種ノ證明票ヲ發行シテ居ル無論信用上ノ覺書
格付票ニ過キスシテ取引所證明書ノ如キ裁判上ノ效力ハ無イ

第五項 現物ニ關スル數字欄

“Disponivel”

DISPONIVEL	
SANTOS, 20.	
Disponivel n. 4 por 10 kilos.	33\$500
Mercado	Firme
Pauta paulista, por 10 kilos.	3\$000
Pauta mineira	3\$500
Vendas aproximadas segundo o serviço especial da nossa succursal —saccas	25.000

右記ノ様ナ「タイトル」ノ部分ニ就而記述スル上部掲載ノ新聞

「切抜」カ夫レテアル矢張一九二八——一一——二一日發表ノモノ
テアル

上掲「切抜」ニ依テ記述スル現物

現物相場、第四級品、十基瓦 三三\$五〇〇

現物市場ノ市況 不動

聖州珈琲公定換算率 十基瓦ニ付 三\$〇〇〇

「ミナス」州珈琲公定換算率 十基瓦ニ付 三\$五〇〇

現物取引推定高 二五、〇〇〇俵 (本社支局特報ニ據ル)

右ノ中『現物珈琲』ノ當日相場ハ「サントス」取引所公定標準價格ト同價テアルカ實際市場ニ於
ケルモノハ常ニ多少ノ喰違アルヲ例トスル

調節院ハ小差ノ場合之ヲ大目ニ見テ居ル一々嚴重ニ所罰シテ居テハ現物市場ノ有機的ノ自由行動

ヲ束縛スルカラテアル
聖州珈琲公定換算率及ヒ「ミナス」ノモノニ就テハ(附録參照)簡單ニ概説スレハ輸出珈琲ノ公定
價格ヲ算出スル率テアツテ公定價格ニ基イテ珈琲輸出稅ヲ定メル「Pauta」ト但シ「Vale-ouro」
又ハ「Açio」トハ全然別個ノモノテアル

在伯邦字新聞ハ未タ週刊ノ現狀テハアリ伯字新聞大社ノ如ク支店又ハ出張所ヲ「サントス」市内ニ
設置シテ居ナイカ邦人珈琲産業ノ膨脹發展ト共ニ邦字新聞モ珈琲記事ヲ正確迅速ニ報道スル爲メ
「サントス」市場ニ特派員又ハ通信員ヲ特設シテ特異ノ報道ヲ爲サシムル様ニナルテアロウ邦人ノ
如キ打算性ニ富ムタ民族ハ經濟欄ヲ細緻ニ爲シテ斯種讀者ヲ吸收スルノ要カアロウ
然シ珈琲ニ關スル常識ヲ正確ニ修養シタ者カ其任ニ當ラヌト飛ムタ邦人ノ利害ヲ誤ル様ナコトカ
出來ルカモ知レヌ眞底ニ徹シタ明敏ナ優秀ナ報道ハ實際ニ就テ居ナイト至難テアル

第六項 一般狀況欄

“Movimento Geral”

右ノ様ナ個所カアル數字許リテアル其ノ中ニ

イ、 “Passagem”

ロ、 “Entrada”

ハ、 “Entrada por via Marítima”

ニ、 “Despacho”

ホ、 “Embarque”

ヘ、 “Existencia”

ト區分シテ夫々ノ數字カ出テ居ル

之レカ「サントス」市場ニ關スルモノテアルトハ左記ノ意味テアル

(イ) 『通過』自由市場ニ入荷シナイ分

(ロ) 『入荷』「サントス」市場ノ在荷中ニ入荷シタル分即チ現物珈琲ノ入荷

(ハ) 『海路入荷』「サントス」市場へ入荷スルモノハ陸路テラレーストレ即チ“São Paulo Railway”及ハ“Jinha

Juquía”ニ依ル入荷ト海路入荷スルモノトアル海路ハ少量ナレト常ニアル(ロ)ノ『入荷』ハ

『陸路入荷』テアル(ハ)ハ之ニ對スル『海路入荷』ノ意

(ニ) 『輸出手配濟』(ホ)ノ『船積』ニ至ル過程ニ在ルモノ

(ホ) 『積出』(ニ)ノ輸出手配ヲ經テ愈々船舶ヲ積出(輸出)シタモノノ意調節院法ハ『積出』ノ

前月高ニ應シタ『入荷』ヲ許シテ居ル
(一) 『在荷』「サントス」市場ノ在荷高「サントス」市場ノ『入荷』及ヒ『在荷』ニ就テハ珈琲倉
庫編參照

第七項 海外市場欄

“Mercados Estrangeiros”

珈琲記事ノ中ニ『海外市場』トイフ部分カ報セラレテ居ル
紐育、佛國「ハーブル」、獨逸「ハンブルグ」、倫敦ノ四個所ノ海外市場ニ於ケル珈琲ノ相場及ヒ
市況ヲ本欄テ傳ヘテ居ル

今其記事(大體カ數字)ノ中前記各市場ニ於ケル珈琲ノ建値基準ニ就テ記述スル相場ヲ見ルニハ
基準ヲ頭ニ入レテカラ讀マヌト意味ヲ爲サヌ

一、北米、紐育市場 (Nova York) 本市場ノ各月相場ハ珈琲ノ重量、四五三・六〇「グラム」ニ
付キテ米貨ノ仙、點ヲ以テ建値スル、「Cent」トハ「Dollar」ノ百分ノ一「Point」トハ
仙ノ百分ノ一、即チ弗ノ一萬分ノ一伯語テ夫々「Centavo」「Ponto」ト稱スル
『紐育相場二一・八二』ト稱スルトキハ『珈琲四五三・六〇』「グラム」ノ「サントス」型第四級品ニ

付キ二十「セント」八十二「ポイント」ノ紐育市價ヲ意味スル
“Alta geral dos 10 pontos, em Nova York.” (紐育市場各月限ニ互リテ十「ポイント」高)ト記
シテアレハ矢張り四五三・六〇瓦第四級品ノ相場テアツテ各月限ニ互リテ全般的ニ十「ポイン
ト」(前ノモノニ比シ)方高騰シタトイフ意味テアル
“Contrato Santos Julho, 19,08”ト記シテアレハ「サントス」輸出註文七月限、十九仙八點」ノ
意“Contrato do Rio, Julho, 13,87”トアレハ「リオ」輸出契約、七月限十三仙八十七點』
但シ前記「サン」トス輸出註文カ「サントス」型第四級品ニ對スル相場ナルニ反シテ「リオ」輸
出契約ハ「リオ」型第七級品ニ對スル相場テアルコトヲ注意セネハナラヌ
二、佛國「ハーブル」市場 (Havre) ノ相場ハ珈琲五十基瓦ニ付キテ佛貨ノ法、「サンチーム」
テ建ツテ居ル法“Franco”ハ「サンチーム」ハ普通ノ數字テ表ハサヌニ法ノ分數テ何分ノ何
「フラン」ト表サレテ居ル『 $\frac{3}{4}$ 高』トカ『 $\frac{1}{2}$ 安』トカハ「フラン」ノ分數テアル『ハーブル
相場、五月限、前場、四七九・ $\frac{1}{4}$ 』トアレハ珈琲五十基瓦ニ付キ五月限先物、前場ノ相場、四
七九「フラン」四分ノ一ノ意「サントス」宛入電ノモノハ『サントス』型第四級品「リオ」
宛ノモノハ『リオ』型第七級品ニ對スル建値ト解スル
三、獨逸「ハンブルグ」市場 (Hamburg) ノ相場ハ重量半基瓦ニ付キ獨貨ノ「ブフェニッヒ」

(Pennig) ヲ以テ建ツ
 「サントス」型ニ對シ「ハンブルグ」相場、五月限、七十八「プフェニヒ」トイフカ如シ
 四、英國「ロンドン」市場 (Londres) ノ相場ハ重量百十二封度 (即チ五〇・八〇二基瓦) ノ
 “avoir-du-poids” ニ付キテ英貨ノ「シルリング」(shilling) 及ヒ片 (Pence) ヲ以テ建値スル
 但シ實際ニ於テハ右ノ基本重量トナル百十二封度ヲ “Centweight” 又ハ “hundred weight”
 ト看做シ後者ノ五〇・七五〇基瓦ヲ以テ建値シテ居ル
 「F. O. B. shipment」サントス」型、上質物、第四號品、九八「シルリング」トカ
 「リオ」型、第七號品、七六「シルリング」六片」トカ
 “Shilling por 20 Kilogrammas de café typo 7. de Santos, entregue nos Armazens de Amsterdam
 e Rotterdam” 「サントス」型第七級品、二十基瓦ニ付「シルリング」建テ「アムステルダ
 ム」及ヒ「ロッテルダム」倉庫渡シ」等ト謂フ
 英國ノ相場ニハキット小面倒ナ條件 (例ヘバ、「サントス」型第七級品トカ、二十基瓦ニ付キト
 カ「アムステルダム」渡シトカ、「サントス」港 F、O、B、トカ) カ付イテ居ル英人ラシサテアル
 右記詳解ノ通り伯國相場カ十基瓦ニ付キテ建値スルニ對シ海外ノ各市場テハ對伯輸出註文ノ
 相場迄夫々自國ノ重量基準ト貨幣トヲ以テ建値スルコトハ珈琲輸出上ノ何彼ニツケテ伯國ニ

取リテ不便利ナ次第テアル

就中英人カ專横ニ重量單位其他條件ヲ種々ニ變更スルナトハ英貨ノ十二進、四捨五入式ト共
 ニ實務上面倒テアル
 珈琲記事ニ就テハ仲々以上ヲ以テ盡キヌカ冗長ニナルカラ此邊テ稿ヲ更メル
 參考ノ爲メ「リオ」市場ノ記事ヲ切抜イテ置ク讀方ハ「サントス」市場ノモノト同様一九二
 八—一—二一日「オ、エスタード」新聞ヨリ

MERCADO DO RIO DE JANEIRO (Commercial telegram Bureaux). ABERTURA		
RIO, 20. Typo 4. por 10 kilos:		
	Abert.	Fech. ant.
Novembro	26\$025	29\$025
Dezembro	28\$825	28\$800
Janeiro	28\$650	28\$650
Fevereiro	28\$525	28\$475
Março	28\$475	28\$475
Abril	28\$350	28\$325
Vendas (saccas)	—	4.000
Mercado	Estav.	Calmo
Alta de 25 a 50 réis.		
FECHAMENTO		
RIO, 10. Typo 7. por 10 kilos:		
	Fech.	Ant.
Novembro	29\$025	29\$025
Dezembro	28\$825	28\$825
Janeiro	28\$650	28\$650
Fevereiro	28\$550	28\$525
Março	28\$475	28\$475
Abril	28\$350	28\$350
Vendas (saccas)	—	10.000
Mercado	Estav.	Estav.
Alta parcial de 25 réis.		
DISPONIVEL		
RIO, 20.		
Typo 7, per 10 kilos		28.600
Mercado		Calmo
Vendas conhecidas, saccas		4.929
MOVIMENTO GERAL		
RIO, 20.		
		Saccas
Pela E. de Ferro Central		1.411
Pela E. de Ferro Leopoldina.		3.000
Por cabotagem		—
Entregas de armazens autorizados		7.565
Total		11.976
Embarques de hontem		15.074
Sahidas:		
Europa		—
Eastados Unidos		—
Outros destinos.		3.340
Existencia.		318.512

第五節 珈琲鑑定室ト使用人

第一項 鑑定室ト見本棚

「コンミッサリーオ」商社ノ營業部ハ之ヲ事務所ト倉庫ニ分ケルコトカ出來ル
倉庫テハ委託珈琲ニ關スル保管、運送、輸出手配及ヒ諸作業ヲ行フ

事務所テハ鑑定、販賣、統計、會計、仕入其他ヲ爲ス

「サントス」市場ノ「コンミッサリーオ」ノ事務所ヲ往訪シテ見ルト其簡單ナノニ驚ク單ニ顧客
トノ應接ヲ爲ス應接室ト鑑定室 (Sala de Classificação) ト事務室トノ三部シカ無イ極メテ簡單ナ
モノテアル

右ノ中應接室ト事務室ニハ別ニ特殊ノ事項モ無イカ珈琲鑑定室ヲ少許左ニ説明シテ置ク

鑑定室ニハ中央ニ粗造ノ大卓子カ置イテアル椅子ナトハナイ立ツテ居テ仕事スル此ノ大卓子ノ上
ニ珈琲ヲ擴ケテ等級品質ノ鑑定格付ヲスルノテアル卓子ニハ格付鑑定ノ結果ヲ控エル帳簿カア
ル

卓子ノ横ニハ見本珈琲ノ重量ヲ小サク秤ル精確ナ天秤カアル實驗室藥局ナトニ用フル種類ノモノ
ヲ採用スル

珈琲ヲ燻焙シテ煎焙ノ具合ヲ調ヘル燻焙機 (Torrador) カアル瓦斯又ハ電氣テ嚴密ナル條件ノ下

ニ燻焙 (Torrageo) ヲ試ミルノテアル

燻焙シタ見本珈琲ヲ煎出スル用具、此煎出珈琲ヲ鑑定人カ味覺ト嗅覺トニ訴エテ味利キスル
(Bebida) ニ必要ナル諸具カソナエテアル

鑑定室ノ四壁ニハ粗造ノ見本棚カ硝子戸無シテ拵エテアツテ棚ノ上ニハ無數ノ「ブリキ」罐ノ丸イ
珈琲見本カ積上ケテアル珈琲重量三〇〇瓦乃至五〇〇瓦入ノ見本テアル見本罐ノ表面ニハ「レ
テル」カ貼付シテアル夫レニハ「コンミッサリーオ」荷口番號、品質、等級、荷口俵數、生産地等カ
記入シテアル見本棚ノ見本ハ委託者荷口ノ控見本モアルカ主トシテ「コンミッサリーオ」荷口ノ
控見本、販賣見本テアル

亦室ノ一隅ニハ「サントス」珈琲取引所作成ノ等級格付標準見本ノ一組、公定品質ノ見本、格付
用夾雜物見本^{ベネイラ} 篩ノ各號番、世界各國ノ見本珈琲等カ置イテアル

第二項 鑑定人ト使用人

凡ソ珈琲ノ賣買ニ携ハル者ハ珈琲ニ關スル等級、品質、燻焙ノ具合位ハ一般的ニ心得テ居ナケレ
ハナラヌ「コンミッサリーオ」商社ノ使用人ハ凡ソ見本ヲ肉眼テ一目見テ其珈琲ノ種類、等級、

品質等ノ大體ハ判定カ出來ル様ヲナケレハナラヌ
右ノ一般ノ判定以上ノ嚴密ナル鑑定ハ專門ノ鑑定人 (Classifier) 又ハ目利^{ノキキ}ノ行フ所テアル (倉庫編參照)

鑑定人ハ混合ノ割合ヲ設定シタリ等級ノ新作成用計算ヲ爲シタリ分選、再精製等ニ關スル査定ヲシタリ顧客ノ珈琲ヲ鑑定シテ等級ノ格付ヲシタリ品質、燻焙、煎出ヲ目ト舌ト鼻トテ鑑定スル役目テアル「コンミッサリオ」商社ニハ無クテハナラヌ専門家テアル

鑑定人ハ「サントス」珈琲取引所ノ審査部テ長年實地ニ熟練シテ同取引所ノ公定鑑定人トシテノ免狀ヲ貰ツタ者モアリ普通ノ「コンミッサリオ」商社、珈琲倉庫、輸出商社ニ幼少ヨリ勤メテ實地經驗ヲ得テ其資格ヲ作ツタ者モアリ鑑定人トシテノ免狀ノ無イ者モアル

現任ノ取引所鑑定人ハ月額一、五〇〇\$〇〇〇ノ俸給テアルカ一般「コンミッサリオ」商社ニ勤メテ居ル者ハ六〇〇\$〇〇〇ヨリ二、〇〇〇\$〇〇〇迄ノ月給テアル非常ニ熟練シタ一流ノ鑑定人 (「サントス」市場ニ四人) ハ四、五、コントス」モ給料ヲ取ル

「コンミッサリオ」商社及ヒ輸出商社ノ鑑定室ニハ鑑定人カ一人ハ居ナケレハナラヌ少々給料ノ高イ者テモ上級ノ鑑定人ヲ用フルニ限ル

鑑定人ニハ普通一、二人ノ助手ヲツケルノテアル鑑定室ノ方ノ使用人ハ以上テ濟ムカ販賣ノ方、事務部ノ方ニ夫々ノ使用人カ要ル

販賣部ハ見本ヲ以テ市内ヲ販賣スル者テアルカ之ハ給料テ雇フ者、歩合ノ者其中間ノ者ナトカアル店ニ依テハ全然公任仲立人ニ渡シテ了フ向ナトモアル

筆者ノ考テハ取引所向ノ者ト直接取引向ノ者トノ三部ニ賣子ヲ手分ケシテ半給料半歩合ノ制度カヨカリ相テアル商社ニ依テハ内奥地ヲ廻ラセテ委託珈琲ヲ集メサセル派出手代ヲ置ク向モアル

第六節 珈琲ノ作業ト倉庫

第一項 「コンミッサリオ」ノ作業

内奥地ノ委託者ヨリ委託珈琲カ「コンミッサリオ」ノ倉庫ニ入庫スルト所謂「委託者ノ荷口」ノ分選ヲ行フ分選後其各荷口カラ夫々ニ通宛ツノ見本ヲ摘出シテ之ヲ「コンミッサリオ」ノ事務所ニ送達スル

其見本カ事務所ニ着クト一ハ後日ノ委託者ニ對スル清算ノ時ノ爲メ又格付計算ノ配分上甲乙ノ委託者ヲ混同セヌ爲ニ右ノ見本ニ基イテ精細ナル記録ヲスル各荷口毎ニ委託者ノ氏名ノ外、發送地、

品質其他ヲ記入スルノテアル

記録カ濟ムト見本カ鑑定室ニ送ラレル鑑定室テハ鑑定人カ見本ニ依テ試験的混合ヲ試ミル而シテ等級作成ノ構成比率ヲ設定スル此混合ノ計算、仕方ニ就テハ「倉庫編参照」而シテ等級作成力決定シ所要ノ混合割合カ計算セラレルト混合ノ指圖書ヲ作成シテ之ヲ倉庫ニ送ル倉庫ノ方テハ此指圖書ニ基イテ斯道ニ經驗ノアル作業主任カ混合作業ニ着手スルノテアルカ作業着手前、猶念ノ爲メ鑑定人ノ混合指圖書ニ從テ試験的混合ヲ行ツテミテ所要ノ等級カ作成セラルル見込カ立ツト愈々所謂倉庫ノ珈琲「デスペーシヨ」トイフ作業カ始マル

「デスペーシヨ」ハ豫メ袋ヨリ取出ス珈琲ノ細目（委託者ノ氏名、荷口、俵數其他）ヲ記帳シツツ行フモノテ現ニ作業シツツアル荷口ノ構成成分カ委託者外ニ明細ニ判ル様ニシテ置クノテアル珈琲ノ混合 (Liga. ou Caldeamento) ハ斯クテ行ハレルノテアルカ其詳細ハ倉庫編ヲ見ラレタシ混合、分選、再精製作業ノ外之レニ附隨シタ袋詰メ、再袋詰メ、看貫、再看貫（倉庫編参照）等ノ作業モ倉庫テ行ハル凡ソ混合ハ海外ノ消費市場ニ於ケル需要ノ等級品ヲ取引所制定ノ標準見本ニ準據シテ作成スル必要トカ亦市場其時々ノ需要等級ヲ作出スル必要トカ又ハ持荷ノ賣崩シトカ價格ノ作出トカニ應シテ行フ所ノ作業テアル

再精製作業其他ノ如ク直接ニハ利潤ヲ余リ生シテ來ナイ作業テアル

扱テ混合、再精製カ濟ムト之ヲ六十基瓦入りノ袋詰メ（公定風袋）ト爲シ袋ノ表面ニ政府制定ノ法定荷印ヲ打ツテ番號ヲ付シ輸出向ノ珈琲ト爲スノテアル斯クテ販賣ニ着手スル以上ノ如クシテ出來上ツタ荷口、荷口ヲ「コミッサリーリオ」ノ荷口ト稱スル委託者ヨリ到着シタ儘ノ「委託者荷口」ト區別スル爲メテアル

「コンミッサリーリオ」荷口ノ各俵カラハ看貫ノ際少許宛別俵ニ抽出シテ置イテ此別俵ヲ一俵ト爲シテ該荷口ノ見本抽出用珈琲分トナス之レカラ三通ノ見本ヲ作ツテ事務所、倉庫及ヒ販賣ノ控見本及ヒ販賣用見本ニ充テルノテアル

第二項 「コンミッサリーリオ」ノ倉庫

商法ハ第一七〇條ニ於テ「コンミッサリーリオ」ハ委託品ノ保存ト保管ヲ爲スノ義務アルモノト規定シテ居ルカラ「コンミッサリーリオ」ハ寄託ノ受託者トモナラネハナラヌ
右ノ義務アル外前項記述通りナ諸作業ヲ委託珈琲ノ販賣前ニ行フノ要アルモノテアル從テ大規模ノ「コンミッサリーリオ」商社ハ皆事務所ノ外ニ取扱容量相當ノ倉庫ヲ所有シ其倉庫内ニ前項ノ諸作業ヲ行フ爲メノ諸種ノ機具ヲ備付ケテ居ル

然シ右ノ「コンミッサリーリオ」ノ倉庫 (Deposito, ou, Armazem do Commissario) ハ單ナル商品ノ保管所テアツテ伯國法ノ倉庫業務者テハナク從テ倉庫會社ノ發行スルカ如キ倉庫證券ノ發行權無キモノテアル

「コンミッサリーリオ」ニシテ輸出業者ヲ兼營スルモノハ自己ノ倉庫ヲ所有セス倉庫法ノ認ムル倉庫業者タル「サントス」船渠會社ノ倉庫ノ一部分ヲ契約ニ依テ借庫^{チャイター}シテ居ル者カ多イ
筆者ノ觀ル所テハ「サントス」市場内倉庫業者ノ現狀及ヒ將來ヲ以テセハ「コンミッサリーリオ」ノ中規模ノ營業ヲ爲サムトスル者ハ倉庫建築ニ巨費ヲ投スルノ要ハナイ「サントス」船渠會社ノ空閒、其他倉庫會社ノ倉庫内ニ凡ソ四百萬俵近イ空倉庫ノアル現狀テ各倉庫會社共ニ借庫^{チャイター}ヲ歡迎シテ居ル故之ヲ「メートル」幾何ヲ以テ借庫契約スレハ事足ルト思フ

斯クセハタ、ニ倉庫建設費ニ多額ノ資金ヲ固定セシムルノ愚ナキノミナラス亦借庫スル相手ノ倉庫會社ト特約シテ(倉庫法ニハ「特契ヲ許サスト」アレトモ公然ト行ハレテ居ル)入庫シタル委託珈琲ニ正規ノ倉庫證券ヲ發行セシメ得ル(「コンミッサリーリオ」ノ倉庫内ニ收容保管ノ物品ニ對シテハ證券ヲ發行シ得ス預證書類似ノ貨物引換證………法的ニハ當事者間ノミニ效力アツテ第三者ニ效力ナキ裏書シテ融通ノ爲シ得サルモノ………ヲ作成シ得ルニ過キス)コトモ出來金融ノ途ニ

モ便宜ハ鮮少テナイト思フ

現ニ問屋級ノ中位ノ「コンミッサリーリオ」商社テ創立ノ日淺キモノハ此借庫法ヲ採用シテ居ルハ當然ノコトテアル

借庫ノ料金其他ノ倉庫ニ關スル詳細ハ倉庫編ニ就テ知悉セラレ度イ之レハ筆者ノ觀測ニ過キヌカ政府ハ「サントス」市場ノ倉庫業者ノ請願ニ基キ『將來、珈琲ノ倉庫作業ハ「コンミッサリーリオ」及ヒ輸出業者ノ倉庫ニ於テ之ヲ行フコトヲ禁シ特ニ倉庫會社ノミノ特別作業タラシム』トイフ風ナ規定トナルヤモ測リ難シト思フノテアル
益々借庫ノ賢ナルヲ擇フヘシテアル

第二章 「サントス」市場ニ於ケル「コンミッサリーリオ」

營業ノ狀況

第一節 「サントス」市場ノ「コンミッサリーリオ」商社

第一項 「サントス」ノ「コンミッサリーリオ」商社

「サントス」市場ニハ目下總數一百二十余个ノ大、中、小「コンミッサリーリオ」商社カ軒ヲ列ヘ

テ營業シテ居ル

右ノ總數中「デル、クレイデレ」協定ノ委託ヲ受ケ珈琲ノ輸出ヲ爲ス大規模ノ商社カ約三十個、中位ノ規模ノモノカ約二十個、小規模ノ商社カ七十二個アル

右ノ大規模ノ商社及中位ノモノヲ合算シタル五十個ノ商社ハ事務所ノ外ニ倉庫ヲ有シ所謂「珈琲問屋」トモ謂フヘキ堂々タル商社テアル一八四四年創立ノ“Theodor Wille & Cia”ノ如キモノヨリ“Arantes & Cia”ノ如キ一九二二年ノ創立テ資本金五千「コントス」、一九二三年創立ノ資本金三千「コントス」“Cia. Commissaria, Paulista”トイフ株式會社、資本金一千「コントス」ノ“S/A. Commissaria de Santos”等ハ皆問屋級ノ商社テアル

右ノ「珈琲問屋」級ノ大、中位ノ規模ノモノニ對シテ小規模ノ七十二個商社ハ普通ノ委託シカ受ケス「珈琲仲買店」トテモ稱スヘキテアル

大規模ノ商社ハ多ク合資會社テアル中位ノモノハ株式會社カ多ク個人經營ノ商社ハ多ク小規模ノモノテアル

大規模ト中位ノ商社ハ「サントス」珈琲取引所ノ取引人テアリ「サントス」商業會議所ノ組合員テアル小規模ノモノニハ取引人乃至組合員テナイ者カ可成アル

大規模商社ノ社員、出資者ノ顔振ヲ見テミルト聖州實業家、資本家、大耕主連ヲ殆ムト網羅シテ居ル政派關係、姻戚關係、組織、創立年月日、資本、經營者又ハ管理人、社員氏名、組合員、大株主ナトノ細項ハ別稿トシテ筆者カ稅務局ト「サントス」商業會議所ニ就テ調査シテ編成シタル「サントス」市場ノ主要「コンミッサリーリオ」商社一覽表」ヲ次項ニ掲出スル

第二項 「サントス」市場「コンミッサリーリオ」大、中規模商社名簿

左記ハ問屋級商社ノ一覽テアル

(商 號) (順序不同)

- (1) “Theodor Wille & Cia.”
- (2) “Arantes & Cia.”
- (3) “Cia. Prado Chaves.”
- (4) “Cintra & Cia.”
- (5) “Lima, Nogueira & Cia.”
- (6) “S/A Francisco Botti.”
- (7) “F. Camargo & Cia.”

- (8) "Almeida Prado & Cia. "
- (9) "Martinho Camargo, Coetho & Cia. "
- (10) "Figueiredo, Lima & Cia. Ltd. "
- (11) "Cia. Commissaria Paulista. "
- (12) " " de Mocóca. "
- (13) "João Jorge, Figueiredo & Cia. "
- (14) "Rodriguez Alvez & Cia. "
- (15) "A. Coutinho & Cia. "
- (16) "Sampaio Bueno & Cia. "
- (17) "Ozorio Junqueira & Cia. "
- (18) "Moraes, Meirelles & Cia. "
- (19) "Rangel, Oliveira & Cia. "
- (20) "Queiroz Ferreira, Azevedo & Cia. "
- (21) "Lara, Netto & Cia. "

- (22) "Epaninondas, Ferraz & Fonseca. "
- (23) "Lara Campos & Cia. "
- (24) "A. Ferreira & Cia. "
- (25) "Battholomei, Serra & Cia. "
- (26) "Andrade Junqueira & Cia. "
- (27) "Queiroz, Barros & Cia. "
- (28) "G. S. Aidar & Cia. "
- (29) "Whitaker, Brotero & Cia. "
- (30) "Junqueira, Netto & Cia. "
- (31) "Oliveira, Leite & Cia. "
- (32) "Leite & Santos. "
- (33) "Silva, Ferreira & Cia. "
- (34) "Raphael Sampaio & Cia. "
- (35) "Rocha & Cia. "

- (36) "Cia. Paulista de Exportação."
- (37) "Origenes Formin & Cia."
- (38) "Soc. Anonyma Levy."
- (39) "American Coffee Corp. Inc."
- (40) "Freire, Barros & Cia."
- (41) "Leon Israel Company."
- (42) "S/A Commissaria Americana."
- (43) "S/A de Santos."
- (44) "S/A Sul de Minas."
- (45) "Cia. A. C. Abreu."
- (46) "A. S. Michelet & Cia."
- (47) "S/A Leonidas Moreira."
- (48) "Oliveira, Cintra & Cia."
- (49) "E. Castro & Cia."

(50) "Cunha Bueno & Cia."

第三項 「サントス」市場「コンミッサリオ」商社ノ資本總額

前項既述ノ如ク當市場ニハ總數百二十余个ノ大、中、小ノ規模ノ「コンミッサリオ」商社カ營業シテ居ルカ此中テ前項「コンミッサリオ」一覽中ニ掲出シタ問屋級ノ商社ハ其大規模ノ三十個ノ商社各自ノ平均資本額カ約三、四千「コントス」邊リヲ往來シ中位ノ商社ハ一千「コントス」以上二千「コントス」ノ資額テアル之ハ公稱登録資本額ニ就テ謂フノテアル運轉シテ居ルモノハモツト大キイ

大規模ノ三十個商社ト中位ノ二十個商社トノ問屋級五十個商社ノ總資本額ハ登録額ニ看テ一二六、〇〇〇「コントス」テアル而シテ五十個商社ノ實際ノ運用額ハ總額二七〇、〇〇〇「コントス」ト計上セラレテ居ル

固定スルモノハ倉庫建物及ヒ其敷地、倉庫内諸設備、機械類、事務所、格付用器等テアルカ開業後五年以内ニハ大抵償却シ得タトイフ利益ノ程知ルヘシテアル故ニ前記ノ運用總額二七〇、〇〇〇「コントス」ヲ總投資額ト看テ差支ナイ

聖州ノ資本家、大耕主ノ多クハ大規模「コンミッサリオ」商社ノ出資者乃至社員、組合員テアル

カ伯國企業ノ特徴ノ一ツトシテ出資者ハ其全資本ヲ一種、一個所ノ事業ニ傾注セス多岐、多所ニ分割シテ投資シテ居ルノヲ觀ル渠等カ Monoculture ヲ擇ハスシテ資本的 Polyculture ノ方式ヲ採ルカラテアル資本家カ一ツノ企業ニ全力ヲ傾ケス八百屋式ニ多方面ニ投資スル傾向ノアル此情勢ハ伯國經濟組織乃至其時代^{ステイジ}ノ青春時代ニ在ルコトヲ雄辯シテ居ル分業的資本ノ時代カ來ル前テアルコトヲ立證シテ居ル、日本ナトヨリ五十年モ若キカト思フ

扱テ問屋級ノ總資力ハ二七〇、〇〇〇「コントス」ト計上サレタ
次テ小規模ノ仲買店級ノ商社七十二個ノ總資本額テアル
筆者ノ調査及ヒ算定ト「サントス」銀行側其他ノ報道ヲ綜合スルト「サントス」市場ニ於ケル小規模（即チ一千「コントス」以下ノ規模ノ仲買級商社）ノ七十二個ノ各資額ヲ合算シテ其總額ヲ約六〇、〇〇〇「コントス」ト爲スノカ至當テアロウ
即チ問屋級カ二七〇、〇〇〇「コントス」、仲買店級カ六〇、〇〇〇「コントス」合計「サントス」市場ノ「コンミッサーリオ」ノ總資額ハ三三〇、〇〇〇「コントス」ト計上セラレル
右ノ三三〇、〇〇〇「コントス」（日本貨ノ約一億萬圓）ノ外別途ニ「サントス」市場ノ珈琲輸出業者カ「コンミッサーリオ」營業ニ寄與スル資金ノアルヲ忘レテハナラヌ右ノ三三〇、〇〇〇

「コントス」ハ「サントス」市場ノ「コンミッサーリオ」商社ノミノ有スル實力テアル

第二節 「サントス、コンミッサーリオ」株式會社ノ營業狀態

第一項 一九二六—二七兩年度ノ營業成績

「サントス」市場ニ於ケル「コンミッサーリオ」商社ノ營業狀態ヲ數字的ニ知ル爲メニ其中テモ營業狀況ノ分明ナル仲位問屋級ノ商社トシテ「サントス、コンミッサーリオ」株式會社ヲ「サンプル」的ニ撰ムテ左ニ説述スルコトトスル
同社ハ一九二〇年ノ創立ニカカリ登録資本金一千「コントス」（全額拂込）ノ株式會社テ純然タル「コンミッサーリオ」營業者テアル
左ハ同社カ右掲兩年度決算報告トシテ公表シタルモノノ中ヨリ採譯スル同社ノ其兩年度末（六月三十日）ニ於ケル貸借對照表ト損益計算書テアル
茲ニハ其財産目錄其他ヲ省略スル

株式會社「サントス、コンミッサーリオ」會社貸借對照表

(資産ノ部)

勘定科目	一九二六—二七年度	一九二七—二八年度
擔保株券	1100,000 米リス	350,000 米リス

家 具、什 器	二二、九四三\$ 四四〇	一〇、〇〇〇\$ 〇〇〇
受 取 手 形	七二、八一五\$ 一〇〇	四〇一、七二四\$ 四五〇
株 券	一〇〇、〇〇〇\$ 〇〇〇	一〇〇、〇〇〇\$ 〇〇〇
同 社 分 配 券	五、〇〇〇\$ 〇〇〇	
未 清 算 證 券	一六、二七五\$ 〇〇〇	
諸 勘 定	三三、〇九九\$ 〇〇〇	
所 有 袋	一六八、一七九\$ 四九〇	二〇〇、九三九\$ 二五〇
受 取 仕 切 狀	四八九、六六五\$ 七〇〇	一、〇六三、一一一\$ 八〇〇
金 銀 有 高	三、一五三\$ 七四〇	一四、七四六\$ 一〇〇
立 替 運 賃	六九、五二四\$ 八〇〇	六五、七〇九\$ 五〇〇
取 引 先 勘 定	六、〇三二、〇八三\$ 八〇〇	一〇、六六九、八七四\$ 二〇〇
合 計	七、二二二、七四〇\$ 〇七〇	一二、五六一、一〇五\$ 三〇〇
(負債ノ部)		
勘 定 科 目	一九二六―二七年度	一九二七―二八年度
資 本 金	一、〇〇〇、〇〇〇\$ 〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇\$ 〇〇〇
重 役 保 證	二〇〇、〇〇〇\$ 〇〇〇	三五、〇〇〇\$ 〇〇〇
積 立 準 備 金	九〇〇、〇〇〇\$ 〇〇〇	一、三七二、三二〇\$ 二七〇
諸 勘 定	七〇二、二七五\$ 〇〇〇	七四五、七二四\$ 四五〇

支 拂 手 形	二、〇四六、八九二\$ 六〇〇	三、一三一、一〇六\$ 九〇〇
取 引 先 勘 定	二、一四六、五七二\$ 四七〇	六、〇四二、三六五\$ 四六〇
諸 税 金	一七、〇〇〇\$ 〇〇〇	三四、五八八\$ 二二〇
配 當 金	二〇〇、〇〇〇\$ 〇〇〇	二〇〇、〇〇〇\$ 〇〇〇
合 計	七、二二二、七四〇\$ 〇七〇	一二、五六一、一〇五\$ 三〇〇
損益收支計算		
勘 定 科 目	一九二六―二七年度	一九二七―二八年度

(収入ノ部)

委 託 販 賣	九〇九、六〇三\$ 四〇〇	二、〇五五、六七三\$ 一二〇
利 子 及 割 引 料	一一二、五〇四\$ 〇一〇	
合 計	一、〇二二、一〇七\$ 四一〇	二、〇五五、六七三\$ 一二〇

(支出ノ部)

金 礦 州 案 内 書	三二\$ 四〇〇	
麻 組	二、一七〇\$ 〇〇〇	
役 員 會 及 監 査 役 會 ノ 俸 給	一一三、六〇〇\$ 〇〇〇	一一三、六〇〇\$ 〇〇〇
給 料	一〇三、三〇〇\$ 〇〇〇	一〇五、四五〇\$ 〇〇〇
代 理 手 當	四六、六〇〇\$ 〇〇〇	四六、九三三\$ 三〇〇
合 計	四六、六〇〇\$ 〇〇〇	二八三

取 ^ア 拔 ^ゼ 手 ^シ 數 ^{アド} 料 ^ド	六八、三〇八\$九〇〇	二五六、四九六\$五〇〇
仲 ^コ 立 ^レ 人 ^タ 手 ^シ 數 ^エ 料 ^ン	二一、八八五\$八〇〇	三六、九四六\$八〇〇
裁 ^裁 判 ^判 所 ^所 費 ^費 用 ^用	三、二九二\$九〇〇	五二、六六一\$四〇〇
税金、賃借料及ヒ保険料	四六、九七二\$九〇〇	
印紙代ト電報料	一一、二六〇\$八〇〇	
袋 ^袋 諸 ^諸 掛 ^掛 り ^り	一〇、五一八\$七〇〇	
賣 ^賣 買 ^買 税 ^税	二二、〇〇〇\$〇〇〇	三一、六〇〇\$〇〇〇
營 ^營 業 ^業 費 ^費	五五、三一〇\$四〇〇	一九三、二二五\$九〇〇
證 ^證 明 ^明 書 ^書 料 ^料 金 ^金	三、一四八\$〇〇〇	
支拂利子ト割引		八二、八四二\$八九〇
諸 ^諸 料 ^料 金 ^金		二六、九九六\$〇六〇
小 ^小 計 ^計	五一九、四〇〇\$八〇〇	九五六、七五二\$八五〇
當 ^當 期 ^期 純 ^純 益 ^益 金 ^金	五〇二、七〇六\$六一〇	一、〇九八、九二〇\$二七〇

此純益金ヲ處分スルコト左ノ如シ

家具什器減價	二、五四九\$二〇〇	一一、九四三\$四四〇
所有袋ノ減價	一五、〇七六\$一一〇	三九、六八四\$二九〇
重役賞與金	一〇〇、五四一\$三〇〇	二一九、七八四\$〇五〇
株主配當(二割)	二〇〇、〇〇〇\$〇〇〇	二〇〇、〇〇〇\$〇〇〇

積立準備金	一〇〇、〇〇〇\$〇〇〇	四七二、三二〇\$二七〇
諸税金	一七、〇〇〇\$〇〇〇	三四、五八八\$二二〇
社員慰勞金	六七、五四〇\$〇〇〇	一一九、六〇〇\$〇〇〇
合計	一、〇二二、一〇七\$四一〇	二、〇五五、六七三\$一二〇

兩年度ニ於ケル比較數字ハ以上ノ通りテアル

第二項 同社營業ノ成績ノ考察

前項掲出ノ「サントス、コンミニサリーオ」株式會社ノ貸借對照表及ヒ損益計算書ニ基キ概括的ナカラ左ニ同社ノ解剖ヲ試ミテ見様

貸借對照表中ノ資産ノ部カラ勘定科目順ニ記述スル

- (イ) 擔保株券 此勘定科目ハ負債ノ部ノ重役保證擔保テアル後項ノ同社定款ニ瞭カナルカ如ク同社ノ管理ハ二名ノ役員ニ依テ行ハレ其一名ハ取締役社長テ他ハ取締役祕書テアル前者ハ重役保證トシテ同社ノ株二十五株(即チ一株「コントス」計二十五「コントス」)後者ハ同株數十株(十「コントス」)ヲ會社ニ供託シナケレハナラヌ此三十五「コントス」カ一九二七—二八年度勘定ニナツテ居ル但シ前年度ハ二〇〇「コントス」ヲ提供セシメテ居ル
- 損益勘定中ノ處分ノ個所ニ重役賞與金トイフ課目カアル之レハ重役(前記二名ノ役員)ノ報

酬テアツテ定款ニ『各年度純益金ノ二割ヲ重役賞與ニ充ツ』ト規定セラレテ居ルモノテアル亦支出ノ部中ニ『役員會及ヒ監査役會ノ俸給』トイフ科目カアル之レハ前記ノ重役二名ト三名ノ監査役ノ俸給テアル月額左ノ如ク支給シテ居ル

- 一、取締役社長ノ俸給 八、〇〇〇\$〇〇〇
- 二、取締役秘書ノ俸給 二、〇〇〇\$〇〇〇
- 三、監査役(一名)月給 一、〇〇〇\$〇〇〇

即チ同社ハ重役及ヒ監査役ニ對シテ月額合計 一〇、三〇〇\$〇〇〇宛ツ其俸給トシテ支給シテ居ル

(ロ) 受取手形ト支拂手形 資産ト負債ノ兩部ニ夫々表記ノ勘定科目カアル之ハ銀行貸付金勘定ト顧客(委託者ト相手方)トノ前貸勘定其他カラ由來スルモノテ今兩年度分ヲ「バランス」スルト左ノ如クナル

一九二六—二七年度支拂分	一、九七四、〇七七\$五〇〇
一九二七—二八年度支拂分	二、七三九、三八二\$四五〇

右ノ金額丈ケ同社ハ背負ツテ居ル即チ融通シテ貰ツテ居ル譯テアル

(ハ) 受取仕切狀、取引先勘定 資産ノ部ノモノハ左ノ如クナル

受取仕切狀	四八九、六六五\$七〇〇	一、〇六三、一一一\$八〇〇
取引先勘定	六、〇三二、〇八三\$八〇〇	一〇、六六九、八七四\$二〇〇
計	六、五二一、七四九\$五〇〇	一一、七三二、九八六\$〇〇〇

右ニ對シ負債ノ部ノモノハ左ノ如クテアル

取引先勘定 二、一四六、五七二\$四七〇 六、〇四二、三六五\$四六〇

即チ右ヲ「バランス」スルト

資産ノ部 四、三七五、一七七\$〇三〇 五、六九〇、六二〇\$五四〇

トナル

右ノ資産勘定ヲ(ロ)ノ負債勘定ト「バランス」スル

資 産 額 二、四〇一、〇九九\$五三〇 二、九五一、一三八\$〇九〇

此額丈ケ先ツ運輸シテ居ルモノト觀ラレル

右ノ資産ノ部ノ取引勘定中ニハ同社ノ銀行預金ト委託者ヘノ前貸金トヲ主トシテ包括シテ居ルコトニ注意

(ニ) 「家具、什器」、株券、所有袋 之ハ説明スル迄モナイ同社ハ倉庫、事務所ヲ賃借リシテ居

ル固定カ非常ニ少イノハ「コンミッサーリオ」商社ノ特質ノ一テアル
所有袋ニ兩年度ニ於テ夫々約一割及約二割ノ減價ヲ見テ居ルカニ割迄ハ見ル要カナイ様ニ考
ヘル健實サハ看取テキル
家具、什器モ減却カ少許膨大ニ過キル

(ホ) 麻紐、袋諸掛リ、「税金、賃措料及ヒ保険料」之レハ總括シテ倉庫費ト看ルコトカテキル
「麻紐」ハ袋詰メノ縫口ニ用フルモノ、「諸掛リ」ハ刻印、修理其他ノ費用、「税金」中ニハ
營業稅其他カ含マレテ居ル、「賃借料及ヒ保険料」ハ倉庫ト事務所

(ヘ) 裁判費用、印紙代ト電報料、證明書料金、諸料金、賣買稅營業費等ヲ總括シテ廣義ノ營業
費ト看ルコトカテキル

「印紙代ト電報料」及ヒ「證明書料金」ヲ一九二六—二七年度分ニハ内譯シテ居ルカ一九二
七—二八年度分ニハ「諸料金」ノ一口ニ纏メテ居ル證明書料金ハ主トシテ取引所等級格付ノ
證明料金テアル

「賣買稅」ハ直接取引ニ於ケル仕切狀貼付用ノ物品賣買ノ從價稅テアル

(ト) 給料ト社員慰勞金 給料ト慰勞金ノ割合ハ一九二六—二七年度ニ於テ六割余、一九二七—

二八年度ニ於テ十一割ノ比率トナツテ居ル日本ノ銀行會社ニ於ケル三割乃至五割ニ比シテ割
合カヒトクヨロシイ

(チ) 代理手當、取扱手數料、仲立人手數料ノ三目ハ委託者所在地方ニ於ケル「先走リ」ト「代
理店」等ニ對スル報償及ヒ「サントス」市場ニ於ケル販賣上ノ諸手數料テアル

右中取扱手數料カ前年度分ニ比シテ其一九二七—二八年分カ激増シテ居ル點ニ注意

(リ) 積立準備金 資産勘定ノ一九二六—二七年度分九〇〇「コントス」ヲ一九二七—二八年度
ニハ一、二七〇「コントス」ニ激増シテ居ル

同社ノ定款ニ依ルト『純益金ノ一割五歩以上ヲ積立ツルモノトス』トアル即チ兩年度ノ分ハ
夫々最少繰入額七五「コントス」及ヒ一六五「コントス」テ宣ロシイ譯ノモノヲ夫々一〇〇
「コントス」及ヒ四七〇「コントス」ト繰入レテ居ルノヲ看ル

一九二六—二七年度ノ積立額ハ普通テアルカ一九二七—二八年度分ハ異常ナ繰入レテアル
筆者ノ觀ル所一九二七—二八年度ノ純益率ハ資本額ノ十一割、收益率ハ二十割ニモ達シテ居
ル好況ヲ見セテハ居ルカ此純益ノ處分ニハ凡ソ左ノ「ギャップ」カ有ル様ニ思フ

一、家具、什器ニ

約 八、〇〇〇、〇〇〇

二、袋ノ減價ニ	約 二〇、〇〇〇\$〇〇〇
三、積立金繰入ニ	約 二〇〇、〇〇〇\$〇〇〇
四、慰勞金ニ	約 五〇、〇〇〇\$〇〇〇
合 計	約 二七八、〇〇〇\$〇〇〇

株主配當ハ兩年度共ニ創配當テアルカ右ノ剩余額ト看做スヘキ二七八「コントス」ヲ假ニ全部配當金ニ振當テタトスルト五割近イ株主配當率トナルモノテアル
 故ニ日本ナラハ當然暴利取締令違反トイフ底ノ「儲カリ方」テアル
 同社ニ限ラス他ノ「コンミッサリーリオ」商社モ略々同様ノ成績ヲ收メ株主配當率ハ略々一割ニ歩ヨリ二割方ヲ往來シテ居ルカ（一九二七—二八年度ニ就テイフ一九二六—二七年度ハ調節制度ノ爲メ「コンミッサリーリオ」ハ皆手控エテ利益カ少ナカツタ）其公表スル所謂「貸借對照表及ヒ損益勘定、其處分案」上ノ數字丈テ「コンミッサリーリオ」營業ノ利益率ヲ誤算シナイ様ニシタイ
 日本ノ諸會社カ「アレヲ削リコレヲ埋メテ」辛シテ「一割見當ノ株主配當ヲ爲ス」危ケニ比シテ伯國ノ「コンミッサリーリオ」邊リノ儲ケ方ヲ見ルト世界戰亂當時ノ日本スラ思出サレルノテアル

吾人ハ日本ノ投資家カ「コンミッサリーリオ」ノ年々積立テル金額ヲ減價償却ノ荒々シサヲ重役報酬ノ率ヲ凝乎ト透視シ而シテ日本ノ明治二十年頃ヲ伯國ノ現在ニ靜カニ比較シテ見ンコトヲ希望セサルヲ得ナイ

第三項 同社ノ定款全文

前二項詳記ノ事項ヲ更ニ理解スル爲メ同社ノ定款ヲ左ニ譯出ス

「サントス、コンミッサリーリオ」株式會社定款

第一章 名稱、本部、目的及ヒ存立時期

第一條

「サントス、コンミッサリーリオ」株式會社 (S/A Commissaria de Santos) ノ名稱ノ下ニ一株式會社ヲ設立ス

當會社ハ國內ノ珈琲其他ノ物品ノ受託 (Comissão)、委託販賣 (Consignação) 及ヒ買入 (Compra) ニ關スル業務ヲ營ムヲ以テ其目的トス

第二條

當會社ノ本部、管理部及ヒ營業部ヲ「ブラジル」共和國「サンパウロ」州「サントス」司法區「サ

「市」ニ置ク

第三條

當會社ノ存立時期ハ無期限ニシテ當會社ノ年度ヲ毎年七月一日ヨリ翌年六月三十日迄トス

第二章 資 本 金

第 四 條

當會社ノ資本金ヲ全額拂込ノ一千「コントス」、デ、「リース」ト定メ一株ノ金額ヲ一「コント」、デ、「リース」トシテ之ヲ一千ニ分ツ

株式ハ株式讓渡ノ登記ニ因リ之ヲ他ニ讓渡スルコトヲ得

第一項 當會社ノ資本ハ役員會ノ提議及ヒ株主總會ノ決議ニ依テ之ヲ増加スルコトヲ得

第二項 資本金増額ノ爲メノ株式發行ハ株主總會ノ定ムル差金及ヒ其便宜トスル金額ニ於テ之ヲ爲シ得

第三項 差金アルトキハ株式發行ノ爲メニ要シタル費用ヲ控除シテ殘金ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

第四項 株主ハ既ニ申込メル其株式ノ割合ニ應シ増資ノ爲メニ發行セラレタル株式ニ對シテ優

先權ヲ有ス

第五項 右ノ増資ノ爲メノ株金ノ拂込ハ役員會ノ提議ニ基キ株主總會ノ定メタル時期ニ於テ之ヲ行フモノトス

第 五 條

株式ハ之ヲ分割シ得ス株券ニハ端數ナキヲ以テ株式ノ部分ハ一名以上ノ者ニ所屬スルコトヲ得ス但商社ノ場合ハ此限ニ在ラス

單 項 株式ノ一部分カ二名又ハ夫レ以上ノ人數ノ者ノ共有ニ屬スル場合ニ於テハ其共有者等ハ會社ニ對シテ同人等ヲ代表スル者ヲ選任スヘシ

第三章 管理ト役員會

第 六 條

當會社ノ管理ハ株主總會ニ於テ選任セラレ六年ノ任期ヲ有スル管理人二名即社長一名及ヒ秘書一名ニ依リテ之ヲ行フ

單 項 株主ニ非サル者ノ中ヨリ右ノ管理人ヲ選任スルコトヲ得

第 七 條

役員ニ依テ組織セラルル役員會ハ左ノ職務ヲ管掌ス

- (イ) 自由ニシテ廣汎ナル管理上ノ總テノ事項ヲ行ヒ當會社ノ利益ノ爲メニ資産及ヒ權利ヲ取得シ、交換シ、讓渡シ、和解シ、負擔セシメ又擔保ト爲ス
- (ロ) 當會社ノ財政ト經濟ヲ支配ス
- (ハ) 株主ノ配當ノ有無及ヒ其率又ハ利益ノ配分ヲ決定ス
- (ニ) 總テノ取引ヲ決定シ如何ナル種類ノ義務ニテモ之ヲ負擔シ如何ナル證書又ハ契約ヲ承諾ス

(ホ) 株主總會ノ特殊權限ニ所屬セサル決定ヲ爲シ得

(ヘ) 當會社ノ社員ニ對スル慰勞金ノ配分ニ關シテ之ヲ決定ス

第八條

役員會ハ其考ニ因リ必要ト認メ之ヲ以テ充分ナリト思惟スル保證要求ノ下ニ如何ナル前貸金ヲモ爲シ得ルモノナリ

第九條

取締役ハ管理上ノ事務ヲ當會社ノ經濟ト秩序ノ爲メ最モ便宜トスル方法ニ於テ相互間ニ分掌シ各

自單獨ニテ又ハ協同シテ其職務ヲ行ヒ兩者ハ夫々社長ニ事故アルトキハ祕書ト連署スル其代理人一名ヲ亦取締役ノ兩人ニ支障アルトキハ第七條記載ノ總テノ事項ニ代署スル其代理二名ヲ選任スルコトヲ得

第十條

社長ハ特ニ左ノ權限ヲ有ス

- (イ) 當會社ノ總テノ事項ヲ統括ス
 - (ロ) 役員會並ニ株主總會ノ職務及ヒ決定ノ忠實ナル履行ヲ監視ス
 - (ハ) 株主總會ノ定時總會又ハ臨時總會ヲ招集シ亦監查役會ヲ招集ス
 - (ニ) 裁判上又ハ裁判外ノ法律事項ニ關シテ當會社ヲ代表シ必要アルトキハ之ニ對シ所要人數ノ受任者ヲ設定ス
 - (ホ) 祕書ニ事故アル場合ニ於テ社長ハ其代理者ヲ指名シ又ハ其目的ノ爲メニ之ヲ緊要ナリト考フルトキハ特定代理人ヲ任命ス
 - (ヘ) 當會社ノ總テノ事項及ヒ契約、證書並ニ書信ニ署名ス
- 右ノ中ニ第七條(イ)及ヒ(ヘ)ニ列舉シタル諸事項ヲ包括ス

社長缺員ノトキハ特ニ社長ノ權限ニ屬スル總テノ事項ハ秘書及ヒ第九條規定ニ依リ選任セラレタル會社ノ代理人之ヲ連署ス

單 項 代理人カ署名又ハ實行シ得ル事項、契約、證書及ヒ書信ハ公正證書ニ依ル委任狀中ニ之ヲ定義ス

特ニ社長ノ權限内ニ所屬スル事項ニ付キ秘書ハ單獨ニテハ役員會ヲ代表セス但秘書ハ其他ノ管理行爲ニシテ當會社ノ目的及ヒ業務ニ關スルモノヲ實行スルコトヲ認許セラレ居ルモノト看做ス

社長及ヒ秘書ノ缺員ノトキハ役員會ニ依リ選任セラレタル二名ノ代理人ハ第十一條單項ノ制限ノ下ニ當會社ノ總テノ事項、契約、證書及ヒ書信ニ連署ス

社長ノ死亡シタルトキハ秘書ハ新社長選舉ノ爲メ株主總會ヲ即時招集スヘシ
單 項 秘書ハ新社長ノ選舉セラルル迄單ニ當會社ノ目的及ヒ業務上ノ管理行爲ニ限り之ヲ實

行スルモノニシテ之カ爲メ同人カ社長ノ權限同等ノ職權ヲ有スルモノト看做スコトヲ得ス

秘書死亡ノ場合ニハ社長ハ第十條(ホ)規定ノ方式ニ基キテ處置ス

社長ハ二十五株、秘書ハ十株ヲ會社ニ提供シ以テ其管理ヲ保證シタル後ニ在ラサレハ取締役ハ何レモ其任務ヲ行フコトヲ得ス

右ノ重役保證ハ株式登記簿ニ登記シテ之ヲ行ヒ其管理上ノ諸勘定カ清算セラレ株主總會カ承認スルトキ迄該假所有券ニ記載シタル儘存續ス

株主ハ何人ナリトモ選任セラレタル取締役ノ爲メニ前條規定ノ保證ヲ提供シ得ルモノナリ

役員會ノ給與ハ月額之ヲ十「コントス」ト定メ右額ノ中社長ノ俸給ヲ八「コントス」トシ秘書ヲ二「コントス」トス

右ノ給與ノ外役員會ハ各年度ニ於ケル純益金ノ二割相當額ノ重役賞與金ヲ受ケ此中一割五步相當

額ヲ社長ノ報酬ニ充テ五歩相當額ヲ秘書ノ報償トス
單 項 株主總會ニ限り右ノ役員會ノ給與及ヒ報酬ヲ變更スルコトヲ得

第十九條

社長ノ缺員又ハ死亡ノ場合ニ於テハ株主總會ハ新社長ノ俸給及ヒ賞與金ヲ變更スルコトヲ得現任ノ秘書ニ付キ亦同シ

第四章 監 查 役 會

第二十條

監查役會ハ監查役三名及ヒ其補缺者三名ニ依リテ組織セラレ各員ハ毎年株主總會之ヲ選舉ス

第二十一條

監查役會ノ各員ハ社長又ハ秘書ノ招集ニ因リ又役員會ノ要請ニ基キ必要トスルトキハ何時ニテモ參集シテ法律ノ明示スルトコロニ從ヒ其職務ヲ行フ

第二十二條

監查役會ノ報酬ハ月額三〇〇〇〇ニシテ之ヲ現在ノ監查役三名ノ間ニ等分ス

第二十三條

補缺者ハ監查役ニ事故アルトキ其任命順ニ依リ之ヲ補席ス

第五章 利益金、配當金及ヒ積立準備金

第二十四條

各年度末決算ニ於ケル純益金中ヨリ左ヲ控除ス

- (イ) 役員會カ準備金トシテ積立ツヘク定ムル割合ニシテ必ス純益金ノ一割五歩以上ニ相當スル繰入額
- (ロ) 役員會ノ勞務ヲ慰勞スル爲メノ二割額（純益金ノ）

第二十五條

前條規定ノ金額社員ニ對スル慰勞金及ヒ其他一切ノ諸經費ヲ控除シタル殘金ハ之ヲ配當金トシテ各株主ニ配當ス

第二十六條

損害ヲ蒙リタル結果資本ニ缺額ヲ生シ若シ之ヲ填補スル爲メ積立金ヲ充當シテ尙其金額ニ不足スルトキハ資本ノ總額ニ達スル迄配當ヲ停止シテ之ヲ補足ス

第二十七條

配當金ニシテ株主ニ因リ二ケ年内ニ請求ナキモノハ之ヲ會社ニ所屬スルモノト看做シテ會社勘定ニ復歸セシメ積立金トシテ整理ス

第六章 株主總會

第二十八條

定時總會ハ毎年一回八月ニ之ヲ開催シ同總會ハ當會社ノ諸事項ニ付キテ其報告ヲ受ケ役員會カ承認シタル諸勘定計算ニ關スル決議ヲ爲シ監査役ノ選舉ヲ行フ亦役員會又ハ監査役會カ便宜トスル都度臨時總會ヲ招集ス

單 項 總會ハ理由アリテ之ヲ開催シ會日ヨリ十日前ニ聖州官報ノ公告ヲ以テ之ヲ招集ス

第二十九條

總會ヲ有效ニ行フ爲メニハ當會社資本ノ尠クモ四分ノ一ヲ代表スル株主ノ出席ヲ要ス

第三十條

管理人又ハ監査役會々員ノ選舉及ヒ其他一切ノ決議ヲ爲ス爲メニ株主ハ委任狀ニ因リテ其議決權ヲ行使スルコトヲ得
右ノ委任ハ特權ニシテ其代理人カ管理人又ハ監査役ニ非ス且株主タルコトヲ要ス

第三十一條

定期總會ハ取締役及ヒ監査役ノ外總會ヲ構成シ得ル株主三名以上ノ出席アルニ非レハ之ヲ行ヒ得ス

第三十二條

定期總會ニ於テハ左記ノ者ハ左記事項ニ關スル議決ヲ爲シ得ス

管理人ハ其作成ニカカル貸借對照表、損益計算書及ヒ財産目錄ヲ

監査役ハ其報告書又ハ意見書ヲ

第三十三條

定期總會開催ノ當日ト定メタル會日ヨリ一ケ月前ニ當會社ノ管理部ハ本部ニ左記ノ書類ヲ備ヘ此旨各株主ニ通告スルコトヲ要ス

(イ) 動産、不動産ノ價格及ヒ貸借諸勘定ヲ名目ニ從テ指示スル貸借對照表ノ謄本

(ロ) 所有株數ト株金拂込ノ狀況ヲ記載シタル株主名簿ノ謄本

(ハ) 其年度中ニ讓渡セラレタル株式ノ一覽表ノ謄本

第三十四條

定期總會ノ會日前遅クモ前日迄ニ新聞公告ヲ以テ當會社ノ決算報告書及ヒ監查役會ノ意見書ヲ付シタル當會社ノ營業報告ヲ發表スルコトヲ要ス

第三十五條

總會ノ決議録ハ會後三十日以内ニ新聞公告ヲ以テ之ヲ發表ス

第三十六條

總會ハ其議長トシテ同會ノ選舉シタル株主之ヲ指揮ス

第三十七條

議事ノ決議ハ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス一株ニ付キ一個ノ議決權アルモノトス

第三十八條

總會カ招集セラルルト共ニ株式ノ讓渡ヲ停止ス

第七章 總則

第三十九條

當會社ノ解散ノ場合ニ於テハ總會ハ其清算ノ方法ニ關シテ決議シ清算人一名乃至數名ヲ選任ス清算人ハ管理人ノ補佐ノ下ニ其任務ヲ行フ

單 項 社長ハ常ニ清算人ノ一名トナル

第四十條

總會カ當會社ノ解散又ハ本定款ノ變更ニ關シテ決議スヘキ要アル場合ニ於テハ必ス資本ノ三分ノ二ヲ代表スル株主ノ出席アルトキニ限リテ之ヲ行フコトヲ得

第四十一條

本定款ニ於ケル遺脱又ハ疑義アル場合ハ株式會社ニ關スル現行法規ノ定ムルトコロニ因リテ之ヲ決ス

右定款ハ一九二七年八月十日ノ臨時總會ニ於テ改訂、變更ヲ加ヘラレタルモノナリ

第三節 「コンミッサーリオ」ノ前貸ト銀行

第一項 「コンミッサーリオ」ノ貸付

適當ナル個所ニ於テ其都度既ニ細説シ置キタルカ如ク「サントス」市場ノ珈琲「コンミッサーリオ」ハ受託ノ節委託珈琲實價ノ七掛ケトカ八掛ケトカニ相當スル金額ノ前貸金ヲ該珈琲鐵道貨物引換證ト引換ニ委託者ニ融通スルモノテアル而シテ利率一割二歩ノ割合ヲ以テ其貸付利子ヲ利得シ委託者ハ委託珈琲ノ賣上代金ヲ以テ委託ノ清算期ニ於テ右ノ前貸金及ヒ其利息ノ債務元利金ヲ

「コンミッサリーリオ」ニ辨濟スルノテアル
 聖州ニ珈琲ノ運輸制限ヲ人爲的ニ行ハナカツタ調節制度實施前ニ於テモ毎年珈琲ノ收穫期ニ這入
 ルト州内ノ各鐵道ニ巨數ノ珈琲カ「サントス」向ケ一時ニ殺倒シ鐵道ノ運輸能力ヲ超エタモノハ
 隨分長時ノ滯貨ヲ爲シ仲々生産地積出時ヨリ一ヶ月位テハ「サントス」ニ着荷シナカツタモノテ
 アル「サントス」ニ着荷シテモ「コンミッサリーリオ」カ之ヲ市場テ賣捌イテ（三十日期間ノ商習
 慣通リニ）珈琲ノ代金カ委託者ノ手ニ這入ル迄ニハ早クテ二、三ヶ月ハ掛ツタノテアル
 生産者トシテハ勞銀ノ支拂其他ノ資金ニ充ツル金ヲ右ノ賣捌キ迄待テナカツタ「コンミッサリー
 オ」ハ銀行ニ生産者ヲ紹介シタリ金融ノ斡旋ヲシタリ信用ノアル向ヘハ「コンミッサリーリオ」自身
 テ資金ヲ融通シタリシタ利息ハ高率テモ資金ニツマツタ生産者ハ此「コンミッサリーリオ」ノ融金
 ヲ嬉シ涙ヲ落シテ受取ツタモノテアル
 斯様ナ所カラ何時トハ無ク「コンミッサリーリオ」ノ前貸制度ナルモノカ出來「コンミッサリーリオ」
 ハ前貸ヲスルモノニ定ツテ了ツタ現今前貸シナイ「コンミッサリーリオ」ハ珈琲ノ委託ヲ受ケ得ラ
 レヌ有態テアル

金融業者ヨリ觀レハ「コンミッサリーリオ」ノ此貸付行爲乃至前貸業務ハ正シク『金融法ニ牴觸ス
 ルモノテ「コンミッサリーリオ」ノ行フ可ラサル範圍ノ營業テアル』

從來此問題ニ關シテ銀行業者ト「コンミッサリーリオ」トノ間ニ屢々烈シイ係争カアツタ法律家モ之
 ヲ慎重ニ研究シタモノテアルカ結局「コンミッサリーリオ」ノ前貸ハ銀行組織ノ不完全ナル伯國ニ
 於テ而シテ其銀行資金ノ不充分ナル現下ニ於テ伯國珈琲生産界ノ發達上必要ナル制度テアル、都
 會ノ風習ニ慣レサル内奥地ノ田舎者ラシイ率直ナ委託者ニ取リテハ銀行手續ノ面倒ナルヨリモ
 「コンミッサリーリオ」前貸制度ノ早解リテ簡單テ相互間ニ長年ノ知己アリ信用アルノ便宜多キヲ擇
 フ、「コンミッサリーリオ」カ有スル巨額ノ資金ノ補ケヲ藉ラサレハ銀行業者ノ不充分ナル資金ノミ
 ヲ以テシテハ伯國珈琲産業資金ヲ潤澤ナラシメ得ナイ「コンミッサリーリオ」ノ前貸ハ「サントス」
 市場其他ノ長年ノ商習慣法テアル商習慣ハ切實ナル必要ニ基キ起ルモノテアル」ト謂フコトニナ
 ツテ其所謂商習慣法ヲ一九〇七年七月十六日聖州商業登記所ニ登記シ商習慣法トシテ效力アルコ
 トトナラシメテ居ル

現今ニ於テハ此「コンミッサリーリオ」ノ前貸制度ハ完全ニ合法的テハ無イカ必要ナ制度テアルト
 シ何人モ之ヲ『違法ナリ』トシテ争フ者カナクナツタ法ハ生活ノ必要ヨリ起リ生活上ノ必要ニ順
 應シテ修正セラレネハナラヌ

農業貸付業者トシテノ分業的營業カ有利トナルニハ歐米日本ナトノ現在ノ經濟生活ヲ伯國カ五十年モ將來ニ體驗スルコトテアロウ

伯國テ農業ニ對スル就中農產物ヲ擔保トシ耕地ヲ抵當トシテ貸付業ヲ營マムトスル者ハ必ス専門的ノ金融業者トナラス「コンミッサリーリオ」ノ如キ副業的營業法ヲ以テ之ヲ營ムヲ以テ伯國ノ現狀ニ適合スル遺リ方ナリト筆者ハ觀ルモノテアル比較的小規模ニ於テ有利ニ、安全ニ營ミ得ル方式テアルカラテアル

第二項 前貸金ヲ珈琲テ回收スル

「サントス」市場ノ珈琲「コンミッサリーリオ」カ委託者ニ融通スル前貸金ニ由ル債權ハ其辨濟ヲ委託者ヨリ金錢ヲ以テ受ケナイノテアル必ス債權者タル其「コンミッサリーリオ」ニ宛テタ（即チ完全ニ其質權ヲ設定シテ）委託珈琲ノ賣上代金ヲ以テ之ヲ償還スルトイフノカ原則テアル

「サントス」商習慣法」中ニ左ノ條項カアル

「コンミッサリーリオ」カ委託者ニ供給シタル前貸勘定ハ委託珈琲ヲ送荷スルコトニ依リテ決濟セラレス清算ニハ金錢ヲ以テセス

右ノ決濟法ハ委託者ニ取りテモ「コンミッサリーリオ」ニ取りテモ双方ニ取りテ最モ便宜ナル最モ

有利ナル又最モ簡潔ナル方法テアルト思フ就中「コンミッサリーリオ」ニ取りテハヨリ有利ナ方法テアル

小規模ノ「situate」級ノ珈琲栽培者カ其所產珈琲ヲ擔保トシテ「コンミッサリーリオ」ヨリ前貸ヲ受ケテ之ヲ直チニ農業資金ニ充テ一方其債務ヲ辨濟スルノニ其債權者ヲシテ委託ノ形ノ下ニ其珈琲ヲ市場テ販賣セシメ其賣上代金ヲ以テ債務ノ元利金ヲ償還スルコトハ不便ナル内與他ニ所在シテ融金ト販賣上儘カニ簡便テアル

「コンミッサリーリオ」ニスレハ此前貸金ヲ以テ委託珈琲ヲ集貨シ得ラレ其質權ヲ以テ委託以上ノ域ニ手ヲ伸ハシ得ラルル商策上極メテ便利ナ「道具」トナリ取引先ヲ永續セシムルニハ前貸カ好適ノ「糊」テアリ思惑時ノ買付ケニハ之レアルカ爲メニ「實際ノ販賣カ未タ行ハレストモ斯珈琲ヲ直チニ自己ノ所有ニ移スコトカテキル」ノテ甚タ便利テアル

「コンミッサリーリオ」トシテハ前貸金ノ辨濟ヲ委託珈琲テ受ケテコソ其利息ノ一割ニ步以外ノ「形」ノ違ツタ大キナ利子（銀行業者テハ得ラレヌモノ）ヲ利得シ得ルノ」テアル

第三項 前貸金ト利息ノ利率

「サントス」市場ノ慣例トシテ「コンミッサリーリオ」カ委託者ニ融通スル珈琲「コンニエーシメント」

擔保ノ前貸金ニハ其利息ヲ一般的ニ年利率一割二歩ノ割合ヲ以テ計上スルコトニ定ツテ居ル然シ「デル、クレデーデル」協定ノアルトキハ委託手数料ヲ賣上代金總額ノ六歩ト爲ス代リニ前貸金利子ノ利率ヲ一割以下ニ切下ケ委託珈琲ノ實價ノ八掛半位迄モ勉強スルコトカアル亦委託者カ長年ノ取引先ノ大耕主テアル場合ノ如キハ委託珈琲ノ數量モ巨大トナリ此前貸金ニハ利息ノ利率ヲ一割乃至九歩トスル協定ノ場合モアル

前貸金ヲ委託者ニ融通スル外「コンミッサリオ」ハ生産地ト「サントス」驛間ノ鐵道運賃又ハ袋代ヲ立替ヘルトキノ立替勘定ニ對シテモ前貸金ノ場合ト同様ニ年率一割二歩ノ利子ヲ申受ケテ居ル

信用ノアル耕主ニ對シテ珈琲擔保ノ前貸金ノ外ニ「コンミッサリオ」ハ所謂「青田貸シ」ヲ許スコトモアルカ之ハ一般的テ無イ一般トシテハ青田テハ前貸セヌノカ慣例テアル青田ノトキハ確實ナル保證人ヲ立テル外ニ適當ナル不動産（珈琲耕地トカ牧場トカ煉瓦工場トカ倉庫トカ原始林ノ土地トカ鐵道、機械、工場等）ヲ其抵當物件トシテ重ク要求スルノカ一般法テアル就中珈琲若樹ノ耕地ハ「コンミッサリオ」ノ最モ選フ抵當物件テアル（過般ノ正金經由低資ノトキモ之レテアツタ）カ此場合ノ擔保價額ハ通例銀行並ヨリモ有利ナ條件ト爲シ實價評額ノ六掛ヨリ七掛迄

許容スルコトカアル銀行ノ場合ハ普通五掛ケ止リテアル

筆者ノ豫測スル所將來「コンミッサリオ」ハ若樹ノ珈琲耕地ヲ抵當流レテ手ニ入レテ之ヲ他ニ轉賣スルトイフ新傾向カ出來ルノテハナイカト思ツテ居ル現下ノ調節制度ノ情勢テハ若樹耕地ヲ此方法ヲ以テ購入スルノカ最モ時宜ニ適ヒ最モ有利テアルカラテアル過去ニ於テ斯方法カ有利テアツタノトハ其趣ヲ異ニハシテ居ルカ時宜ニハ適ツテ居ルト思フ「コンミッサリオ」ノ貸付法ハ變化スル

第四項 前貸資金二億萬圓

一九二八年六月末ノ聖州内實物珈琲ノ在荷高ハ「サントス」市場内ニ在荷ヲモ包括シテ九百五十萬俵テアツタトスルカ此在荷珈琲ノ九、五〇〇、〇〇〇俵ノ中八、〇〇〇、〇〇〇俵ニ對シテ「コンミッサリオ」、銀行、輸出業者等カ其資金ヲ前貸シテ居タモノトスルナラハ一俵ノ實價ヲ平均一九〇〇〇〇トシ其七掛ケヲ前貸シタトシテ一九二八年六月末現在ニ於テハ聖州内ニ前貸珈琲資金トシテ總額一、〇四〇、〇〇〇「コントス」（日貨約二億六千萬圓餘）ノ資金カ珈琲ニ化ツテ居タノテアル

聖州内ニハ毎年四季ヲ通シテ大約六百萬俵ヨリ九百萬俵ノ在荷カアル即チ聖州ハ之レ丈ノ在荷珈

琲ヲ負擔シテ行ク爲メニ不斷約二億萬圓餘ノ珈琲資金ヲ有セネハナラヌノテアル而シテ此資金カ二千五百萬圓近キ利ヲ生ムテ年中行轉シテ居ル譯テアル

右ノ珈琲資金二億萬圓ノ中「サントス」市場ノ「コンミッサリーリオ」ノ流動資金カ約一億萬圓動キ他ノ四千萬圓近クカ珈琲輸出業者ノ委託資金トシテ放資セラルルモノトセハ銀行乃至金融業者ノ手ヨリ出スル資金ハ僅カニ六、七千萬圓位ノモノト見ルコトカテキル

「アルベルト、ヴェイガ」氏ハ此「コンミッサリーリオ」及ヒ輸出業者ノ供給スル資金ヲ「一九二〇年頃ニミテ二五〇、〇〇〇」ト推算シテ居ル

調節院ノ御用銀行タル聖州銀行カ其巨資ヲ投シテモ右ノ一億萬圓ノ實際資力ヲ持チ而カモ政治關係其他財界、實業界ニ深ク根ヲ下ロシタ「コンミッサリーリオ」商社出資者ノ勢力ヲ以テ緊ク裏打ちセラレタル所謂「コンミッサリーリオ」ノ前貸制度ナルモノヲ如何トモ爲シ得サル理由ノ第一ハ即チ此「コンミッサリーリオ」ノ有スル一億萬圓ノ資金テアル而カモ主トシテ *Brasileiro* ノ一億萬圓テアル

別途金融業者ハ輓近個々ノ生産者ヲ相手トシテ貸出スヨリハ纏ツタ金額ヲ以テ對「コンミッサリーリオ」ノ如キ信用程度ノ明カナル者ニ融通スル方カ簡捷テアリ利息ノ利率ハ假令八歩、九歩、一割ノ低率ナリトモ此方カ寧シロ取引カ安固テアルト爲ス様ナ傾キカアル
「コンミッサリーリオ」制度ノ崩壞ヲ豫斷スル者カ若シ其崩壞ノ誘因ヲ前貸制度ノ衰微ニ置クナラハ恐ラク其人ハ「コンミッサリーリオ」ノ前貸制度ヲ具體的ニ知悉セヌ爲メニ盲斷ヲスルコトニ終ルテアロウ

一九二五—二六年度及ヒ一九二六—二七年度ノ「コンミッサリーリオ」ノ前貸金總額ノ減少シタノハ調節制度ニ備ヘル爲メニ「コンミッサリーリオ」自身カラ前貸ヲ手控エタノテアル最早手控ノ要カナクナツタ一九二七—二八年度ニ入ツテハ旺ンナル貸出シノ舊狀ニ復シテ居ル

第五項 前貸資金ト銀行

前述ノ如ク「サントス」市場ノ「コンミッサリーリオ」及ヒ輸出業者ハ二億萬圓近クノ前貸ヲ爲サネハナラヌカ其兩者ノ有スル一億四千萬圓ノ運轉實力資金カ爲シ能ハサル殘額ノ六千萬圓近クノ資金ハ矢張り金融業者ヨリ得ナケレハナラヌ

此金融業者カ珈琲資金（珈琲輸出上ノ資金ヲ除ク）トシテ「コンミッサリーリオ」ニ貸出ス資金六千萬圓ハ殆ムト「前貸金」トシテ振當テラレルモノテアツテ其他ニ「コンミッサリーリオ」及ヒ輸出業者ニ對シテ八千萬圓近ク（一九二八年度）融通スルモノト見ラレテ居ル

第六項 銀行ノ貸付利率

「コンミッサリオ」カ聖州銀行其他ノ諸銀行ヨリ資金ヲ金繰リスル場合ニハ無論委託ノ珈琲ヲ二重擔保トシテ又ハ珈琲ノ所有權ヲ移シテ又ハ完全ナル質權ヲ設定シテ擔保付貸付金又ハ手形割引ニ依ルモノテアルカ金融業者ハ彼等ニ七掛ヨリ八掛迄ノ貸付ヲ與ヘ利率トシテハ一般ニ年率八歩ヨリ一割迄ト爲シテ居ル之レハ無論金融市場ノ平常ナル狀態下ニ於ケルモノテアル亦小規模ノ信用低キ珈琲仲買店ニ對シテハ一割二歩ヲ要求スル向モアルカ通例利率ハ擔保付テ一割見當テアル

第七項 珈琲輸送制限ト銀行

調節制度カ實施セラレテ珈琲ノ輸送制限カ行ハレ初メテ以來委託珈琲ハ内奥地ニ於テ積出ヲ爲シテヨリ短期テ六ヶ月、長イモノテハ一ケ年ノ餘ニモ其滯貨カ永引キ内奥地ノ調節倉庫内ニ停滯シテ居ル間ニ珈琲ノ品質ヲ惡化シ目減リヲ生スル等ノ條件ヲ加エハナラヌ爲メニ「コンミッサリオ」ノ前貸金ノ期間モ長期ニ互リ（以前ハ精々四ヶ月）滯貨中ニ擔保珈琲ノ實價カ低減シ且ツ滯貨ノ期間カ不規則、不同ニテ其豫測ヲ許ササルモノモアリ斯シテ從來ノ如ク「長クテ四ヶ月ニテ清算スル」底ノ定メカ無クナリ「コンミッサリオ」モ輸出業者モ共ニ尠ラヌ不便ヲ感シテ居

ルニハ「コンミッサリオ」ノ前貸金用ノ資金ハ從來ノ一年三回運轉ノモノカ昨今テハ

調節制度ノ結果「コンミッサリオ」ノ前貸金用ノ資金ハ從來ノ一年三回運轉ノモノカ昨今テハ（平均期間ヲ八ヶ月間トスル）一年一回半位ニシカ運轉シナイノテアル

此穴埋メハ銀行カ爲サネハナラヌ

即チ金融業者ニ取ツテハ前貸期間カ長期ニ互ル程、ヨリ有利ナル立場（「コンミッサリオ」ニ對シテ）トナルモノテ調節制度カ「コンミッサリオ」ヲ虐待スル制度ナルニ反シテ金融業者ニハ黃金制度テアル

調節制度ト「コンミッサリオ」ノ前貸金トノ關係ニ就テ之ヲ具體的ニ説明スル實例トシテ次項ニ於テ一問屋級ノ「コンミッサリオ」商社ノ一九二六―二七年度營業報告ノ一節ト同年度收益ノ狀況トヲ示シテ置ク

第八項 「パウリスタ、コンミッサリオ」會社ノ狀況

「パウリスタ、コンミッサリオ」會社ノ一九二六―二七年度營業報告ノ一節

株主諸君

當社ノ利害ニ關スル慎重ナル方策トシテ昨年七月當社ハ内奥地トノ前貸金ニ依ル商取引ヲ停

止スルノ決議ヲ致シマシタカ之レハ珈琲カ調節倉庫内ニ長期ノ滞貨(約十ヶ月ノ間モ)ヲ爲スカ爲メニ將來困難ナ事項ノ生起スルコトノ測リ難キヲ慮ツタ結果テアリマシタ
 右ノ商取引ノ中斷策カ其結果トシテ種々ノ變化ヲ生スルナラムト考エ當社ハ聖州内ノ總テノ銀行ニ對シテ内奧地ノ夫々ノ支店、代理店ニ指令シテ當社ノ決議シタル所ヲ知悉セシムル様依頼狀ヲ發シマシタ

斯クテ私共ハ恐ロシク遲滞シテ居タ珈琲ノ到着ヲ待チ之レヲ「サントス」市場ニ於テ販賣シタル後初メテ如何ナル心配モ無ク當社ノ商取引ヲ再開スルノ満足ヲ得タモノテアリマス
 當社ノ採用シタル方法ノ結果トシマシテ當社カ當然來ルヘシト豫期シタ通り當社取引先ノ委託者ノ大部分カ其發送ニ對シ手形ヲ用フルノ要ニ迫ラレ爲メニ委託珈琲ニ關スル鐵道貨物引換證ノ受手ニ減少ヲ生シマシタ
 斯カル狀況ヲ以テシテ猶ホ當社ハ委託珈琲 一一〇、七三五俵ニ對スル鐵道貨物引換證ノ送付ヲ受ケ得タノテアリマス此受荷數ニ昨年度末ヨリ繰越ノ 六七、五七五俵ヲ加算シテ前記通り 一七八、二二〇俵ノ珈琲ヲ得タノテアリマス
 因ニ右ノ「パウリスダ、コンミッサーリオ」株式會社ハ一九二三年ノ創立ニカカリ登録資本金三千

「コントス」ヲ以テ「サントス」市場ニ於テ純然タル「コンミッサーリオ」營業ヲ營ミ一九二六―二七年度ニ於テハ株主ニ一割二歩ノ配當ヲシテ居ル
 同年度ニ於ケル同社ノ收益高ハ總額テ一、二二〇、九五二\$五九〇テアツテ内譯スルト左ノ如クテアル

「パウリスダ、コンミッサーリオ」會社一九二六―二七年度收益ノ内譯	六〇二、七一四\$八〇〇
委託手数料收益	五四二、〇〇八\$七八〇
利息及ヒ割引	三五、七七一\$〇五〇
倉庫收益	三、八七五\$〇〇〇
珈琲賣買益	三、六五二\$五三〇
輸出收益	一〇、一一七\$七四〇
其他	一二、八一二\$六九〇
前期繰越高	一、二二〇、九五二\$五九〇
合計	

第三章 邦人ノ珈琲ヲ中心トシテ

在伯邦人ノ珈琲栽培ト其將來ヲ説キ斯狀況ト金融トノ關係ヲ考察スルノハ本稿ノ目的トスル所テ

無イ又數頁ノ簡單ナル記述ヲ以テ斯重大ナル問題ヲ解決スルナトノ冒險ハ筆者ノ最モ虞ルル所テアル

タダ本章ニハ筆者ノ氣付イタ個所ヲ斷片的ニホンノ“Bird's-Eye-View”的ニ記述シテ「ロンミンツサーリオ」讀者ノ參考ニ供シタイト思フ

第一節 邦人珈琲栽培ノ概況

在伯邦人就中在聖州邦人ノ珈琲栽培ハ近年目醒シイ發達ヲ遂ケ非常ナル加速度ヲ以テ展開シツツアル從テ其月々ニ變化シテ行キツツアル、Nascent State”ノ情勢ニ關スル統計數字等ヲ蒐集シ整理シ調査スルコトハ到底不可能ナ位テアル一九二六年ノ調査資料ハ一九二八年ノ用ヲ爲サス一九二八年ノ調査數字ハ恐ラク一九三三年頃ニハ役ニ立タヌモノトナルテアロウ

邦人カ土地ヲ購入シテ獨立農トシテ珈琲ヲ栽培シ初メタノハ一九一五年頃テアルカラ一九二八年現在ニ於テ在伯邦人珈琲樹ノ中テ其樹齡ノ最モ古イ樹カ辛ク十三年樹テアル即チ第八收穫目ヲ終ツタ許リテアル

聖州「ノロエステ」地方ニ於ケル一九一七、八年頃カラノ邦人植民地ニ於ケル獨立農ノ傾向ハ邦人植民者達ニ珈琲栽培ノ有利ナルヲ教エ邦人ハ逐年其入植數ヲ増加シ所有地積ヲ増シ植付珈琲樹數ハ凄シイ勢テ激増シテ行ツタノテアル

斯クテ一九二八年現在ニ於テ在伯邦人ノ所有スル珈琲樹數ハ約三九、〇〇〇、〇〇〇本テアルト筆者ハ統計スル者テアル而シテ一本ヲ五\$〇〇〇ノ時價ニ看テ一九二八年ニ於ケル在伯邦人所有珈琲耕地ノ總價額ヲ約一九五、〇〇〇「コントス」ト見積ル者テアル即チ日貨ニ換エテ約五千萬圓テアル右ノ數字ハ日本ノ事業、企業ナトノ規模ヨリ見レハ物ノ數テモナイカ在伯邦人カ赤手空拳移民時代ノ零細ヲ積ムテ汗ト血ヲ以テ僅々十二、三年間ニ築上ケタ結晶テアルトスレハ敬意ト讚意ヲ以テ迎エネハナラヌ數字テアル十二、三年間ニ之レ丈ノ成果ヲ擧ケタ努力ノ在伯邦人カ今後ノ年々數ヲ増ス來伯邦人ト共ニ勤勉ナル十年後ニ仕上ケル成績ニハ今ヨリ推シテ測ルヘキモノカアル

質素ナ「カーキ」服ニ身ヲ包ミ内奥地ノ赤土ニ塗レテ原始林ヲ開拓シテ行ク在伯邦人ノ姿ヲ彼ノ日本ニ於ケル父祖ノ遺産ヲ喰ムテ居ナカラ流行ヲ追フ美服ニ飽キテ不健全、不生産的ナ朝夕ヲ送ル者ノ浮薄ニ較ヘテ見タイト思フ

最近ニ於ケル邦人珈琲栽培者ノ傾向ハ珈琲耕地ヲ開キ珈琲樹ヲ植付ケテ收穫前ニ既ニ之ヲ他ニ賣却シ再ヒ處女林ニ入ツテ耕地ヲ開キ初メルトイフ特徴テアル即チ一個所ニ定着シテ百年ノ計ヲ以

テ珈琲ノ收穫ヲ爲ストイフノテハナク珈琲耕地ヲ仕立テテ之ヲ他ニ賣却シ其代價ヲ以テ一層大ナル規模ノ新耕地仕立テニ取掛ルトイフ傾向テアルニ、三年宛ツ一所ニ仕事シテ他ニ移動スル傾向テアル將來「コロノ」、「カマラーダ」等ノ勞力ヲ得ルコトノ高價、困難トナリ行クニ連レテ此新傾向ハ益々顯著トナツテユクテアロラ而シテ處女林ノ土地ヲ賣ル者ヨリモ仕立テタ耕地ヲ賣買スル者カ増加スルテアロウ

第一項 在伯邦人ノ所有珈琲樹數

在伯邦人所有珈琲樹數三九、〇〇〇、〇〇〇本中テ最モ多イノカ聖州「ノロエステ」鐵道沿線邦人ノ所有スル二二、〇〇〇、〇〇〇本トイフ樹數テアル次テ七、三〇〇、〇〇〇本ノ「ソロカバナ」沿線及ヒ北部「バラナ」州テアル「パウリスタ」延長線ノ「アルト、カフエイヤール」地方ニ於テハ一九二六年以降恐ロシイ勢テ入植者ノ數カ激増シ現今邦人ノ同沿線方面ニ植付ケタ樹數ハ五、〇〇〇、〇〇〇本以上ト算定セラレテ居ル
將來「ノロエステ」線及ヒ「ソロカバナ」線ノ邦人中右ノ「パウリスタ」延長線及ヒ北「バラナ」州地方へ密集シテ行ク者ノ多クナルノハ瞭カテアル彼等ハ珈琲收穫ヲ目的トスル者ヲナク從テ鐵道ヨリノ距離ハ構ハヌタダ耕地ヲ仕立テテ高騰シタ地價ト植付珈琲ヲ賣却スルニ存スル

左掲ノ表ハ筆者ノ編成シタルモノテアルカ表中ノ一九二六年現在ノ數字ハ海外興業會社伯國支店ニ於テ（志賀伊之助君ノ調査）一九二六年現在ノモノトシテ發表シテ居ル數字ヲ引用シタ而シテ一九二八年現在ノ數字ハ筆者カ特ニ編成シタモノテアル

在伯邦人所有珈琲樹數（一九二八年六月末現在）

(鐵道線別)		(一九二六年現在)	(一九二八年現在)
「モジアナ」線(三角「ミナス」チナル)		五七、〇〇〇本	六九、〇〇〇本
「パウリスタ」線		一、一四四、〇〇〇〃	一、七一四、〇〇〇〃
「アララクワラ」線(「サンパウロ」、「ゴヤス」共)		九〇二、〇〇〇〃	一、三二二、〇〇〇〃
「ドウラデンセ」線		四四〇、〇〇〇〃	七四〇、〇〇〇〃
「ノロエステ」線		一七、五〇九、〇〇〇〃	二二、〇〇九、〇〇〇〃
「ソロカバナ」線(北「バラナ」州地方チナル)		三、五〇六、〇〇〇〃	七、三〇六、〇〇〇〃
「パウリスタ」延長線		—	五、〇〇〇、〇〇〇〃
「イグアペ」地方		七〇〇、〇〇〇〃	九〇〇、〇〇〇〃
合 計		二五、三八三、〇〇〇〃	三九、〇六〇、〇〇〇〃

第二項 在伯邦人所有珈琲樹ノ產出高

前項ニ於テ掲出シタ邦人ノ所有珈琲樹ヨリ一九二五—二六年、一九二六—二七年及ヒ一九二七—



二八年度ノ三個珈琲年度ニ於テ産出シタ精製珈琲ノ俵數ヲ左ニ筆者ノ統計シタル數字ニ基イテ表
示スル左ハ無論四年樹乃至五年樹以上ノ樹齡ノ所謂成樹(Cafeiro formado)カ産出シタモノテアル

邦人珈琲樹ノ年産高

(珈琲年度)	(成樹數)	(産出俵數)
一九二五—二六年	八、〇〇〇、〇〇〇本	一四七、〇〇〇俵
一九二六—二七年	一一、七〇二、〇〇〇〃	二一〇、六二五〃
一九二七—二八年	一六、一九〇、〇〇〇〃	二九三、五〇〇〃

右表ノ産出俵數ハ精製珈琲ノ六十基瓦入俵ノ數量テアル

右表ニ依ル邦人所有珈琲樹ノ年産珈琲ノ外ニ外人所有珈琲樹ノ仕立ヲ邦人ノ請負者カ請負ヒテ第
一、第二、第三收穫ヲ取得シタル珈琲ノ數量ヲ見ネハナラヌ此數量カ仲々少量ヲ無イト謂ハレテ
居ル筆者ノ手許ニハ今其正確ナル數字カ無イカ一九二七—二八年度ニ於ケル數量ハ大約一七五、
〇〇〇俵テアツタト推算シ得ラレル

現在邦人ノ所有セル總樹數四千萬本中成樹數ハ一六、一九〇、〇〇〇本ニ過キスシテ残り二二、八
七〇、〇〇〇本ハ幼樹(即チ收穫前ノモノ)テアルカ此幼樹モ一九三二年頃ニハ全數成樹トナル
モノテアル故同年度ニ於テハ成樹總數カ四千萬本ニ達シ平均ニシテ七〇〇、〇〇〇俵以上ノ總産

額トナル勘定テアル即チ一俵ヲ平均ノ一九〇\$〇〇〇宛ニ見積ツテ一九三二年ノ在伯邦人所産珈
琲價額ハ約一三三、〇〇〇「コントス」即チ日貨ノ約三千四百萬圓テアル其總産額ノ七掛ケヲ「コン
ミッサリオ」ノ前貸金ニ任ストスルト「コンミッサリオ」カ一九三二年ニ邦人ニ對シテ前貸
スル總額ハ約二千四百萬圓テアル

第二節 在伯邦人ト金融

言語、習慣及ヒ生活様式ノ民族的差違ト信用

凡ソ對物信用ノ場合ニハ金融スル者カ其債務者タラムトスル者ノ所有物件(在伯邦人等ノ場合ニ
於テハ金額拂込濟トナリ地權ノ確實ニ設定セラレタ土地トカ拘束ノ無イ所有珈琲耕地トカ將來見
込ノアル市街住宅地トカ清算セラレタ商舖等)又ハ其他ノ有形的債權ヲ公文書式ニ基イテ精緻ニ
調査スレハ其信用ノ形態、程度カ數字的ニ直チニ瞭然スル當事者ノ双方カ未知ノ者テモ邦人ト伯
人間テアロウト大シタ區別ハナイ物的信用ノアル者ハ金線シ得ラレル信用ノ無イ者ハ泣カネハナ
ラヌ丈ノコトテアル

然ルニ場合カ對物信用ノ域ヲ超エテ一度對人信用ノ場合ニ進出スルト然ウハ行カナ
金融者カ其債務者タルヘキ者ノ所有物件及ヒ債權、債務關係ヲ數字的ニ調査スル外、該債務者ノ
辨濟能力ノ基礎、從來ノ義務履行ニ於ケル嚴正ノ程度、企業又ハ事業ニ對スル手腕、經驗、技能、

同人所在地方又ハ事業地ノ邦人間ニ於ケル信用ノ厚薄ト眞個ノ立場、人格等々ノ複雑ナル有機的條件ヲ精確ニ具象的ニ調査知悉シタ上テナケレハ眞ノ測定ハ至難トナル不可能トナル
 結局對物信用ノ域ニ逆戻リ物的信用丈テ相談カ進ミ債務者ハ當然數字のニ換算セラルヘキ多分ノ假リニ一〇〇ノ無形信用ヲ具有シテ居ナカラ金融者カ夫レヲ眞ニ一〇〇ト測定シ得タナラハ有形的信用ノ外ニ此ノ一〇〇ノ無形信用ヲモ有要ニ行使シ得タモノテアルニモ拘ラス金融者カ一〇〇ト測定シナカツタ或ハ双方カ眞ノ了解又ハ信用ヲ設定シ得ナカツタ爲メニ債務者ハ無形の信用ヲ全然行使シ得ス又ハ三〇シカ行使シ得スニ終ルコトトナルノテアル
 凡ソ近代信用ノ向上ハ而シテ其顯著ナル美果ハ實ニ後者ノ對人信用ノ發達テアラネハナラヌ
 今若シ此對人信用ノ場合カ伯人ノ銀行業者若クハ其他ノ金融業者(例ヘハ「コンミッサーリオ」又ハ輸出業者)ト邦人珈琲栽培者、棉作者、米作者等トノ間ニ生起シタ場合ニ於テハ其伯人ハ其邦人ノ對人信用ノ程度及ヒ價值ヲ眞ニ測定スルニ於テ邦人ト邦人トノ間ノ場合ノ如クニ之ヲ……完全ニ爲シ遂ケ得ルテアロウ乎……又ハ渠等カ自ラ進ムテ積極的ニ之ヲ爲サムト企ツルコトヲ望ミ得ルテアロウ乎……不完全ナル其邦人ノ伯語會話能力ハ果シテ同人ノ現狀環境ヲ徹ニ入り細ヲ穿ツ底ニ相手ノ伯人ノ心臓ニ傳ヘ其腦裏ニ徹セシメ得ルテアロウカ……恐ラク其伯人ハ邦人ノ其貧弱ナル會話上ノ語句、用語、表現ノ仕方ヲ通シテ辛シテ戯曲ノ單ナル梗概ヲ讀ムテ得タ概念

的印象ニ近イ感銘シカ受ケス其戯曲ヲ全的ニ通讀シ又ハ上場シタ場合ニ科白ノ受渡、其餘韻、思想、俳優ノ表現、動作、背景其他ノ總テノ舞臺效果ヨリ受ケルヘキ其戯曲ノ全幅的效果ヲ知ラスニ終ル位ノ極メテ輪廓的、死ムタ對人信用ヲ朦朧ト築キ得タ程度ニ止マルテアロウ之ヲ以テ其伯人カ何ウシテ其邦人ノ一〇〇ノ無形信用ヲ全的ニ評價シ得ヨウ……
 其邦人ノ辨濟能力、手腕、技能、邦人間ニ於ケル信望ノ厚薄ト地位人物等ヲ其伯人カ諒解スル爲メニハ同人ハ其邦人ト同等ナル生活様式ヲ體驗シ同等ナル言語、習慣、信念及ヒ理想ヲ知悉シナケレハナラヌ筈ノモノテアル

金貸シマス

聖市ノ地所及ヒ内地ノ珈琲園ヲ擔保
 トシテ多少ニ不拘御用立シマス
 返済ハ長期利子低廉其ノ他皆様ノ御
 便宜ニ御取計シマス

Dr. J. O. Inglez de Souza

e D. P. Ferraz

Rua. S. Bento, 47

2º andar-sala 14-15

S. Paulo

邦字新聞ニ現ハレタ廣告

右記ノ諸條件カ伯人金融業者ニ望メルコトテアロウカ……
 之レハ望ム者ノ方カ無理テアル單ニ双方カ「コスモポリタン」ノ利害上ニ於テスラ夫レハ不可能テアル
 在伯邦人ノ産業的發達ハ其民族經濟ノ確立ハ而シテ日本ニ於ケル一年百萬増加ノ人口過剩ヲセメテ伯國ニ移植スル爲メニハ在伯邦人產業界ノ要求スルトコロヲ其資本的裏打ノ要ヲ邦人系ノ金融者カ諒得シテ初メテ其目的ヲ有效ニ貫徹シ得ルノテアル (終)



十二八年度ニ入りテヨリハ其輸出ヲ現出シテ來テ同年度ニ於テハ上海宛ニ四十二俵ノ輸出ヲ見セテ居ル

對日輸出ト共ニ對支輸出ノ此新傾向ハ邦人海運業者ノ見逃カシテハナラヌ事象カト思フ研究ノ餘地カアル

第二節 “Pauta” ト “Sobre-Taxa”

第一項 輸出珈琲價格公定換算率

日々ノ新聞ノ珈琲欄ヲ見ルト “Pauta Paulista” トカ “Pauta Mineira” トシテ “Pauta” トイフコトカ必ス掲ケテアル

之ハ珈琲ヲ輸出スルトキニ其珈琲ノ公定價格ヲ算出スル爲メノ公定換算率テアツテ珈琲一基瓦ニ付何「ミル」何百「レース」ト伯貨テ表示スル而シテ聖州產出ノ珈琲ニ對スルモノヲ “Pauta Paulista” ト稱シ「ミナス」州產珈琲ニ對スルモノヲ “Pauta Mineira” バラナ州產ノモノニ對シテハ “Pauta Paranaense” ト謂フ各出產地ニ依テ夫々公定換算率カ違フノテアル

“Pauta” 〽 “Agio” トカ “Vale-ouro” ナトトハ別個ノモノテアル類似シテ居ルノテ混同シ易イ

珈琲ノ輸出税 (Direit de Exportação ne Café) ヲ伯國ノ税關ヘ納付スルトキ其週間中有效ナル “Pauta” ニ珈琲一俵ノ重量ヲ六十基瓦トシテ輸出スル珈琲ノ總重量ヲ掛ケル其積數ヲ輸出珈琲ノ公定價格 (Valor Oficial) ト稱スル其公定價格ノ九「パーセント」カ該珈琲ノ輸出税額テアル斯クシテ算出サレタル其輸出税額ハ輸入税納付ノ場合ニ於ケル金貨換算ノ要ナク其儘紙幣ヲ以テ税務部ヘ納付スル額テアル

但輸出珈琲カ十五俵以下ノ場合ニハ右ノ輸出税ヲ全額紙幣ヲ以テ直接税務部ヘ納付シ十五俵以上ノトキニハ指定銀行ニ拂込ムテ該行ノ作成スル輸出税納入證ヲ以テ税務部ヘ手續スルノテアル

例
今或輸出商社カ二百俵ノ珈琲(聖州產) ヲ輸出手配スル爲メニ「サントス」税關ニ其輸出税ヲ納付シタイトスル

該週ノ “Pauta Paulista” カ 3\$000. テアルトスレハ幾何ノ輸出税ヲ支拂フヘキヤト云フニ左ノ如シ

$$\begin{aligned} \text{公定價格} &= 3\$000 \times (60^{\text{Ks}} \times 200^{\text{g}}) = \text{R\$ } 36:000\$000 \\ \text{輸出税} &= 39:000\$000 \times 9\% = \text{R\$ } 3:340\$000 \end{aligned}$$

即チ二百俵ノ珈琲ノ公定價格ハ總額三六、〇〇〇\$〇〇〇トナリ、其輸出税ハ全額テ二、二四〇\$〇〇〇テアル

右ノ輸出税額ヲ紙幣ヲ以テ伯國銀行「サントス」支店へ拂込ミ同行ノ發給スル珈琲輸出税納入證ヲ以テ「サントス」税關ノ稅務部へ手續スル

第二項 輸出珈琲特別税

「Pauta」ノ外ニ「Sobre-Taxa」トイフノカアル之ハ調節策ノ費用及ヒ珈琲保護ニ關スル外債ナトノ基金ノ爲メニ政府へ納入スル輸出珈琲ノ特別税テアル

前項ニ説明シタ珈琲輸出税ノ外ニ珈琲一俵ニ付キ佛貨五法（金貨ニテ）宛ツテ其特別税トシテ同シク「サントス」税關へ納付スル

等級ノ如何ヲ問ハス輸出珈琲一俵（六十「キログラム」入り）ニ付五法テアル

此特別税五法ヲ伯貨紙幣ヲ以テ納入スル爲メノ公定換算率カ「Sobre-Taxa」又ハ「Franco Ouro」トシテ「Pauta」ト同シク日々ノ新聞ノ爲替欄又ハ珈琲欄ニ掲ケテアル

「Pauta」ノ方ハ「サントス」珈琲取引所ノ「Camara Syndical dos Corretores de Cambio」カ其率ヲ爲替市場ノ振合ヲ考慮シテ前週ノ爲替相場ノ平均數ヨリ算出スルモノテ一週間ノ間有效テアル

ル

「Franco Ouro」ノ方ハ對佛金貨相場ヨリ算スル之モ税關用ノモノハ公定テアル故ニ常ニ爲替市場ノ對佛爲替相場トハ少許ノ開キヲ持ツテ居ル

60
18

1874
 1875
 1876
 1877
 1878
 1879
 1880
 1881
 1882
 1883
 1884
 1885
 1886
 1887
 1888
 1889
 1890
 1891
 1892
 1893
 1894
 1895
 1896
 1897
 1898
 1899
 1900

60
18

600
180

